

令和5年第440回定例会

矢吹町議会会議録

令和5年12月1日 開会

令和5年12月11日 閉会

矢吹町議会

令和5年第440回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月1日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	4
会期外付託案件調査報告	5
議員派遣報告	7
町政報告	7
議案の上程、説明(議案第35号～議案第45号)	12
散会の宣告	15

第 2 号 (12月4日)

議事日程	17
本日の会議に付した事件	17
出席議員	17
欠席議員	17
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	17
職務のため出席した者の職氏名	18
開議の宣告	19
一般質問	19
芳賀慎也君	19
関根貴将君	27
藤井源喜君	38
富永創造君	48
堀井成人君	59

散会の宣告	6 4
-------	-----

第 3 号 (12月5日)

議事日程	6 5
本日の会議に付した事件	6 5
出席議員	6 5
欠席議員	6 5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 5
職務のため出席した者の職氏名	6 6
開議の宣告	6 7
一般質問	6 7
青山英樹君	6 7
三村正一君	8 5
会議時間の延長	1 1 1
安井敬博君	1 1 1
総括質疑	1 2 7
議案・陳情の付託	1 2 8
散会の宣告	1 2 8

第 4 号 (12月11日)

議事日程	1 2 9
本日の会議に付した事件	1 2 9
出席議員	1 2 9
欠席議員	1 2 9
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 0
職務のため出席した者の職氏名	1 3 0
開議の宣告	1 3 1
議事日程の報告	1 3 1
議案第35号、第39号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 3 1
議案第36号、第37号、第38号、陳情第13号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 3 4
議案第41号、第42号、第43号、第44号、第45号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 4 1
議案第40号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 4 4
日程の追加	1 4 5
議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 5
議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 6

議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	147
議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	148
議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	149
閉会の宣告	150
署名議員	151

令和5年12月1日（金曜日）

（第 1 号）

令和5年第440回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

令和5年12月1日(金曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 町政報告

日程第 5 議案の上程

議案第35号・第36号・第37号・第38号・第39号・第40号・第41号・第42号・第43号・第44号・第45号

(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	三村正一君	8番	安井敬博君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	富永創造君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 蛭田泰昭君 副町長 小松健太郎君

教育長 大杉和規君 代表監査委員 佐藤昇一君

総務課長兼 選挙管理 委員会書記長	正 木 孝 也 君	企画・デジタル 推進課長	国 井 淳 一 君
まちづくり 推進課長	神 山 義 久 君	会計管理者兼 総合窓口課長	佐 藤 浩 彦 君
税務課長	小 磯 剛 君	保健福祉課長	山 野 辺 幸 徳 君
農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴 木 辰 美 君	商工観光課長	柏 村 秀 一 君
都市整備課長	有 松 泰 史 君	上下水道課長	西 山 貴 夫 君
行政管理監兼 危機管理監兼 政策管理監	阿 部 正 人 君	教育次長兼 教育振興課長	佐 藤 豊 君
生涯学習課長	渡 辺 憲 二 君	子育て支援 課長	小 椋 勲 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝 次 長 鈴 木 直 人

◎開会の宣告

○議長（角田秀明君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第440回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（角田秀明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

7番 三村正一君

8番 安井敬博君

を指名いたしたいと思えます。

◎会期の決定

○議長（角田秀明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、7番、三村正一君。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） 議場の皆さん、おはようございます。

第440回矢吹町議会定例会が本日12月1日に招集になりましたので、それに先立ちまして、11月29日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議いたしました。

議事に入る前に、町長から提出予定の議案について企画・デジタル推進課長から説明を求め、さらに、議長から提出された日程等について、事務局長から説明を求め協議いたしました結果、会期を本日12月1日から12月11日までとし、会議日程についてはお手元配付の日程表のとおり協議が成立いたしました。

なお、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議することにいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（角田秀明君） お諮りをいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は本日12月1日から12月11日までの11日間にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月1日から12月11日までの11日間に決定がされました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、配付資料等について説明をいたします。

本定例会の議案書及び議案説明資料、例月出納検査結果報告書、令和5年度定期監査結果報告書、陳情文書表並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

◎監査報告

○議長（角田秀明君） これより、例月出納検査結果及び令和5年度定期監査の結果について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査結果及び令和5年度定期監査結果の2件であります。

初めに、例月出納検査結果についてご報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計については、8月分を9月26日に、9月分を10月20日に、10月分を11月22日にそれぞれ行いました。

上下水道事業会計につきましては、7月1日から9月30日までの第2四半期分を10月27日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者及び上下水道課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をご覧いただきたいと存じます。

続きまして、令和5年度の定期監査の結果について報告いたします。

監査の実施期間ですが、10月27日、30日、31日、11月1日、2日、9日、10日の7日間で行いました。

監査の結果ですが、提出された関係資料、書類等を照合審査の結果、提出資料に記載誤りがあったものの、全課にわたる事務処理及び事業の執行については、おおむね適正であると認めます。

なお、今後もさらに努力することが適正であると認められる事項についてであります。

初めに、経費削減についてであります。

令和5年10月の内閣府景気ウォッチャー調査によると、「景気は、緩やかな回復基調が続いているものの、

一服感がみられる。先行きについては、価格上昇の影響等を懸念しつつも、緩やかな回復が続くとみている」とまとめられており、景気は回復基調が続いているとしておりますが、連日の報道にあるように、円安などの影響から物価上昇傾向がいましばらく続く見込みであり、依然として厳しい状況にあると言えます。

こうした背景から、町の財政状況においては、地方交付税の減額のほか、財政負担として増加する社会保障関連予算、さらには老朽化する公共施設の大規模な改修や更新など、今後も大変厳しい状況が続くものと考えられます。今後も職員一人一人がこれらの現状を十分に認識し、投資的経費の削減もさることながら、引き続き経常的経費の節減に努めたく存じます。

次に、町税等の収納向上についてであります。

町税等の徴収については、担当各課においてそれぞれ努力されていることと認めます。しかしながら、厳しい財政状況の中、収入未済額の解消は、財源確保と公平・公正を期するためにも極めて重要な課題であります。今後も継続して適正な債権回収と滞納整理の全庁的な進行管理に取り組まletak存じます。

なお、詳細につきましては、定期監査の結果報告書をご覧くださいと存じます。

以上で、例月出納検査結果及び令和5年度の定期監査結果の報告を終わります。

○議長（角田秀明君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎会期外付託案件調査報告

○議長（角田秀明君） 次に、会期外に行われました委員会の調査結果について委員長から報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、5番、堀井成人君。

〔5番 堀井成人君登壇〕

○5番（堀井成人君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、閉会中の所管事務調査の結果報告をいたします。

なお、今回の調査は、総務教育常任委員会と産業民生常任委員会の合同による調査のため、代表いたしました、産業民生常任委員会委員長の堀井が報告いたします。

閉会中の所管事務調査結果報告書について。

第438回矢吹町議会定例会において両委員会に付託されました案件につきまして、調査が終了したので、その結果について、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告します。

総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、所管事務調査結果報告書。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、調査経過。

今回、宮城県大和町を訪問し、次の3項目について視察研修を行ってまいりました。

1つ目は、大和町第五次総合計画の概要と特色ある事業、施策についてであります。

2つ目は、地域子ども・子育て支援事業についてであります。

3つ目は、高齢者福祉サービスの取組についてであります。

それでは、研修項目ごとに各委員の意見等を踏まえ、その内容、感想、所感を報告いたします。

1つ目は、大和町第五次総合計画の概要と特色ある事業、施策についてであります。

令和4年から令和13年まで10年間の間に、前期、令和4年から令和8年までの5年間、令和9年から令和13年を後期としているまちづくりの基本方針、「豊かな自然を活かし人と人をつなぐにぎわいのまちづくり」「一人ひとりが健やかに育ち暮らせるまちづくり」「みんなでつくる安全に住みつけられるまちづくり」であります。目標とする将来人口は令和13年度で3万人であり、大和町の立地条件・資源を生かし、安心して働ける地域づくり、大和町における結婚・出産・子育ての希望をかなえる、人が集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくるとの報告がありました。

2つ目は、地域子ども・子育て支援事業についてであります。

どの市町村でも少子化対策としての施策を策定しており、全国的に移住定住促進の目玉として取り組む市町村が多く感じられます。大和町での取組に関して説明を受けて、重点事業として7つの事業が示されました。大和町の単独事業として、国の子育て世帯生活支援特別給付金対象以外の世帯に対し、対象見込み児童数4,700名に給付金を給付していることに驚きました。また、出産祝い品贈呈事業として202件、祝い品として絵本を贈る単独事業にも感心いたしました。合計ですけれども、2億8,183万8,000円の事業費のうち、2億310万6,000円が単独事業であり、その割合は72.1%でありました。日本全国が一律ではなく、住む市町村での違いを改めて考えさせられましたとの報告がありました。

3つ目は、高齢者福祉サービスの取組についてであります。

地域見守り支援体制として、行政区、民生児童委員、また町内にある郵便局、銀行、商店街、企業など、町と連携を取っております。65歳以上の独り暮らしの高齢者のみの世帯の方に対し、通信連絡機器を貸与し、24時間体制での見守り支援を行っているとの報告がありました。

その他、各委員から様々な質問がありました。

高齢者福祉サービスの充実関係では、大和町における公共交通に関する質疑応答がありました。

大和町では、町民バス、大和町デマンドタクシーが運行され、その内容について質問したところ、1年間に約9,000人の利用者がいるとのことでした。また、デマンドバスの運行をするまでに何年かかりましたかの質問では、門間議長さんから約10年ぐらいかかりましたとの話がありました。

矢吹町でも、平成30年から矢吹町公共交通ネットワーク検討協議会を設置し、5年が経過いたしました。高齢者の運転免許返納などにより、高齢者ドライバーによる交通事故の抑制にもなりますが、その反面、買物などの交通手段の確保が本町でも課題であります。デマンドタクシーの導入等により、大和町のように地域公共交通の役割として、高齢者の買物等対策など、様々な人に対して移動手段を提供することができればと思っております。

今回の研修により、本町においても取り組まなければならない事項が確認でき、より具体的な説明もあったため、参考となる点が非常に多く、また実りの多い有意義な研修となりました。

なお、今回の視察研修に参加した議員全員の感想、所感につきましては、報告書にまとめてありますので、後ほどご覧いただければと思います。

最後に、今回の研修に当たりまして、多大なるご配慮をいただきました大和町議会、門間浩宇議長様、大和町、浅野喜高副町長様、議会事務局長をはじめ職員の皆様方へ心から感謝を申し上げ、報告とさせていただきます。

◎議員派遣報告

- 議長（角田秀明君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員の派遣について報告をいたします。
- 派遣の結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりであります。
- 以上で、諸般の報告は終了をいたします。
-

◎町政報告

- 議長（角田秀明君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

- 町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。

第440回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、角田議長をはじめ議員の皆様には感謝を申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第440回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

初めに、第3回「スポーツ・健康まちづくり」優良自治体表彰2023、通称「スポまち！長官表彰」の受賞についてであります。

これは、スポーツを活用した地方創生やまちづくりに積極的に取り組む自治体がスポーツ庁より表彰されるものであります。このたび、本町の進める「矢吹町スポーツ×デジタル振興プロジェクト」の取組がスポーツ庁に認められ、優良自治体として受賞が決定いたしました。

スポーツとデジタルを掛け合わせ、関係・交流・流入人口の増加に向けた取組の推進として、それぞれの価値を最大限に生かした特色ある地方創生の取組、健康・教育・経済・デジタルをキーワードに、スポーツ科学をベースとした子供から高齢者まで多世代、多くの世代にわたるプログラムを開発し、誰一人取り残さない地域づくりに向けた取組が高く評価されました。

表彰式典は、11月10日に東京都内の大手町三井ホールで行われまして、室伏スポーツ庁長官から、直接、表彰状が授与されました。

本プロジェクトの推進に当たりましては、誰もがそれぞれの形でスポーツや運動を楽しめる町、多くの人が集まりにぎわう町として、スポーツや運動を軸に多様な交流が生まれ、人と町を育む場の提供を目指した取組を進めてまいります。

また、プロジェクトの成功に向けては、「みんなでやろう」という意識醸成が大切であります。スポーツの多様性、躍動感や楽しさ、多様な交流を目指した機運醸成イベントとして、11月12日、矢吹町複合施設KOKOTTO西側駐車場において、ファイヤーボンズのBONDS CUP 3×3 BASKETBALL大会を初めて開催いたしました。町内外より、小中学生の部8チーム、高校生・一般の部7チームが参加したほか、福島ファイヤーボンズチアリーダーズのRay-Glittersさんと光南高校チアリーダー部によるパフォーマンスが披露されました。当日は、矢吹駅前でのハッピーサンデー、矢吹町複合施設KOKOTTOでの矢吹だいすき子ども祭りとの同時

開催により、多くの来場者と共に町なかのにぎわい創出を図ったところであります。

なお、12月2日には、矢吹町複合施設KOKOTTOの特設会場におきまして、YABUKIストリート陸上を初めて開催予定であります。これには大変豪華なゲストをお迎えしております。日本女子陸上界のレジェンドお二人ということで、女子100メートル、そして200メートルの陸上のタイトルホルダーである福島千里さんと、そして400メートル、そして400メートルリレーのほうの千葉麻美さん、こういった豪華なゲスト、子供たちと一緒に走ってもらう、または走る指導をしていただく、様々な盛りだくさんのメニューを用意しております。これもまた初めての開催予定でございます。

また、この同日に、やぶき公共交通セミナー2023ということで、だれもが移動しやすいまち、これをKOKOTTOホールにて開催いたします。

次に、第40回矢吹町統計グラフコンクール審査会についてであります。本コンクールには、矢吹町の子供たちは毎年大変優れた作品を数多く出品して、様々な賞を頂いております。今年は8月28日、矢吹町複合施設KOKOTTOのギャラリーで行われ、町内の小中学校から41作品の出展があり、町長賞、議長賞などの受賞者が決定されました。町コンクールへ出品された作品は、全て第73回福島県統計グラフコンクールへ出品され、県知事賞をはじめ13作品が入賞し、うち5作品が全国の統計グラフコンクールへ出品され、中畑小学校の2年生、水戸彩夏さんの作品が佳作を受賞いたしました。

次に、先ほども出てまいりましたが、矢吹町地域公共交通計画についてであります。本町では、高齢化社会に向けた日常生活の利便性の増進を図るための公共交通を検討する組織として、平成30年に設置した矢吹町公共交通ネットワーク検討協議会で検討した内容を踏まえて、矢吹町公共交通ネットワーク推進計画を策定し、公共交通分野における機動的な政策を展開してまいりました。

一方で、高齢化などにより免許返納をした方や移動手段を持たない方の需要にどのように対応していくかは引き続き大きな課題となっております。このような状況を踏まえ、地域特性に応じた生活交通の確保や、新たなモビリティサービスの活用も視野に入れた持続可能な公共交通ネットワーク、この構築を推進するとともに、まちづくり施策と一体となった取組を進めるため、令和5年8月に矢吹町地域公共交通活性化協議会を設立し、矢吹町地域公共交通計画を策定いたしました。

本町が目指す今後の地域公共交通の基本的な考え方といたしましては、「自ら移動方法を選び、快適に暮らせる～だれもが移動しやすいまち“やぶき”～」を基本理念とし、公共交通分野での取組を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。

本町では、令和5年秋開始接種として、9月26日から、生後6か月以上の全ての方を対象としたワクチン接種を矢吹町文化センター及び町内の医療機関で実施いたしました。

10月27日現在、本町におけるワクチンの接種人数につきましては、1回目の接種を終えた方は1万5,470名、2回目の接種を終えた方は1万5,394名、3回目の接種を終えた方は1万3,213名、4回目の接種を終えた方は9,969名、5回目の接種を終えた方が5,819名、6回目の接種を終えた方は4,382名、7回目の接種を終えた方が2,332名となっております。

なお、直近データとして、11月29日現在の本町におけるワクチンの接種人数につきましては、1回目の接種を終えた方1万5,492名、2回目の接種を終えた方が1万5,417名、3回目の接種を終えた方が1万3,240名、

4回目の接種を終えた方は1万2名、5回目の接種を終えた方が6,065名、6回目の接種を終えた方は4,520名、7回目の接種を終えた方が3,496名となっております。

集団接種につきましては、令和5年春開始接種の接種体制と同様に、夜間、休日等の接種機会を多く確保するなど、接種を希望する方のニーズに合わせて実施し、12月13日を集団接種最終日としております。

なお、町内の指定医療機関では、令和6年3月末までワクチン接種を行っております。

また、インターネット予約が難しいという方々への対応として、引き続き、65歳以上の方で5回目接種完了された方への接種日時の記載された文書の送付及びワクチン予約支援センターの設置に伴うスタッフによる接種予約の代理申請を実施いたしました。

本事業は、今年度末まで、国が定める臨時接種として、接種を希望する方が無料で接種できる仕組みとしており、多くの方が速やかに接種できるよう集団接種会場を設置するなど、接種をする機会を確保してまいりましたが、令和6年度からは、臨時接種から定期接種または任意接種として、インフルエンザなどの予防接種と同様に、接種を希望する方が自己負担で接種を行うという仕組みに変更になります。

今後も、新型コロナウイルスワクチン接種に関する制度の変更など、様々な予防接種に関する情報を周知するとともに、医療機関との連携を図り、医療機関での接種体制の充実を図ってまいります。

次に、遊水地事業についてであります。9月11日に、矢吹町、鏡石町、玉川村の3町村の首長で、福島河川国道事務所の丸山所長に対し、流域治水の実践に向けた遊水地整備後の農地占用に係る要望書を提出いたしました。遊水地整備後の水田等農地占用を可能にする制度の拡充、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの計画的な推進について要望し、丸山所長からは「地域の期待に応えられるよう関係機関と検討したい」との話がありました。

また、遊水地をはじめとする治水対策、流域治水への共通理解を深めるため、遊水地整備が予定されている3町村長で阿武隈川流域自治体や関係省庁へ直接出向きまして、特に流域治水の考え方、遊水地の役割や効果について正しい認識が図られるよう、やはり広く正しい認識が、特に下流域に対してということが非常に重要かと思いますが、その取組の実施について国や福島県への働きかけをさらに強化しつつ、意見交換や議論を継続的に実施してまいります。

次に、やぶきフロンティア祭り2023の開催についてであります。

「やぶきの未来を担う、子どもたちのために。」をテーマに、9月10日、矢吹町文化センター駐車場を第1会場、矢吹町文化センター大ホールを第2会場として、過去最大規模で開催いたしました。主催は、矢吹町、JA東西しらかわ、JA夢みなみ、矢吹町商工会、やぶき経営懇話会で構成されたやぶきフロンティア祭り実行委員会でありまして、共催として手と手マルシェに協力をいただきながらイベントを盛り上げました。

厳しい残暑による熱中症対策として、文化センターをクーリングシェルターとしたほか、涼の取れる遊び場やミスト扇風機の設置を行いました。

今年は、福島ファイヤーボンズによるフリースローチャレンジや、噴水プール設置による子供たちのキッズ水遊び、段ボール工作体験などの新しいアクティビティー体験イベントを充実させたほか、福島ファイヤーボンズのチアリーダー、Ray-Glittersによるチアショーや、矢吹町PR大使の津吹みゆさんによる演歌ライブ、矢吹町名誉町民の中畑清さんによるトークショーが披露されました。

第1会場では、友好市町である三鷹市、そして川南町による出店をはじめ、町内外の特産品販売や各団体による展示、PRブースとおいしいグルメの販売ブース、キッチンカーを合わせて、過去最多の120を超える出店がありました。第2会場では、やぶき経営懇話会による町内企業の紹介、やぶきデジタル花火大会を実施しまして、大ホールでは町内の団体によるステージショーやお笑いのライブが披露され、大盛況のイベントとなりました。

次に、中畑公園整備事業についてであります。

今年6月より工事着手をしておりました遊具設置工事については、10月6日に完成をし、10月12日より公園の供用を開始いたしました。中畑地区に複合的な遊具が設置されるのは初めてでありまして、過年度開催された子ども議会において、中畑小学校の児童より要望があった「中畑地区に公園が欲しい」という声を大切に、若い世代の望むまちづくりを実現することができたのではないかと思います。

また、10月23日には、公園のプレオープンを記念し、中畑公園オープニングセレモニーを開催いたしました。セレモニー当日は、角田議長をはじめ多くの議員の皆様にもご臨席を賜り、改めて御礼を申し上げます。ほかにも、子ども議会において公園設置の質問を行った、当時、中畑小学校6年生、現在高校3年生の榊村真衣さんにもご出席をいただき、要望が実現された喜びの声を聞くことができました。6年越しの実現ということで、マスコミ等にも大分多く取り上げていただいたようであります。引き続き、町民の皆様の声大切にしながら、各種整備に取り組んでまいります。

次に、一般国道4号矢吹鏡石道路整備事業についてであります。9月1日、一般国道4号4車線整備促進期成同盟会の副会長として国土交通省へ要望書を提出し、矢吹鏡石道路の速やかな工事着工について要望いたしました。清水政務官からは、「重要度が高い路線であるため、事業を目に見える形でしっかり進めていく」との話がございました。

また、沿線住民や道路利用者の声に寄り添った道路整備となるよう、関係省庁へ直接赴き、計画に関して本町が抱える現状や課題等についての意見交換や議論を行う等、本事業を推進するため、継続的かつ精力的に協議を重ねております。

次に、消防団活動についてであります。

令和5年度県南地方総合防災訓練が10月1日に矢吹町大池公園において開催され、消防団員等、約400名参加の下、災害対策本部設置訓練、地域住民参加型の消火訓練、ボランティア受付訓練、水素発電車による災害時の資機材への電力供給訓練など新しい試みも実施し、災害等発生時に対応できるよう訓練を実施いたしました。

また、11月5日、矢吹町消防団秋季検閲式が、矢吹小学校校庭において、消防団員等、約200名の参加の下、来賓の皆様を多数お迎えし、5年ぶりの団員による防火パレード、規律の整った通常点検、各種表彰など盛大かつ厳粛に開催いたしました。

この令和5年度県南地方総合防災訓練は、大変盛大にかつ新しい試みをかなり取り入れて行いましたし、また、この検閲式につきましては、5年ぶりの様々なことも行いました。ただし、報道のとおり車検切れといったこともありまして、改めて管理体制等について猛省をしながら対応していくつもりでございます。大変申し訳ございませんでした。

次に、市町村対抗による各種大会についてであります。第24回福島県市町村対抗ゴルフ大会につきましては、9月8日、県内から24市町村39チームの参加の下、棚倉田舎倶楽部で開催されました。矢吹町からは1チームが参加し、チーム戦で14位と健闘いたしました。

第17回市町村対抗福島県軟式野球大会につきましては、9月9日から10月1日まで、県内市町村59チームの参加の下、県営あづま球場をメイン会場に開催されました。矢吹町代表チームは、シードにより第2回戦から出場し、9月23日の第2回戦で古殿町、9月24日の第3回戦で猪苗代町、9月30日の準々決勝で鮫川村、10月1日の準決勝では福島市に勝利を収めまして、決勝へ駒を進めました。同日の決勝では、いわき市に1対12で敗れましたが、準優勝というすばらしい成績を収めることができました。

次に、第10回市町村対抗福島県ソフトボール大会につきましては、10月14日から10月29日まで、県内市町村55チームの参加の下、相馬光陽ソフトボール場で開催されました。矢吹町代表チームは、シードにより第2回戦から出場し、10月22日の第2回戦の鏡石町に勝利、10月28日の第3回戦で新地町に勝利し、同日の準々決勝で国見町に1対6で惜敗しましたが、ベストエイトという成績を収めることができました。ちなみに、国見町は、昨年、矢吹町に逆転で敗れて以来、国見町のエースピッチャー以下、打倒矢吹で頑張ってきたというようなお話も聞いております。

次に、第41回さわやか健康マラソン大会についてであります。今年度の大会は、幼児・親子部門から一般部門までの17部門に、町内外から昨年比73名増の537名の選手がエントリーし、10月29日に盛大に開催されまして、晴天の下、健脚を競い合いました。

次に、町民文化祭あゆり祭についてであります。

10月1日、あゆり祭開催式を文化センター大ホールで開催いたしました。開催式は3部構成で、第1部では開催セレモニー、第2部では「あゆり姫物語」の公演、そして第3部では尺八奏者の辻本好美さんの公演が行われました。

また、11月3日に音楽祭・唄琴舞を文化センターで開催いたしました。2部構成の第1部では、町内小中学校と地元コーラスグループによる演奏が行われ、第2部では、歌や舞踊、ダンス、カラオケなど様々なグループや個人による発表が行われ、音楽をはじめとした矢吹町の文化に触れ、楽しむ一日となりました。

今年度は、58団体の参加の下、9月27日から11月27日までの2か月間にわたり、矢吹町文化センター及び矢吹町複合施設KOKOTTO、大池公園茶室において各種の展示会及び発表会等を実施しております。

次に、三鷹市管弦楽団矢吹町公演についてであります。

9月24日、新型コロナウイルス感染症の防止対策等によって中断していて、他の様々な行事と同様に長年の中断がありました。この行事につきましては5年ぶりであります。5年ぶりとなる第16回目の公演を矢吹町文化センター大ホールで開催いたしました。これまで矢吹中学校芸術鑑賞教室として開催しておりましたが、今回は久しぶりということもあり、一般の方も入場を可能とし、矢吹中学生、保護者、一般の方を合わせ、約600名がすばらしい管弦楽の演奏に聞き入りました。公演では、アンコールを含め9曲演奏されまして、最後は矢吹中学校の校歌の演奏で客席も起立し、全員で演奏に合わせ合唱をいたしました。

次に、令和5年度の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金についてであります。本事業は、食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化している低所得の子育て世帯に対して、その実情を踏まえた生活を支援するため

に、対象児童1名当たり一律5万円を給付するものであり、令和5年10月末現在で96世帯、児童数168名分、840万円を支給しております。

対象となる方は、ひとり親世帯を対象とした給付金を受け取っていない世帯で、令和6年3月31日時点で18歳未満の児童、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている方及び令和6年2月末までに生まれる新生児を養育する令和5年度住民税が非課税の方、または食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年度分の住民税が非課税相当となった家計急変者となっております。

次に、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金についてであります。電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担額を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等への支援として、国の補助を活用し、1世帯当たり3万円の給付金を支給する事業に取り組んでおります。

対象となる世帯は、令和5年6月1日現在、本町の住民基本台帳に登録されている方であり、世帯全員の令和5年度住民税が非課税である世帯及び予期せず令和5年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となる家計急変世帯であります。対象と思われる非課税世帯1,605世帯については、7月18日に確認書等を送付し、10月31日現在で1,443世帯へ4,329万円を支給しております。

なお、11月末現在では、直近の数字です。1,468世帯へ4,404万円を支給しております。

ここまで、町政報告から15点を抜粋しまして、報告を申し上げます。

矢吹町の地方創生に向け、議員の皆様のご協力をお願い申し上げます。私からの町政報告とさせていただきます。

その他7項目につきましては、お手元に配付いたしました第440回矢吹町議会定例会町政報告より報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 以上で、町政報告は終了をいたします。

◎議案の上程、説明（議案第35号～議案第45号）

○議長（角田秀明君） 日程第5、これより議案の上程を行います。

議案第35号、第36号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、第42号、第43号、第44号及び第45号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明をさせていただきます。

日程第5、初めに、議案第35号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、出産した被保険者の産前産後期間における国民健康保険税軽減措置制度が創設されたため、所要の改正を行うものであります。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の公布による地方税法等の一部改正に伴い、出産被保険者に係る国民健康保険税について、所得割額及び均等割額を減額するものであります。

なお、この条例は令和6年1月1日から施行するものであります。

次に、議案第36号 矢吹町道路線の認定についてであります。

本案の一本木33号線につきましては、宅地分譲に伴い、開発事業者が整備を行い、町への寄附採納手続が完了した道路であります。今後、周辺の宅地分譲などが見込まれることから、当該エリアの地域振興に資する町道として維持管理を図るものであります。

次に、議案第37号 矢吹町健康センターの指定管理者の指定の一部変更について及び議案第38号 矢吹町ふれあい農園の指定管理者の指定の一部変更についてであります。関連がございますので併せてご説明をいたします。

両施設ともに、平成18年度から指定管理者制度を導入し、ふれあい農園につきましては、健康センターの指定管理者により効果的かつ効率的な施設運営を行ってきたところであります。令和6年3月末をもって指定期間が満了することから、次期指定管理者の選定を行うところではありますが、令和3年5月1日からの指定管理期間において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のための長期間にわたる施設の使用制限や、令和4年福島県沖地震により被災したあゆり温泉の長期休館など、指定管理者による3か年の事業計画の実施が制限され、主体的な取組が予定どおり行えなかったこと、また、あゆり温泉敷地内擁壁の改修工事に向けた課題や工事による休館の可能性から、次期指定管理期間の設定が不透明な状況にあります。このようなことから、現在の指定管理者である株式会社アクティブワンの指定期間を令和6年3月31日から令和9年3月31日に変更いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第39号 矢吹町屋内外運動場の指定管理者の指定についてであります。町では、多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応し、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的として、平成30年度から矢吹町屋内外運動場の施設運営を指定管理者の民間活力により行ってきたところであります。令和6年3月末をもって指定期間が満了することから、矢吹町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定に基づき、公募を行い、応募があった1団体について、10月30日に選定委員会を開催し、指定管理者候補を選定いたしました。今回、指定管理者候補者との協議が調いましたので、矢吹町屋内外運動場の指定管理者に、東京都江東区大島一丁目9番8号、株式会社フクシ・エンタープライズを指定するものであります。

なお、指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とし、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第40号 令和5年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億3,736万4,000円を追加し、総額を86億1,270万5,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金3,201万7,000円、県支出金2,202万7,000円、繰入金1億6,957万3,000円をそれぞれ増額し、諸収入342万7,000円を減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を防犯カメラシステム設置工事等により3,950万6,000円の増額、民生費を障がい者自立支援事業等により9,374万5,000円の増額、衛生費を新型コロナウイルスワクチン接種費国庫負担金返還金等により5,120万9,000円の増額、土木費を町道管理事業等により3,110万8,000円増額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、新たに公共施設等適正管理推進事業債（観光施設）を320万円追加するとともに、地方道路等整備事業債200万円、公園整備事業債110万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、議案第41号 令和5年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ31万4,000円を減額し、総額を16億6,850万円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金5,240万6,000円、繰越金1,482万7,000円をそれぞれ増額し、国民健康保険税6,754万7,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費20万4,000円、保険給付費183万6,000円をそれぞれ増額し、国民健康保険事業費納付金235万4,000円を減額するものであります。

次に、議案第42号 令和5年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,285万4,000円を追加し、総額を16億5,364万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金3,275万9,000円、支払基金交付金320万4,000円、繰越金4,318万2,000円をそれぞれ増額し、県支出金2,728万円、繰入金1,901万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費763万6,000円、地域支援事業費423万3,000円、諸支出金2,275万3,000円をそれぞれ増額し、総務費176万8,000円を減額するものであります。

次に、議案第43号 令和5年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ264万9,000円を追加し、総額を2億90万4,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料124万2,000円、繰入金14万円、繰越金126万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費14万円、後期高齢者医療広域連合納付金250万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第44号 令和5年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、収益的支出につきまして、既定の額に738万円を増額し、総額を4億3,610万4,000円とするものであり、内容は、営業費用を738万円増額するものであります。

次に、議案第45号 令和5年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収入につきましては、公共下水道事業について、既定の額から654万円を減額し、総額を4億7,428万1,000円とするものであり、内容は、営業外収益を654万円減額するものであります。

収益的支出につきましては、公共下水道事業については、既定の額から452万2,000円を減額し、総額を4億5,465万9,000円とするものであり、内容は、営業費用を595万3,000円減額し、特別損失を143万1,000円増額するものであります。

農業集落排水事業につきましては、既定の額に45万7,000円を増額し、総額1億8,121万6,000円とするものであり、内容は、営業費用42万5,000円、特別損失3万2,000円をそれぞれ増額するものであります。

資本的収入につきましては、公共下水道事業につきましては、既定の額に137万2,000円を増額し、総額を2億4,571万6,000円とするものであり、内容は、企業債を620万円減額し、補助金を757万2,000円増額するものであります。

農業集落排水事業につきましては、既定の額から130万円を減額し、総額を7,290万4,000円とするものであり、内容は、企業債を130万円減額するものであります。

資本的支出につきましては、公共下水道につきましては、既定の額に1,450万円を増額し、総額3億8,536万9,000円とするものであり、内容は、建設改良費を1,450万円増額するものであります。

次に、企業債の補正につきましては、公共下水道事業債320万円、下水道事業資本費平準化債（公共下水道）を300万円、下水道事業資本費平準化債（集落排水施設）130万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、他会計からの補助金の補正につきましては、一般会計から当該会計への補助を受ける金額について1,308万9,000円を増額するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

ご協力、誠にありがとうございました。

本日は大変ご苦勞さまでございます。

（午前10時57分）

令和5年12月4日（月曜日）

（第 2 号）

令和5年第440回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年12月4日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	三村正一君	8番	安井敬博君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	富永創造君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
教育長	大杉和規君	総務課長兼 選挙管理 委員会書記長	正木孝也君
企画・デジタル 推進課長	国井淳一君	まちづくり 推進課長	神山義久君
会計管理者兼 総合窓口課長	佐藤浩彦君	税務課長	小磯剛君
保健福祉課長	山野辺幸徳君	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木辰美君
商工観光課長	柏村秀一君	都市整備課長	有松泰史君

上下水道課長	西	山	貴	夫	君	行政管理監兼 危機管理監兼 政策管理監	阿	部	正	人	君
教育次長兼 教育振興課長	佐	藤		豊	君	生涯学習課長	渡	辺	憲	二	君
子育て支援 課長	小	椋		勲	君						

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 氏 家 康 孝 次 長 鈴 木 直 人

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） ……（録音漏れ） ……

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（角田秀明君） ……（録音漏れ） ……時間は30分以内であります。質問時間の残り時間を議会事務局長前でお知らせをいたします。質問時間終了3分前には予鈴を1回鳴らし、30分終了時に予鈴を2回鳴らします。質問の途中であっても質問は打ち切りとしますので、ご承知ください。

なお、一般質問は登壇して1回目の質問を行い、2回目の質問からは議員発言席により行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻ることとなります。

それでは、通告に従いまして、順次質問を許します。

◇ 芳 賀 慎 也 君

○議長（角田秀明君） 通告1番、1番、芳賀慎也君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○1番（芳賀慎也君） それでは、議場の皆様、おはようございます。傍聴席にお越しの皆様、傍聴ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1つ目の質問ですが、主題としましては、スポーツ×デジタル振興プロジェクトについてでございます。

質問の目的としましては、スポーツの価値やスポーツを活用した特色あるまちづくりに取り組むことができるためというところでございます。

質問しようとする背景、経緯についてですが、今年の2月に行われた議会全員協議会において、デジタル田園タウン都市構想事業の中で、矢吹町スポーツ×デジタル振興プロジェクトについて、子供から高齢者まで多世代にわたるおのおのの課題に対する健康増進プログラムを開発し、誰一人取り残さない地域づくりが必要であることや、小学校のGIGAスクールとの連動やデジタル人材の育成にも派生させ、教育分野にも寄与する等の説明がございました。先月10月26日の民報新聞でも、本プロジェクトについて取り上げられておりまして、スポーツ庁主催の第3回スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰2023において、矢吹町は優良自治体として表彰を受けております。

スポーツとデジタルを融合し、子供の運動能力の向上やアスリート発掘、高齢者の健康づくりを目的とした矢吹町スポーツ×デジタル振興プロジェクトは、体力の測定や健康診断などの数値を分かりやすく示し、全町民を対象にスポーツ科学に基づいたプログラムを提供し、町民の健康増進、子供の健やかな心身形成を図るといった内容になっております。

先月の11月12日には、本プロジェクトの一環としてBONDSCUP 3×3バスケットボール in 矢吹が開

催されました。また、先週土曜日12月2日にはYABUKIストリート陸上の開催が行われ、それぞれのイベントにおいて、光南高校チアリーダー部の参加や子ども祭りの開催、多数のキッチンカーの出店等もあり、町のにぎわい創出にもつながっているものであります。

社会情勢の変化から、子供たちの運動能力、体力の低下が問題となっていることに加え、高齢者の健康づくりについては、これからの町の重要な課題であると捉えております。スポーツの力で地方創生を掲げる本プロジェクトについて、質問をさせていただきます。

まず1点目です。

本プロジェクトについてのビジョン、目的についてお伺いいたします。

2つ目の質問ですが、本プロジェクトの今後の取組として、どのような計画で進められていくのかというのを伺いいたします。

続きまして、2つ目の大項目の質問のほうに移ってまいります。

2つ目の質問です。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動について。

質問の目的は、学校と保護者、地域住民との対話を重視し信頼関係を構築し、社会総ぐるみでいい学校をつくるため。

質問しようとする背景や経緯についてですが、平成30年度に矢吹町コミュニティ・スクール推進協議会が立ち上がり、平成31年4月にスタートした矢吹町コミュニティ・スクールも現在5年目を迎えております。

矢吹町コミュニティ・スクールについては、ここ3年間はコロナウイルス感染症の影響から、思うような活動が実施できない状況が続いておりましたが、今年度はコロナウイルス感染症が2類から5類へ移行されたこともあり、より活発な活動が再開されております。

また、令和4年4月には地域学校協働本部が設置され、子供たちと学校を取り巻く環境について、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的推進体制が構築されることにより、学校と保護者、さらに地域が連携・協働しながら、地域全体で子供たちの学びを支え、さらには地域の活性化につながっていくものかと考えます。

そこで3つ質問ですが、コミュニティ・スクール、地域学校協働活動それぞれの活動の持つ意義、役割について改めてお伺いさせていただきます。

2つ目の質問ですが、コミュニティ・スクール、地域学校協働活動それぞれのこれまでの主な活動は、どのような内容で行ってきたのかという部分についてお伺いさせていただきます。

3つ目ですが、矢吹町コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の今後の目標について、どのように考えているのかという部分をお伺いいたします。

以上の点につきまして、ご答弁のほどをよろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。傍聴にいらしていただいた方、本当にありがとう

ございます。

12月議会定例会の一般質問について、芳賀議員より大項目1番として本町が取り組むスポーツ×デジタル振興プロジェクトに関するご質問をいただきました。

ちょっとスポーツに関連しまして、少しの間お話をいたします。12月議会定例会開催における議会全員協議会後の、後の日程での開催であったことから本議会における町政報告に含まれておりませんでした。矢吹町の代表駅伝チームの活躍について少しだけお話をさせていただきます。

11月19日に開催されました第35回福島県市町村対抗駅伝競走大会についてであります。白河市のしらかわカタールススポーツパーク陸上競技場からゴールの福島県庁までの16区間、96.3キロメートルを53の市町村の参加で行われまして、矢吹町の代表チームは、昨年の大会より総合順位を1つ上げ、総合17位、町の部6位に入賞いたしました。6年ぶりに新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による応援等の制限、これがない形での開催となり、私も矢吹町チームを矢吹町役場の中継所等で応援をさせていただきましたが、沿道からも大変多くの声援をいただきましてランナーの力になったということで聞いております。ご活躍された選手の皆様の努力をたたえとともに、多くの町民の皆様に感謝を申し上げます。

それでは、戻りまして、1番、芳賀議員の質問にお答えいたします。

初めに、スポーツ×デジタル振興プロジェクトのビジョンと目的についてのおたかしであります。

本プロジェクトは、スポーツの力で地方創生を行うスポーツの価値やスポーツを活用した特色あるまちづくりを目的に、スポーツとデジタルを掛け合わせ、スポーツをテーマに町のにぎわいを創出することにより、住民の幸福感の向上とともに、関係・交流・流入人口の増加に向けた取組を推進してまいります。

また、KOKOTTOや駅周辺に位置する既存の公共施設等を、地域の活性化と観光交流の拠点として、限られた地域資源を有効に活用しながら、付加価値の高い新たな取組を推進してまいります。

プロジェクトを着実かつ確実に進めるためには、プロジェクトで目指す姿であるビジョン、そしてビジョン実現のためにソフト、ハード事業が果たす役割であるコンセプト、これを明確にすることで、軸のぶれない一貫した取組の実現が可能となります。

このことから、本プロジェクトでは、初めに事業構想策定として、町のスポーツ関係者へのヒアリングやアンケート、施設調査等を通して関係職員とのワークショップを継続的に行いながら、ビジョンとコンセプトの検討を進めてまいりました。

検討を進めた結果、矢吹町にしかない、ここにしかない特徴を生み出し、誰もが楽しめる、町全体で取り組める新しい取組を目指すという考えから、ビジョンを「誰もがそれぞれのカタチでスポーツや運動を楽しめる町として、多くの人が集まり賑わう町へ」、コンセプトを「スポーツや運動を軸に多様な交流が生まれ、人と町を育む場」とし、さらに、プロジェクトの成功には、みんなでやろうという意識醸成が大切であることの考えから、スポーツの多様性、躍動感や楽しさ、多様な人々が集まるという表現を集約し、「スポーツでつながろう！」をスローガンとする事業構想案がまとまってきたところであります。

今後、この事業構想案を基に、矢吹町にしかない、ここでしかできない特色ある取組や様々なスポーツイベントの開催により、スポーツや運動への意識が高まり、スポーツをする人も見る人も誰もが楽しみ、KOKOTTOを中心に町がにぎわいにあふれ、子育て世代から高齢者まで誰もが健康で過ごしやすい町を目指し、本

プロジェクトを推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、今後の取組として、どのような計画で進められていくか、予定かについてのおただしであります。本プロジェクトは国のデジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプとして交付決定されている補助事業であり、交付金対象の事業費は1億6,463万7,000円、事業期間は令和5年度から令和7年度までの3か年で採択されております。また、財源として、補助率は2分の1、残りの地方負担分は交付税措置されるものであります。

3か年のうち、1年目をホップ、準備と土台構築、2年目をステップ、助走、3年目をジャンプ、実践として、各年の取組内容を明確に位置づけながら計画的に進めております。

3か年の計画内容といたしまして、1年目は、事業構想策定、スポーツ科学を軸にしたソフト事業の開発、機運醸成イベントの開催、実証事業の展開、ハード整備に向けた準備、そして2年目は、ハード整備、スポーツコミッション等運営組織の構築、実証事業の展開、イベントの開催、情報発信の強化、そして3年目は、本格始動として2年間の成果を踏まえながら、スポーツコミッションの自主運営に向けた各種支援業務を計画しております。

今年度は、これまで事業構想策定、スポーツ科学を軸としたソフト事業の開発、機運醸成イベントの開催等を行ってまいりましたが、今後につきましては、来年1月から3月にかけて、複数のソフト事業の実証事業を予定しております。体力・運動能力向上、ヘルスケア、スポーツを活用した英語教育、タレント発掘事業、ジュニアアスリート活動支援など、子供からお年寄りまでを対象とした実証事業を行ってまいります。実証事業を繰り返し、分析、検証を行いながら改善点を磨き上げ、カリキュラムやプログラムの精度を順次上げてまいりますと考えております。

また、各ソフト事業や既存の公共施設等との連携、相乗効果を生み出す取組としてKOKOTTOに隣接する位置に仮称であります。スマートパークを整備し地域課題の解決を実現する場として、活用していく検討を進めております。デジタル連携の拠点としてのクラブハウス、多くの世代、多世代が集い多種多様な活動ができるように人工芝を配置するなど、汎用性の高いマルチフィールドとして多角的なアプローチでの利活用を考えております。

なお、当該予定地の一部は、現在、KOKOTTO利用者のための駐車場として利用されていることから、このことを十分に踏まえ、必要な駐車スペースを確保しながら用地確保とともに、駐車場整備と併せた施設整備の検討を進めております。

また、プロジェクトの継続的な取組を確保できる管理運営の体制づくりについても検討を進めております。各ソフト事業の運営から、情報発信、集客、収益事業等ができる持続的かつ自主運営化を目指した体制として、既存組織との連携、伴走を図りながら、ノウハウの落とし込み、人材確保、育成に取り組むなど、本プロジェクトを推進する組織体を構築し最適なまちづくりにつなげてまいります。

なお、本プロジェクトは、今年度スタートしたところではありますが、ご案内のとおりスポーツ庁主催のスポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰2023において、本町の取組が高く評価され大変名誉な表彰をいただくことが出てきました。また、新たな試みであった、BONDSCUP 3×3バスケットボール大会やYABUKI ストリート陸上などの機運醸成イベントについても、多くの来場者とともにKOKOTTOを中心とした町

なかのにぎわい創出、この町なかのにぎわい創出も大変大事なところでありますが、図れたところであり、まちづくりにおいて大変可能性のあるプロジェクトであると認識しております。

引き続き、子供から高齢者までそれぞれの形でスポーツや運動を楽しめる町、多くの方がにぎわう町として、本プロジェクトを着実かつ確実に進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、芳賀議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 議場の皆様、おはようございます。また、傍聴においでいただきました皆様、本当に朝早くからありがとうございます。

それでは、1番、芳賀議員の質問にお答えいたします。

初めに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の意義と役割についてのおたがしでございますが、近年の急激な社会の変化に伴い、学校と地域を取り巻く環境は、以前よりも複雑化や多様化が進んでおります。

学校では、教員の対応業務が増加している状況から、簡略化や見直し、システム化を図るなどの改善を進めていますが、解決すべき課題等は出てきており、これまで学校が当たり前としていた業務についても見直していく必要があると考えております。

一方、地域においても、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域社会のつながりや支え合いなど、当事者意識が薄れつつあります。そのような状況の中、「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」という新学習指導要領の理念を学校と地域が共有し、その実現に向け、学校が地域との連携及び協働により、一体となって子供たちの成長を支えていくことが重要であると認識しております。

本町では、平成30年度にコミュニティ・スクール推進協議会を立ち上げ、矢吹町の特色を生かしたコミュニティ・スクールについて議論し、幼稚園と小学校がそれぞれ同じ学区にあること、また、中学校は1校であり、幼小中の連携がスムーズに行われている特徴を生かし、平成31年4月から町内4幼稚園、小中学校5校を1つとするコミュニティ・スクールを設置したところでございます。

コミュニティ・スクールの目的は、学校運営に地域の声を積極的に生かし、学校と地域が目指す子供像を共有し、学校と地域住民が一体となって学校の運営に取り組み、学校の教育目標を達成することにあります。

今年度のコミュニティ・スクールの委員は、保護者、地域住民、校長、園長、学識経験者、企業経験者の計24名で構成し、各委員から前向きな意見をいただいております。

次に、地域学校協働活動であります。子供たちの学びや成長を支えていただいております学校教育ボランティアの多くの方にご協力をいただきながら、教職員だけでは難しい学習活動、読書活動支援として読み聞かせ及び子供たちの見守りなど、地域と学校が協働して行う活動を実施しております。その幅広い層の地域住民、団体等が参画する活動をつなぐ体制が地域学校協働本部であります。

本町では、令和4年4月に地域学校協働本部を設置し、地域の方々と学校を結びつける橋渡し役としての地域学校協働活動推進員が、コーディネーターとして役割を担っております。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動は、それぞれが学校運営の両輪に例えられております。

地域学校協働活動推進員が橋渡し役となり、それぞれが持つ役割を十分に機能させることで相乗効果が期待できる仕組みであり、今後も、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の連携を深めながら展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の主な活動や取組についてのおたただしですが、コミュニティ・スクールについては、主に全委員が集う全体会議、中学校及び4つの小学校区に分かれ行う5つの部会による活動があります。全大会は年3回開催し、コミュニティ・スクールの組織運営に関わる協議や各部会間の情報交換等を実施しております。

各部会では、委員が実際に学校を訪問し、学校や園の参観を行い各学校が抱える課題解決のための熟議を行うほか、学校目標についての協議や評価、検証を行っております。

なお、本町の学校運営協議会の目標は、1、地域とともにある学校への転換、2、テーマに基づいた実践体制の構築、3、地域学校協働本部との連携した学校支援活動の推進の3つを掲げており、この3つの目標の実現に向け活動に取り組んでおります。

令和元年度は、「元気なあいさつができる子どもを育てるには」を統一したテーマとして、各校園において特色ある取組を実施いたしました。令和2年度につきましては、新型コロナウイルスの影響から活動は自粛いたしました。令和3年度は活動を再開し、中学校部会と小学校部会がそれぞれの別のテーマに基づく活動を行い、中学校部会では、郷土を愛する心を育てる矢吹創生学に取り組み、小学校部会では、挨拶を中心とした取組を行いました。令和4年度からは、地域学校協働本部の推進員がコミュニティ・スクール委員として参画したことにより、一体的な連携体制が構築されたところであります。

また、令和5年度は、新たな取組として、5つの部会が他の部会の活動を参観できるオープン参加を実施いたしました。他の部会の活動に参加することで、大変参考になったとの感想をいただいております。

なお、今年度の10月24日にコミュニティ・スクールと地域学校協働本部が共同で、学校・家庭・地域連携セミナーを開催いたしました。このセミナーでは、活動内容の報告及び文部科学省が認定したコミュニティ・スクール・マイスターによる講演を行い、各委員の研修にも努めております。

次に、地域学校協働活動の主な活動であります。令和4年度に設置しました矢吹町地域学校協働本部では、地域学校協働活動推進員を各小学校、幼稚園に1名ずつ配置し、学校からの様々なニーズに対して地域人材を紹介するというコーディネートを行っております。

令和4年度は、地域学校協働本部を通じ町内の小中学校、幼稚園の学習活動に地域人材をつなぎ、ミニトマト栽培や史跡巡り、介護体験等を行い、延べ942名、計150回の事業を実施いたしました。

令和5年度については、年度途中ではありますが、各幼稚園での駆けっこ教室やお話会、各小中学校での家庭科、生活科、社会科等の学習支援や運動会や宿泊学習等での行事支援を行い、上半期の実績として、延べ423名、計83件の事業が進められております。

このほか、町内の幼稚園、小中学校と民間企業の相互連携により、町探検や職場体験等子供たちのキャリア教育推進の取組なども行っております。

学校と地域住民等が、力を合わせ学校運営に取り組むコミュニティ・スクールと、学校と地域が相互にパートナーとして行う地域学校協働活動を、矢吹町にお住まいの方々にさらに浸透させ、地域人材を有効に活用し

ながら、地域と共にある学校づくり、学校を核とした地域づくりの実現を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の今後の目標についてのおただしであります。コミュニティ・スクールについては、来年度は、より実効性のある運営体制を構築するとともに、情報を発信し本事業の周知を図り、地域と共にある学校づくりを目指してまいりたいと考えております。

その方策として、コミュニティ・スクール委員の保護者枠の拡充を検討しております。現在、各幼小中学校から1名、保護者代表としてPTA会長に参画していただいておりますが、PTA役員以外の保護者を1名加えることを検討しております。このことにより、子供への理解を広げ、具体的で実効性ある取組を話し合う場にしたいと考えております。

また、コミュニティ・スクールの取組については、広報やぶき、町ホームページなどで情報発信に努めておりますが、取組をぜひ知っていただきたい、子育てが落ち着いた世代や地域の方々には、まだ十分に知られていない現状があります。まずは、園や学校の保護者にコミュニティ・スクールの取組を、子供の姿とともに伝え共感していただき、保護者以外の方々にも人づてに広げていきたいと考えております。

次に、地域学校協働活動に関わる地域住民等が参画する地域学校協働本部では、学校教育ボランティアの皆さんが、学校と共に様々な活動を実施しており、子供たちは、触れ合いや交流の中で新たな発見をし、次の学びへの意欲を高めるなど学びの楽しさを味わい学習が進められております。ボランティアの方からは、子供たちの姿を見て元気が出た、また、声をかけてほしいなどの感想もいただいております。子供たちは、地域の多くの方々为学校に来てくださり、地域社会の中で大切にされている自分を実感しているところであります。

来年度は、町内の民間企業にも活動内容の周知を図り、工場見学、町探検、職場体験など協力していただける応援企業をさらに増やし、矢吹町の力を子供たちに実感させていきたいと考えております。

これからも、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の各事業を推進し、子供、学校、地域がより元気になり、矢吹町がより元気になることを目指し進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、芳賀議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） それでは、スポーツ×デジタル振興プロジェクトについて再質問をさせていただきます。

本プロジェクトのイベントの運営については、みらい株式会社へ依頼されているということですが、みらい株式会社さんの選定の理由、委託するに至った経緯についてをお伺いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画・デジタル推進課課長、国井淳一君。

〔企画・デジタル推進課長 国井淳一君登壇〕

○企画・デジタル推進課長（国井淳一君） 芳賀議員の再質問にお答えいたします。

スポーツ×デジタル振興プロジェクトの実施に当たりまして、昨年度、プロジェクトの実施計画を策定しております。策定に際し関わっていただいたのが、みらい株式会社でありました。また、同社はスポーツまちづくりに関する豊富な実績を有しております。幾つか例を挙げますが、愛知県美浜町ではスポーツまちづくりに

関するセミナーの企画であったりとか、スポーツまちづくりに向けた基本理念、基本方針、事業計画の策定など、そういった、あとはその運営組織、運営組織の構築等に携わっております。また、いわき市に発足されましたサッカークラブ、いわきFCにも携わっていただいております。こういった県内のスポーツ文化にも知見を有しております。これらの経過を踏まえまして、本町の意向を確実に実現して、最も事業内容に精通した事業者であると認めまして、委託契約をしたところであります。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1 番。

○1 番（芳賀慎也君） ありがとうございます。

先日のニュースでも取り上げられていたんですが、2022年度の学校保健統計調査の結果において、標準体重よりも20%以上重い肥満傾向児の子供の割合が、福島県は全国平均を上回っており、子供の肥満解消が十分に進んでいない現状が浮き彫りになったとの結果が出ております。また、東日本大震災と東京電力福島第一原発事故後、外遊びが制限されるなどした影響から肥満傾向の子供が急増、近年は新型コロナウイルスの感染拡大で、運動の機会が減るなど肥満傾向に拍車がかかっております。それから、特定健診でメタボリック症候群に該当した2021年度の県民の割合、メタボ率の割合が19.2%で全国のワースト4位ということになっており、大人の健康も課題となっております。体力、運動能力の向上、ヘルスケアを掲げる本プロジェクトを推進することによって、子供の肥満解消、大人の成人病予防、高齢者のフレイル予防にも寄与されることが非常に期待されますため、教育委員会、保健福祉課等関係各課と連携しながら、ぜひ前にこのプロジェクトを進めていってほしいと願います。

続きまして、コミュニティ・スクール地域連携協働活動についての再質問に移ります。

教育長からの答弁にいただいていた内容の中にも、もうある程度回答は出ていたんですけども、改めてちょっと再質問させていただきたいと思います。

10月にKOKOTTOにて開催されました学校・家庭・地域連携セミナーにおいて、一般で参加されていた女性の方より、自分の子供は、もう成人しており学校とは関わりがなく、学校等へ出向く機会や子供たちと触れ合う機会がないと、もっと学校と関わりを持ちたいというような話をされている方がいらっしゃいました。今後、コミュニティ・スクールや地域協働活動本部において、より多くの町民の方が参加できるような活動を増やしていってほしいと思いますが、その辺について、教育長のお答えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長お願いします。

教育長。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 1 番、芳賀議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほどの答弁のほうにもございましたけれども、やはり町内には、やっぱり学校にもっともっと関わってきたいという方がいらっしゃるという声を聞いております。ただ、やはりちょっと学校という敷居が高いかなというようなところもあったりとかして、そのきっかけをいかにこちらのほうで、そういった住民の方々に

お知らせできるのか、提供できるか、そのところが大きいのかなというふうに考えています。今現在、地域学校協働活動のほうでは、そういった機会としまして、学校の代表者の方とボランティアの方々が一緒になって、私たちはこんなことができますよというようなことを、ボランティアの方々がお話をする中で、学校としてはこんなことをしていただきたいんですというような、そういうことを情報交換する場なども設けておりますので、そういった場により多くの学校に関わりたいという方々においでいただけるよう、情報をより発信しながら、特にその口コミでといいますか、人伝えにやっぱり伝わっていく、そういったところを、こう大切にしながらやっていきたいなというふうに考えております。

以上で、再質問についての答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） ありがとうございます。

今、そうですね、コミュニティ・スクールと地域協働活動本部の活動が、すごい活発化されていて、すごいなと思って私もコミュニティ・スクールの委員なんですけれども、改めてこういった一般質問させていただくことで、より多くの町民の方に分かっていただきたい、こういう活動があるよということの意味も含めて一般質問をさせていただきました。その先日行われた地域連携セミナーで、講師の先生でいらっしゃっていたコミュニティ・スクール・マイスターの先生の言葉で、いい地域はいい学校を育て、いい学校はいい地域をつくとありました。地域の方々と子供たちが、交流することによって歴史や地域の文化の継承、今の子供たちを取り巻く環境や子供たちの学校での様子を知ることで、いい学校を育て、いい地域をつくることにつながっていくと思いますので、コミュニティ・スクール、地域協働活動本部の活動の活性化をお願いしまして、質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、1番、芳賀慎也君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議をいたします。

再開は10時50分からです。よろしく申し上げます。

（午前10時41分）

○議長（角田秀明君） 再開いたします。

（午前10時50分）

◇ 関根貴将君

○議長（角田秀明君） 通告2番、2番、関根貴将君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 関根貴将君登壇〕

○2番（関根貴将君） 改めまして、議場の皆様、おはようございます。また、早朝より傍聴にお越しいただいた皆様、ありがとうございます。

さて、12月となり雪もちらつき始め、朝晩の冷え込みも厳しく、体調を崩してしまう方も少なくないのでは

ないでしょうか。小中学校では、インフルエンザなどにより、学級閉鎖や学年閉鎖が相次いでおります。これから年末に向け、何かと忙しい日々が続くと思いますが、町民の皆様におかれましては、健康第一としご自愛の上、年末を過ごしていただき幸せな新年をお迎えいただけることを願います。

それでは、通告に従い、2点の一般質問をさせていただきます。

1、メタバース・Web3.0による地方創生への取組について。

質問の目的。

2021年10月、社名をフェイスブックからメタに変更し、年間で100億ドル、約1.5兆円、将来的には計1,000億ドル、約15兆円をメタバースに投資していくとメタのCEOが宣言したように、今後、メタバース（仮想空間）は、世界規模で発展していくコンテンツであると思われ、矢吹町としても早期の参入を目指し、地方創生への取組として矢吹町のさらなる発展につなげていきたい。

質問しようとする背景や経緯、課題等。

令和2年第424回12月定例会の私の一般質問の中で、デジタル庁の発足を踏まえ情報通信技術によるスマート自治体への取組として、ITに特化した専門の課を創設し、また、ITに精通したスペシャリストな職員の養成なども検討すべきであると提案させていただきました。今年度から、企画・デジタル推進課が新設されたわけですが、今年10月25日に矢吹町スポーツ×デジタル振興プロジェクトがスポーツ庁から優良自治体として、県内で初の受賞、表彰されたように、創設1年目からすばらしい結果を出していただいております。さらなる飛躍を目指し、このところほかの自治体でも、大小様々な動きのあるメタバース（仮想空間）を利用した地方創生への取組に参入していき町の魅力を発信し、コンサートや婚活などの各種イベントなどにより交流を増やし、教育や産業の活性化はもちろん、Web3.0の技術を生かしたNFTの販売やふるさと納税などによる収入の増加、まちづくりや行政サービスの推進など、あらゆる効果が期待できるコンテンツであるメタバースを、先行者利益という観点からも早期に体制を整え、町発展のために活用していくべきであると思い質問させていただきます。

質問事項。

①全国では早くも地方創生の名の下に、メタバースを駆使し地域の活性化を図る自治体が増えてきておりますが、メタバース参入に向けて矢吹町の今後の見通しをお伺いいたします。

②第4次産業革命とも言われるWeb3.0（ブロックチェーン技術やNFTなど）を取り入れての住民サービス等が実施されている自治体もありますが、矢吹町での活用事例の有無と今後の見解をお伺いいたします。

③Society5.0、超スマート社会の実現を目指し、AIやIoTなど、より細かな専門性の高い知識が必要とされ、職員への負担が大きいものと感じております。スタートアップには、優秀な人員と労力が必要と思われませんが、担当課への職員を増やすなどの考えはあるかお伺いいたします。

大きい項目の2番。

国の経済対策に対する町の対応について。

質問の目的。

国の総合経済対策に対し、町民のためにも迅速かつ有効な施策を推進するため。

質問しようとする背景や経緯、課題等。

高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など30年ぶりの変革を果たすべく、賃金と物価が好循環し、また国民の生活を守るなどの施策として11月2日に閣議決定された、デフレ完全脱却のための総合経済対策は、年度内に17兆円ほどの大規模な財政支出が見込まれるものであり、5つの柱は次のようになっております。

- 1、物価高から国民生活を守る。
- 2、地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する。
- 3、成長力の強化・高度化に資する国内投資を推進する。
- 4、人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する。
- 5、国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する。

5つの大きな柱の中には様々な施策と支援がありますが、町として急を有する低所得世帯への支援や5,000億円ほどの予算と思われる重点支援地方交付金の追加は、町の有効かつ迅速な対応が問われるところであり、ほかの施策としても教育や子育て、DXの推進、賃上げによる地方の活性化等、様々なものに対して、町の対応について質問させていただきます。

質問事項。

①政府より、非課税の低所得世帯に各7万円の給付金を早く配るため、補正予算を年内に組むよう催促する異例の通知が出され、年内の給付を実現するよう求められておりますが、1か月弱の期間で対応は可能かどうかお伺いいたします。

②予算額5,000億円ほどが各自治体へ配分される重点支援地方交付金の使い道は、過去に評判のよかったプレミアム商品券などの活用等が考えられますが、現時点で本町としての有効活用などがあればお伺いいたします。

③今回の総合経済対策の中で、高水準の賃上げ、所得向上への取組などもありますが、民間企業へ賃上げを促す意味でも、町職員の給与改定なども考えていくべきであると思うが、今後の見通しをお伺いいたします。

以上となります。ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、2番、関根議員の質問にお答えをいたします。

初めに、メタバース参入に向けての今後の見通しについてのおただしであります。

メタバースとは、インターネット上の仮想空間においてリアルな体験や交流が可能なデジタル空間を指しております。これにより、地域独自の魅力や特性をデジタル空間で再現し、新たな観光体験や産業振興の機会の創出、メタバースを通じて情報発信をすることで、人々の交流を促進し、地域全体の活気を高めることが期待されるなど、地方創生の新たな一つの手段として、メタバースを活用し地域の活性化を図る自治体が増えてきております。

また、近隣では、白河市ひきこもり相談支援センターにおいて、仮想空間上に設けたオンラインの居場所で、相談や交流ができる環境構築を行い自立支援に取り組んでいるなど、多分野、多くの分野においても活用されている、この新たなデジタル技術がもたらす様々な可能性には大変注目しております。

本町では、現時点において、メタバースの具体的な導入、活用にはまだ至っておりませんが、昨年度から、住民向けのメタバース体験として、やぶきフロンティア祭り等において体験ブースを出展してきたところであります。こちらは、渋谷の街、一昔前の渋谷の街を再現して、昔ありましたケーブルカーに乗れるとか、店に入ると、そういった仮想体験ができる店でありました。昨年度はVRゴーグルを用いながら仮想空間の街やゲームの体験、今年度は紙に描いたイラストを空中に浮かべる、そして空中に落書きができる、こういった落書きを空中が、を実施しております。いずれもゲーム感覚での体験であり、子供たちにも皆様にも好評でありましたが、まちづくりや地域活性化に向けてどのように活用していくか、今後の取組について検討を進めているところであります。

引き続き、地域創生に取り組む中で、地域発展のための有効な手段の一つとして、住民の方々の理解と参加、企業と連携など検討を深めながら、メタバース等を含めた最新のデジタル技術の導入により、地域発展に寄与するよう取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、Web 3を取り入れての住民サービス等、活用事例の有無と今後の見解についてのおただしであります。

Web 3はブロックチェーン技術によって実現される分散型のインターネットでありまして、次世代のインターネットを表し、Web 1、Web 2に続く新しい時代を意味しております。

従来のインターネットよりも安全で透明性が高い、管理者の権限が1か所に集中されないと、こういったウェブを実現するための技術であります。特徴としては、先ほどの1か所に集中されないということも含めて、データの改ざんリスクが低い、情報流出のリスクが低い、それから取引の透明性が高い、個人が個人情報を自律分散型に管理できるといったことがあります。

次に、ブロックチェーン技術は、暗号技術を使用して取引履歴を束ねたブロックを1本の鎖のようにつないでおり、データを正確に維持する技術であります。これにより、デジタル上での情報が改ざんされにくく、安心してデータの活用ができるようになります。例えば、地域の公共データやサービスの透明性が向上し、住民の信頼性が高まると考えられます。

次に、NFT、NFTはノンファンジブル、代替可能性、英語ではファンジビリティといいますが、ノンファンジブルトークン、非代替性トークンというものの略称でありまして、代替不可能な暗号資産と訳されます。デジタルアート、写真や会員データに証明を与える唯一無二のデジタル資産であります。これにより、デジタルアートやデジタルコンテンツが保障され、資産的な価値が生まれます。例えば、デジタル住民票を発行し、メタバース上やリアルでの交流イベントの開催など、関係人口の創出も考えられます。

このようなことから、それぞれのデジタル技術は、これからの新しいデジタル時代の鍵を握る技術であるというふうに認識しております。

本町における活用事例につきましては、現在、デジタル田園タウン構想事業に基づきまして、東京都の狛江市と連携しながら進めている、データ連携基盤を活用したライフログモデルによる共助型社会の創出事業の中で、これらの技術の活用とサービス導入、さらに多世代、多くの世代を対象に学びの提供をそれぞれ進めております。

事業の一つであります、地域のデジタルコモンズサービス活用例では、子供たちの参加と学びの履歴、これ

をライフログとして証明するに当たり、ブロックチェーン技術を用いたNFT、先ほどの非代替性トークン、代替不可能な暗号資産であります。こちらによる証明の発行、さらに子供から高齢者まで、多世代、多くの世代への学びの提供として、Web3やプログラミングなど最新技術の学びを、リアルそして及びリモートで参加できるよう今年度のサービス提供に向けて、データ連携基盤とサービスの構築を進めております。リアルとリモートで参加、今、リアル、リモート会議とありますけれども、例えば、ですから今のこの矢吹と、それから、今、連携しております狛江市との間でリモートで今のようなことを、どんどん進めていくというようなこともあるということです。

それから、なお学びの提供につきましては、先行して中高生向けのIT体験ワークショップを、来年1月にKOKOTTOで開催を予定しております。東京都の狛江市からオンラインで講座を配信することで、狛江市と矢吹町の子供たちが一緒に、アートやプログラミングを学ぶという新たな取組、先ほどのリモートでというお話です、新たな取組となっていきます。

いずれにしても、最新のデジタル技術は、その専門性の高さから理解が難しい部分もあります。サービス提供に当たりましては、住民の皆様が安心して利用できる、これが一番大事なところだと思いますし、セキュリティ、安心してということとデジタルディバイド、その言わばデジタル環境であったり、それから、その人のデジタル知識のレベルであったり、そういったことで、サービスであるとか、様々な格差が生まれる、格差が生まれてそれが社会的な問題になるということに対して、最大限の配慮をできる限りのことをしていくということで、進めてまいりたいというふうに考えております。

今後も引き続き、地方創生の新たな機会創出に当たりましては、議員おただしのほかの自治体の様々な取組事例等を参考にしながら、住民の皆様がより便利で楽しい生活が送れるよう、住民サービスの向上を目指し、地域の特性や住民ニーズに適した形で、これらの技術を活用した取組を進めてまいりたいと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、担当課への職員を増やす等の考えについてのおただしであります。

Society5.0は、次に来る社会として、次に来ると言いますが、もうそんなに遠い世界ではありません。社会として、これまでの進化を踏まえて、テクノロジーを最大限に生かし、人とテクノロジーが共生する新しい社会を目指す概念であります。例えば、ドローン、自動運転車や無人ロボットなどがその具体例であり、これらの技術を活用することで、経済発展と社会的な課題を解決していく、あるいは社会的な課題を軽減していくという質の高い生活の実現など、生活環境の向上が期待されております。

本町では、このようなSociety5.0の実現を目指し、デジタル田園タウン構想事業に取り組む中、専門性の高いデジタル技術や知識を活用して行政サービスを向上させるため、デジタル人材の確保と育成として、職員研修計画において、新たにDX推進研修を位置づけながら職員の能力向上に努めております。

しかし、ますます高度化するデジタル技術や情報に追いつくためには、新たな対応が求められるところがあります。現状の限りある人材、あるいはこれまでの蓄積の中で、一朝一夕に職員の人材育成、能力を図ることは難しい部分もあります。そこで本町では、国の様々な支援制度を活用しながら、専門性の高い外部人材を積極的に導入し、現場のニーズに対応していく方針で進めております。昨年度からは、地域情報化アドバイザー派遣制度を活用し、総務省に登録されたアドバイザーの中から月1回1名の派遣、本年4月からは、地域活性

化起業人制度、地域を活性化するいわゆる起業、起業を起こす、起こすほうの起業人です、制度を活用し、民間企業から毎月10日以上勤務で2名の派遣を受け入れており、特に専門的知識を必要とする業務に関し、支援、アドバイスをいただきながら取り組んでおります。なお、いずれの制度も派遣に係る費用は、国の負担であり自治体にとって大変有利な制度であります。

また、東京都狛江市と進んでいる事業におきましては、三菱商事株式会社あるいは成城大学等と連携協定を締結しながら取り組んでいることは、知見の獲得の点において、今後も様々な効果を与えてくれるのではないかと考えております。

このように、外部の専門家や民間企業と連携することで、最新の技術、ノウハウを柔軟かつ効果的に受け入れ、地域の課題等に対応しているところであります。

今後も、地域社会に必要な高度なサービスを提供し、住民の皆様がより豊かな生活を送るため、それから、デジタルはやはり豊かな生活もそうですが、やはり誰一人取り残さないために、どうしても必要な手段ではないかと私は思っております。引き続き、国の補助制度や支援制度を活用しながら、人材の確保と育成、業務の質、量に応じた職員の適正な配置に努め、Society5.0の実現に向けた取組を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、非課税世帯に対する7万円の給付金についてのおただしでございます。

内閣府は、令和5年11月2日にデフレ完全脱却のための総合経済対策を閣議決定し、その中の具体的な政策に、物価高により厳しい状況にある生活者、事業者への支援として、重点支援地方交付金の低所得支援枠を追加し、住民税非課税世帯に対して、これまで支給した3万円に加えて、新たに7万円を追加給付するということが示され、11月29日にその財源の裏づけとなる国の補正予算が成立したところであります。

国からの通知にもありますとおり、町では年内の予算化及び早期の支給開始に向けた準備を進めているところであります。

しかしながら、給付金の交付に当たっては、事務処理誤り等は絶対にあってはならず、対象者一人一人に対して確実な給付が求められることから、国から示される交付基準や給付対象者等を随時確認しながら準備を行うため、どうしても相当の時間を要する作業となってしまうことも事実であります。

本年8月から給付を開始した住民税非課税世帯への3万円については、国から最初に通知があったのが令和5年3月29日でしたが、その後は、交付基準日や対象者等の具体的な項目や、市町村からの疑問点に対する回答等がQ&A方式で段階的に示されるという状況でしたので、それらの内容を確認し、対象者の抽出作業、抜き出し作業です、抽出作業を完了するまでには多くの時間を要することとなり、結果的に書類を発送できたのが7月18日になったという経緯があります。

このことから、今回の7万円の給付についても、追加給付の概要と年内予算化については、11月2日付で内閣府から事務連絡して発出されておりますが、給付事務に関する詳細については、その後、決定した事項から徐々に示されているという状況であります。前回同様のケースも想定される、あるいは懸念されるところであります。

また、対象者への通知作業が完了した後においても、給付口座の確認作業から、金融機関との連絡調整、振込情報の作成、データ送信まで、その都度、確実かつ丁寧な作業が必要となることから、現時点において年内

の給付実現は非常に難しい状況であるのではないかというふうに考えております。

町といたしましては、国から示される具体的な内容を確認しながら、補正予算案の作成作業を早急に進めるとともに、給付事務に当たる人員を確保し、組織強化を図りつつ、可能な限り早期の給付開始に向けた準備を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

ちょっと失礼します。失礼しました。それでは、続けます。

次に、重点支援地方交付金の使い道についてのおたただしであります。先ほどの答弁と一部重複いたしますが、重点支援地方交付金につきましては、すみません、失礼しました、重点支援地方交付金につきましては、令和5年11月2日に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策において、物価高により厳しい状況にある生活者、事業者への支援として、低所得世帯への7万円の給付や、所得税、個人住民税の定額減税などと併せて重点支援地方交付金の追加が盛り込まれ、生活者向け、事業者向けの推奨事業メニューがそれぞれ示されたところであります。

推奨事業メニューを活用した支援策の実施については、内閣府からの通知では、地方公共団体が地域の実情に応じて速やかに実施することとされておりますので、重点支援地方交付金の交付額等を勘案し、本町での効果的な活用方法について検討を進めているところであります。

議員おただしのプレミアム商品券事業の実施につきましては、本町でも令和4年度に実施したところであり、商品券を購入した町民や、町内の事業者からも評判のよかった事業でありますので、具体的な実施を含めて、今回の交付金を活用した事業の一つとして、前向きに検討をさせていただきます。

重点支援地方交付金を活用した支援策につきましては、今後、事業内容及び効果を十分に精査して、補正予算につき対応していく予定であります。補正予算案が作成でき次第、議員の皆様には改めてご説明をさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、民間企業へ賃上げを促すための町職員の給与改定についてのおたただしであります。町職員の給与改定は、例年12月議会において、国の人事院、福島県の人事委員会勧告を受けて議会に上程し、議会の議決により給与条例を改正しております。

本年10月の福島県人事委員会勧告では、過去1年間の福島県内の官民給与の調査結果を基に、給料については、民間の水準を下回ったことを踏まえ若年層を重点に増額改正を行い、期末手当、勤勉手当についても、民間水準に見合うよう増額の勧告が行われたところであります。福島県人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員の適正な処遇を確保するために設けられております。

今年度の給与改定につきましても、県の動向と官民給与の較差を踏まえ改定を行う見込みとなっておりますことから、県からの情報提供がありましたら、給与条例改正案を本議会に上程しお諮りさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、関根議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございました。

メタバース関連についてですが、とても詳しく丁寧なご答弁でございました。

分かりやすく詳細に説明されており、再質問するまでもないかなというところに至っております。今後、企画・デジタル推進課のご活躍と動向に注視してまいりたいと思います。

3番目の職員の増員についての質問を少しさせていただきたいのですが、答弁の中にDX推進研修を位置づけながら職員の能力向上に努めておりますとあったのですが、こちらは、担当課の職員のみ能力向上に努めていくのか、職員全体としての能力向上を図ってボトムアップを、職員全体としてボトムアップを図っていくのかというところを、ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） デジタル田園タウン構想をはじめとして、とにかくこれから矢吹町が進む方向のかなり基礎をなすものと思っておりますので、職員全体でと思っております。もちろん担当課の企画・デジタル推進課は中心となっておりますので、そこが中心になりますが、全体にというふうに思っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ありがとうございます。

今質問させていただいたのは、今年の1月に川南町への研修をしてきたんですが、その担当課の課長が、とてもITリテラシー、デジタルリテラシーに対する思いがすごく強い方であって、やっぱり担当課だけではなくて、職員全体のボトムアップ、チームをつくって、いろいろな聞き取りをしながら、職員全体で、こうレベルアップしていかないと、どうしようもならない時代になってきたんだというふうなことを語っていただいたので、やはり矢吹町としても担当課の職員だけに任せるというわけではなくて、職員全体で共有できるようなシステム構築をつくっていただきたいなと思い、再質問させていただきました。今後のご活躍にも期待したいと思います。

それでは、大きな2番目の質問に移らせていただきたいと思います。

国の経済対策に対する町の対応についてであります。今回、11月末に補正予算が国のほうで決定されたということです。ありまして、内閣府のほうでも補正予算を、予算はつくったので、あとは地方自治体のほうで、何とか年内に支給してくださいよみたいな、ちょっと投げやりな態度で、自治体の職員はとても困ってしまっているのではないのかなとは思いますが、まず、最初に議会として決めなければならないということもありますが、こちらの予算に関しては、補正予算を今定例会で組むのか、臨時議会を招集して組むのか、はたまた専決処分かという扱いになるかとは思いますが、やはり内閣のほうから、早急に給付できるような体制を整えてくださいということで、町としてのこの補正予算の在り方は、どのような形で進めていくおつもりなのかお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 2番、関根議員の再質問にお答えいたします。

予算の措置について、補正予算なのかどうかというところでございますが、今、議員さんおっしゃったように11月29日に補正予算可決されまして、成立いたしましたして、30日に国から予算枠等が通知があったところでございます。今現在、町長答弁にもありましたように、プレミアム商品券であるとか、様々なことを検討をしております。早急に対応をしていかなければならないところではあります。現在検討中でございますので、本議会の最終日の追加補正になるのか、専決処分とさせていただくかは、まだ、検討中でございますのでよろしくお願いたします。

以上で、2番、関根議員の再質問の答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） そうですね、まだ補正予算が組まれてから日も浅いので、町としてもどのような方向性でいくかというの、ちょっと難しいとは思いますが、そうした中で、先週の金曜日には、またまた内閣のほうから、内閣府のほうから、ファストパス、何か遊園地のようなちょっと名前なんですけれども、ファストパスを使って年内に支給を対応していただくようにしていただきたいというものがございましたが、矢吹町として、この内閣府の提示したファストパス、QRコードを読み込んで自分で申請していただくみたいな形らしいんですが、そのような体制というのは12月中に構築できるものなのかどうか、ちょっとお伺いさせていただきたいなと思うんですけれども。

○議長（角田秀明君） 関根君、今のやつ通告になかったので。

○2番（関根貴将君） 分かりました。

○議長（角田秀明君） 担当課に後から聞いてください。お願いたします。

○2番（関根貴将君） すみません……

○議長（角田秀明君） 急に振って。

○2番（関根貴将君） そうですね。3日前の情報ですので、なかなかやはり対応は難しいなと思うんですよね。

○議長（角田秀明君） よろしくお願いたします。

○2番（関根貴将君） 年内給付を目指してということではあります。やはり本当に先ほど答弁の中にもあったように、前回の3万円の給付では、やはり3か月ぐらい時間がかかりましたということですので、今回も11月末に決定されたものを1か月以内に給付するというのも、なかなか本当に厳しいなと思うんですけれども、そうした中で、前回はプッシュアップ方式で配るという形ではなかったんですけども、今、国民全体が、マイナンバーカードと銀行口座をひもづけされている方というのがおります。このようなときにこそ、マイナンバーカードと銀行口座をひもづけた方に関しては、プッシュアップ方式で給付金をお配りする、いち早くお配りすることができる、そうすれば、マイナンバーカードと口座ひもづけた方には、メリットがあり促進にもつながるのではないかなというふうに、普通に考えるのですが、矢吹町としては、このようなマイナンバーカードと銀行口座をひもづけている方を対象としたプッシュアップ方式などは、ちょっとこれから検討されるかどうかというのはお伺いさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 2番、関根議員の再質問にお答えいたします。

プッシュアップ方式ということで、対象者からの申請書等の手続を経ないで、行政が給付金の対象者を抽出して能動的に、こちらから給付金を給付する行政サービスであると認識しております。プッシュ型、実はその白河市さんなんかは、プッシュ型ということで前回はやられているようですが、日数確認しましたところ、矢吹町従来の確認書方式ということで、対象者にこちらから通知書を送って確認をして、非課税世帯である扶養取られていませんよというような確認をいただいていたの確実な実施方式ということで、従来の確認書方式を取っていますが、どちらも口座の確認、口座はマイナンバーとひもづけて国のサーバーに入っているんですけども、そこに内閣総理大臣に申請をすると認められて、アクセスすることができるようになります。それをやって、積み上げてきた口座番号を確認することはできるんです、マイナンバーとひもづけられている。

しかし、その口座が、今回振り込むのもその口座でよろしいですかを、どちらの方式も確認する必要があって、それに2週間かかってしまうということで、あまりプッシュ型と従来型では差がないというのが現状でございます。マイナンバー方式が、国全体でそういったものの、何というんですか、制度がもっと進展して一方的にそういった登録口座に、もうそこに入れたら違うところ振り込んでほしかったということがないように、もうこういった公的給付はそこなんですということが、国民もマイナンバー制度についてご理解いただいて、そういった体制が、情勢が整ったときに、初めて完全なプッシュ型ができるのかなというふうには考えております。

いずれにいたしましても、白河市さんがやっているようなプッシュ型を含め非課税の皆さんの、なるべくその手続が煩雑にならないような形を検討して、できるだけ早く給付できるような方法を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） 丁寧なご説明ありがとうございます。

やはり、答弁の中にもありましたように、やはりスピードも大事ではありますが、丁寧に正確に給付を届けるということが、一番であろうと思いますので、仮にこう二重払いをしたとか、そのような間違いが起こっては大変なことになりますので、スピードを大切ではあるとは思いますが、その安全面というところに一番配慮して行っていただきたいと思います。

それでは、次にプレミアム商品券を検討ということではあると思うんですが、さきの3万円の給付世帯に關しましての資料では、矢吹町の全世帯数6,500世帯に対して、6,500までいないですね、6,300ほどの世帯に対して、1,400世帯ほどがその対象となりますよということで、ただその世帯数の世帯主が、60代、70代、80代、60代以上の世帯主が、約75%ぐらいを占めるわけなんですよね。そうすると、子育て世代というのは、この3万円の給付というのは、なかなかありつけないというか、その本当の現役世代たちには、厳しい世代たちもあると思うんですが、そのような人たちには届かない給付であるのかなというふうに思われますので、プレミア

ム商品券は、地域活性化ということもあって大変重要なものではあるとは思いますが、そのプレミアム商品券以外にも、子育て世代もしくはゼロ歳児から18歳までのお子さんに一律5,000円なり、1万円なり給付をするという形も検討してはいかがかなと思うんですが、プレミアム商品券以外では、現在のところは考えているかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 2番、関根議員の再質問にお答えいたします。

プレミアム商品券だけなのかということでございましたが、今現在、今回の追加補正予算とは別に、令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金というものが、今年度4月から来年の2月までの間で現在支給を行っているところでございます。これらも勘案しまして、また追加メニューの趣旨というものも踏まえまして、できるだけ幅広い世代の方に資するような策を検討してまいりたいと思いますので、議員さんのご提案も踏まえながら、引き続き検討させていただければと思います。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） それで最後の給与の賃上げに対してなんですが、こちらは、給与条例改正案を本議会上程するということですので、こちらの再質問は見送ります。

これから、年末年始に向けていろいろな行事やイベントがあり、さらに給付金やプレミアム商品券などの手配など、休日もなくなるほどの忙しさとなると思われませんが、お体ご自愛の上、町民のため頑張ってくださいと思います。

以上で、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、2番、関根貴将君の一般質問は打ち切ります。

ここで、昼食のため、再開は1時に再開したいと思います。ただいま休議して、お昼の時間にしたいと思います。

再開は1時からです。

（午前11時37分）

○議長（角田秀明君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（角田秀明君） 一般質問の前に報告いたします。

3番、高久美秋君より、体調不良のため本日午後の会議は欠席とする旨の届出がありましたので、ご報告を申し上げます。

◇ 藤 井 源 喜 君

○議長（角田秀明君） それでは、午前中に続き一般質問を再開いたします。

通告3番、4番、藤井源喜君の一般質問を許します。

4番。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 議場の皆さん、こんにちは。

初めに、コロナ禍が明けて様々な行事、スポーツが多くの人を集めて開催され、にぎわいが戻ってきていることは、誠に喜ばしいことだというふうに思います。

昨日の日曜日、それからおとといの土曜日といろいろイベントがありました。土曜日には幼稚園の発表会、それから福島千里さん、千葉麻美さんをゲストにYABUKIストリート陸上が開催されました。その中で、30メートルダッシュチャレンジというのがありまして、小さい子供たちから大人まで、特に教育長、副町長をはじめとして、職員の皆さんがこのイベントを盛り上げたいという、そういう気持ちがすごく伝わってきた皆さんの力走を目の当たりにして、大変いいイベントだったなというふうに思っております。

同時に、分野の違うものですが、やぶき公共交通セミナー2023というのが開催されて、次世代モビリティ、それから電車バスということで、KOKOTTOから駅まで通行していたということで、私も乗りました。これからは、ああいうものが町の中を走るような形になっていくのかなということもイメージができました。

また、昨日ですが、3日の日には、私たちの地元でございますが、三神地区で芸能まつりが盛大に開催されました。この後は、また各地区でもいろんな発表会等、芸能まつりが開催されている予定のようであります。

ただ、幼稚園の発表なんかを見ていると、年少、年中、年長ということで、それぞれ子供たちと父兄を入替えをしながら、インフルエンザがはやっているというようなことも聞きます。ピークは寒くなった12月から1月、これからの時期になるということでもございますので、子供たちと関わる皆さんの気遣いに変えていきたいというふうに思います。

それでは、通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目ですが、ふるさと納税の赤字新聞報道についてであります。

新聞報道でふるさと納税赤字11市町村とある中に、矢吹町も入っているということから、内容を確認し町民の疑問に答えたいというのが目的であります。

背景や経緯、課題等ではありますが、10月2日月曜日付新聞によると、「2022（令和4）年度のふるさと納税制度で、自治体に寄せられた寄付額から、住民が他の自治体に寄付したことによる住民税の減収額を引いた差額が福島県内59市町村のうち約2割の11市町村で「赤字」となったことが分かった。総務省の集計を基に福島民報社が調べた」と。「多額の寄付を集めて税収を増やす市町村がある一方、流出額が膨らむ市町村もあり格差が鮮明となった。専門家は「税制措置に一定の改善を加えた上で、地域活性化に活用するべきだ」と指摘している」との報道でありました。

矢吹町では、2022年度、寄附額1,103万円、2023年度、控除額1,511万円。寄附と控除額の差、マイナス408万円ということになりますが、これが赤字となるという報道です。赤字の金額が一番大きいのは郡山市で、3億7,282万円、黒字では福島市で6億8,349万円というふうになっております。

令和4年の9月議会、昨年の議会になりますけれども、ふるさと納税に関する一般質問を同僚の富永議員のほうからもございましたが、1年を経過してきたということから、今回の新聞報道もあったことから、確認をしたいという内容であります。

質問事項の1、今年度の目標、現在までの件数や寄附額は、どのように分析、評価をしているか。

②新聞では赤字と報道しているが、財政には影響はないのか。

③寄附額を増やすための取組はどのように考えているのかというものであります。

2つ目、窓口のワンストップ化の評価について。

窓口には部署名が掲示されていないことで、日常業務に支障がないのか。窓口のワンストップ化が、町民サービスに資するものなのかどうかというのを確認をしたいという内容であります。

背景や経緯、課題等ではありますが、「今年の9月のある日、役場窓口に行ったところ大変混雑していた。マイナンバーカードのポイント付与締切りもあって、人があふれていたようである。部署が分かれば直接行って用事を済ませたいと思っていたが、どこに行けばいいのかわからないので順番が来るまで待つことになった」という町民の声を聞きました。

平成28年から窓口のワンストップ化が始まり、部署名を掲示しなくなったと聞かれますが、今年度9月までは、特にマイナンバーカードのような突発的な事象があつて、窓口が混み合うといったケースが発生したのではないかと。また、代表電話の対応も総合窓口が担当していることから、町民の方を待たせる場面があつたのではないかとこのように考えられるということでもあります。

質問事項の一つ、窓口のワンストップ化による町民サービスは、どのように評価されているのか。

②部署名を掲示してほしいといった要望は、町民からないか。また、それ以外にも要望があつた場合は、執行部としてどんな手順で対応しているのか。

③窓口は、特に町民と職員の最前線であることから、職場の声を聞き取り、改善に生かされているのかといった内容であります。

マイナンバーで、かなり昨年度から今年の9月まで、窓口のほうは本当に大変だったんだろうなというふうに思います。突発的な事業でもあつたので、かなり混乱もあつたのかなというふうに思いますが、その点も踏まえまして答弁のほうをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、4番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、ふるさと納税の今年度目標、現在までの寄附件数及び寄附金額についてのおただしであります。

本町では、平成20年度に矢吹町ふるさと思いやり基金条例を制定し、ふるさとである矢吹を離れ全国で活躍されている方や、本町のまちづくりに共感をいただける方など、ふるさと納税の趣旨に賛同いただいた皆様から、これまでに多くの寄附を頂いております。

今年度は、3,000万円を年間目標として設定しており、10月末時点で寄附件数は301件、寄附額は399万1,000円であり、達成率は13.3%となっております。昨年度の10月末時点と比較しますと、令和4年度は寄附件数は

181件、寄附額は252万700円でありますので、年間目標には達しておりませんが、状況は増加傾向にあるものと考えております。

寄附額が増加傾向にある理由といたしましては、新たにふるさと納税ポータルサイトを開設したこと、人気商品を返礼品に追加できたこと、各種イベント等で来場者と対面でPRをしたこと、ふるさと納税の紹介サイトへ掲載したことが挙げられます。

また、今年度人気の返礼品を見ますと、料理酒が寄附額93万6,000円、ゴルフ宿泊パックとペア利用券が寄附額67万2,000円、米が64万3,000円となっており、これらが全体の5割以上を占めております。寄附者の中には、何度もリピートいただいている方もおり、これらの返礼品について特に評価をいただいているものと考えております。

ふるさと納税は、返礼品を通して町の魅力を伝えることができるとともに、町への関心が生まれることで、関係・交流人口を増加させる地域活性化の重要なツールであり、町の様々な政策を実現させる貴重な自主財源でもあります。今後も、分析、評価を行いながら、年末の駆け込み需要も見据え、返礼品の拡充と寄附額の増加に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、本町におけるふるさと納税の赤字報道に対する財政への影響についてのおたけであります。

ふるさと納税による寄附金については、寄附による受入額と税額控除額では、地方交付税の算定においては、取扱いが異なっております。

地方交付税は、各市町村の標準的な行政運営に必要と想定される基準財政需要額から、標準的な税収額を基にした基準財政収入額を控除した額を基準に算定されますが、寄附受入額については、地方交付税の算定に含まれない収入となるため、地方交付税は減額されず、全額が寄附を受けた市町村の自主財源となります。

一方、税額控除による減収額につきましては、税の減額分として基準財政収入額に含まれるため、減収となった分は、地方交付税で補填されることになります。新聞報道にもありましたとおり、補填されるのは減収額の75%に当たる額であり、残りの25%については補填措置はされませんが、単純に税額控除額が寄附受入額を超過したからといって、赤字と判断されるわけではありません。

今回の新聞報道の例で申し上げますと、本町の控除額が1,511万1,000円でありますので、その25%に当たる約377万8,000円が地方交付税の補填対象外となってしまいますが、寄附受入額1,103万円が補填対象外となった額を上回っておりますので、収入額合計で見ると赤字にはならない計算となります。したがって、今回、新聞報道では赤字と報道されておりますが、地方交付税の増額による補填があることから、町の財政に大きな影響はないものと考えております。

引き続き、先進地域の事例等を参考に、寄附受入額の増加に向けて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、寄附額を増やすための今後の取組についてのおたけであります。これまで、さとふる、ふるさとチョイス、楽天、au PAY、セゾンの5件のふるさと納税ポータルサイトを開設しておりますが、新たにJRE MALLを開設し、鉄道を利用する客層をはじめ、多くの方へのPRの強化を図ってまいりました。また、JR横浜駅構内において、矢吹町の返礼品の展示及び試飲、試食体験や、三鷹市等でのイベント出店時の返礼品のPRなど、お客様と対面でのプロモーションを積極的に実施してきたところであります。

現在、町の返礼品には、日本酒や菓子類、米、みそ、宿泊券や商品券など約60商品の返礼品を登録しております。それに加えて、今年度は既に18商品の新規返礼品を増加して追加しております、ほかに約50商品の返礼品についてさらに追加を予定しております。

今後につきましても、町内事業者に協力していただき、食品等の返礼品をはじめ、庭木の剪定、あるいは墓地の清掃等の地域サービスに関する返礼品、地域ブランド事業と連携した新たな特産品の開発、登録など、寄附者のニーズに応じた返礼品の拡充のほか、新たなポータルサイトの追加、インターネットでの広告掲載など、あらゆる対策を講じてまいります。また、昨年度に多くの寄附者から賛同を得て、300万円の目標に対して322万8,036円の寄附額を達成しましたガバメントクラウドファンディングを積極的に活用し、本町の事業の目的や趣旨への理解を図りながら、寄附額の増加に努めてまいります。

さらに、自主財源額のもう一つの方策として、企業版のふるさと納税があります。これは、矢吹町外に本社が所在する企業が、本制度にのっとり町へ寄附をした場合、寄附額の最大9割が税額控除されるもので、通常寄附の際の控除割合である3割に比べ、税制面において大変メリットが大きく、企業側にとって魅力のある制度であります。この制度の自主財源確保における可能性の高さに着目し、企業訪問や営業活動を積極的に行った結果、今年度の目標額500万円に対し、10月末時点で既に1,260万円と、目標を倍以上です、大幅に超える寄附実績がありました。

今後も、引き続き、ふるさと納税については、本町の魅力の発信、ふるさと納税のプロモーションを継続し、また、企業版ふるさと納税については、企業に対する本制度の趣旨説明や積極的なPR活動を実施し、自主財源の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、窓口のワンストップ化による町民サービスについてのおたただしであります。

町では、平成28年10月に総合窓口を導入し、約70の受付、申請業務などを取り扱っております。総合窓口を導入した背景といたしましては、窓口利用者の利便性向上のため、役場内部での検討を重ね、各課の受付、申請業務を1か所に集約することで、複数の用件がある利用者の方が一度の受付で用事を済ませられ、所要時間の短縮等が図られることで、サービス向上につなげるため実施したものであります。

利用者からは、総合窓口に対し「丁寧な説明で分かりやすかった」、「複数の用件が早く済んで助かった」などの声もあり、おおむね評価をいただいているものと認識しておりますが、議員おただしのとおり、総合窓口の導入から7年が経過し、その間、マイナンバーカードの普及や、外国人労働者の増加、取扱業務に関連する法令等の改正など、窓口業務を取り巻く環境は大きく変化しております、混雑時には窓口対応や電話対応が困難な状況が発生することもあります。

総合窓口課におきましては、マイナンバー制度等における事務量増加や人員不足に対応するため、窓口が混雑する曜日や時間帯等、必要に応じて、総務課より会計年度任用職員をスポット的に派遣し、お客様をお待たせしないよう窓口サービスの向上に努めております。

窓口業務におきましては、アナログからデジタルへ移行していく過渡期に来ていると認識しております。町といたしましても、利用者の声をお聞きし、また先進自治体の事例等を参考にしながら、利用しやすく分かりやすい便利な役場を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、部署名の掲示など要望があった場合の対応についてのおたただしであります、総合窓口においては、

通常、来庁者に用件をお聞きし、その内容によって役場1階の窓口カウンター、または1番から8番カウンター一席にご案内しながら対応しております。

総合窓口導入時には、部署名の掲示について要望される方もおられましたが、利用者を動かさない総合窓口の理念の下、各課との連携により対応してまいりました。しかし、窓口が混雑しているときや休暇等で総合窓口課の職員数が少ない場合などは、案内するまでに時間を要することもあり、改善しなくてはならない課題として認識をしているところであります。

総合窓口の改善につきましては、本年7月に役場各課の担当者が出席し開催した総合窓口会議において、問題点の洗い出しを行いまして、利用者目線での改善が最も重要であること、関係各課の連携を強化すること、DX化などによるデジタル技術の導入の必要性などの意見が出されましたので、今後は、より具体的な解決策を話し合っていく予定であります。

また、総合窓口課においては、利用者から要望のあったものや職員が必要だと感じたものについては、課内で情報を共有し、可能なものから随時、改善を図っております。これまでの具体的な対応例といたしましては、コンビニでの各種証明等交付、来庁者への番号札配付による受付、マイナンバーカード受付時における申請支援、平日夜間、休日のマイナンバーカード受付窓口の開設などがあります。

今後、部署名の掲示も含めまして、お客様をスムーズに案内できる体制づくりを進め、また利用者の皆様の声を大切にしながら、ご要望等に対し可能な限り対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、職場の声を改善に生かしているかについてのおただしであります。

現在の総合窓口を導入後は、広範囲の業務を扱っているため、専門性の高い対応やクレーム対応などがあり、対応に苦慮する場面もあります。そのため、総合窓口課では職員からの意見等について、面談や聞き取り、会議等を行いながら、適宜、アドバイスや対応方法について課内で協議をし、また各課とも対応策を検討しながら業務を行っております。

しかし、さきに述べましたとおり、窓口業務につきましては、町が掲げておりますデジタル田園タウン構想に伴いますデジタル技術を導入するなど、改革が必要な時期に来ていると認識しております。令和5年6月9日、デジタル社会の実現に向けた重点計画が閣議決定され、その中で窓口業務の重点取組事項についても示されました。本計画に基づき、本町の窓口業務につきましても、マイナポータルや地方自治体独自の電子申請システムの利用によるオンライン申請の推進に加え、デジタルでの業務改革を通じて、従来の窓口業務を住民目線で利便性を向上させることで、書かない、待たない、迷わない、行かない、ワンストップ窓口を目指し、取り組んでまいります。

今後、さらに現場での声を大切にしながら、利用者にとって便利で分かりやすい役場を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、藤井議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 答弁ありがとうございました。

新聞報道の中の市町村ごとの一覧を見ていきますと、差額で黒字が大きいところ、福島市が6億、伊達市で3億など県北地区、それから磐梯町が6億299万円、会津坂下で3億6,000万など、会津地区も大変黒字のところがあります。それから、県南地区では棚倉町で3億3,000万、白河市で1億7,000万というふうに黒字になっている市町村等もありますが、これらにつきましては、黒字になっている情報等の分析情報、そういったものがあるようでしたらばお聞かせいただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工観光課課長、柏村秀一君。

〔商工観光課長 柏村秀一君登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一君） 4番、藤井議員の再質問にお答えいたします。

福島市など黒字が大きい自治体について、どのように分析をされているのかということのご質問かと思いますが、ご指摘の自治体につきましては、返礼品に特徴、魅力がありまして、全国から寄附が集まっていることから、寄附が多くなっているということで認識しております。

例えば、福島市の場合はフルーツラインが有名であります、福島市と言えばフルーツというイメージがありますので、季節のフルーツの定期便などが人気となっております。また、磐梯町の場合は、町内にカメラのレンズを製造する企業がございまして、高額なカメラレンズが人気であります。また、棚倉町の場合は、ユニ・チャームの工場がありまして、ペット用トイレシートやおむつが人気であります。

このように、その地域のイメージと返礼品が結びついている自治体、またそこにしかないものがある自治体、さらには、寄附者のニーズに合った製品を製造する工場がある自治体は寄附額が伸びていると考えております。例えば、ペット用トイレシートについて分析をしてみますと、室内でペットを飼っている方は必ず必要なものでありまして、また商品自体がかさばるものでありますので、配送までしてくれるということを考えれば、ふるさと納税で購入しようという心理も働いているのかなと考えているところです。

現在、本町におきましても、このような返礼品がないかどうかを調査を進めておりまして、検討を行っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） ありがとうございます。

当町、矢吹町の近隣の村等でございますが、西郷がマイナス848万、中島がマイナス203万、泉崎がプラスにはなっておりますが107万円、一番の赤字になっているのが郡山市で3億7,282万円ということでありまして、中通りの県南地区にかかる場所というところが、どうもなかなか金額が上がってこない、黒字にはならないのかなというところなんです、観光と道の駅、こういったものが一体となって道路と整備されていない地区ではあるなという思いがすごくしております。直売所みたいなものとか、物産館とかそういったものも含めて。

道の駅を当町でも進めていたときには、特産品とか新しい商品開発、そういったものについても、たしか取組をしていたかなというふうに思うのですが、今現在はそういった新しい商品開発に対する取組の状況については、どのようになっているでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工観光課課長、柏村秀一君。

〔商工観光課長 柏村秀一君登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一君） 4番、藤井議員の再質問にお答えいたします。

新たな特産品、商品開発についてのおただしかと思いますが、令和5年度につきましては、新商品開発の取組を支援するため、事業者に対してのニーズ調査を進めております。この調査は、事業者が商品開発をする上で何を課題としているのか、あるいは、どんな支援を町に求めているのかなどについて、調査を行うものであります。今後、この調査結果を基に、町としての対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） ありがとうございます。

答弁の中にあります寄附額が増加傾向にある理由といたしまして、新たにふるさと納税ポータルサイトを開設した、それから人気商品を返礼品に追加できたことというふうにあります。ここで言っている人気商品というのは、この後に出てくると料理酒、ゴルフの宿泊、米というふうにありますけれども、こういったものでしょうか。人気商品、その他ありますか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工観光課課長、柏村秀一君。

〔商工観光課長 柏村秀一君登壇〕

○商工観光課長（柏村秀一君） 4番、藤井議員の再質問にお答えいたします。

人気商品についてのおただしかと思いますが、今年度人気となっているものは、一番は料理酒でございます。これまでも料理酒とセットはあったんですけども、料理酒だけというものがなかったということで、意外にその組合せによって人気が出てきたり、もしくは本数を少なくしたり、逆に多くしたり、そういった細分化をすることで数が増えている、そういう状況でございます。

それから、新たな部分の人気商品になるだろうと考えているのは、例えば今年度、ハッピーベリーさんの商品も追加したいと考えております。今月には追加できるだろうと考えておりますので、そういったことも返礼品等ラインナップしながら、今後ふるさと納税の返礼品の拡充に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） ありがとうございます。

商品開発、確かに力を入れてやってほしいなと思いますけれども、実際にはやっぱり売るところとしての直売所とか道の駅、物産館みたいなものがないとなかなか難しいのかなという思いもありますけれども、今現在、

118号線沿いで須賀川市、それから石川町が道の駅をつくってくるというような、そんな話もございますし、古殿町の道の駅、あそこが大きいところですか、何かその辺はちょっと模索しながら動いているということで、天栄の季の里も小さいところから大きいところに広がって出てきております。

ただ、この県南地区4号線、これから整備される、それから町の財政、財務状況を考えると、そういった建設はやっぱり難しいんだろうというふうには、もちろん重々承知をしておりますし、現在は道の駅凍結というような状況ではありますが、もし可能であれば、この近隣のところ、泉崎とか中島もやっぱり商品とかを売るという部分でいうと、なかなか二の足を踏んで前に出られないというような状況もあるのかなというふうに思いますので、そういった近隣の例えば泉崎、中島と矢吹が共同で施設をつくったり、物産館みたいなものを作ったり商品開発をしたりというような、そういったことって行政の中で取り組むことはできるのか、可能なのかなというような、もしお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（角田秀明君） ちょっと趣旨、あれがずれてきているんですけども。

○4番（藤井源喜君） 道の駅になっちゃったか。

○議長（角田秀明君） 申し訳ないです。ちょっとずれてきていますので、絞って説明、あれしてください。

○4番（藤井源喜君） 分かりました。

ここはちょっと、この流れの中でやっていきたいなと思っていたんですが、JAは実は、私はJAしらかわの出身だったので、ずっと中島も泉崎もうんと身近なところにあっただんですが、やっぱり矢吹の人間としてずっとこうやっていると、なかなか隣の村とかに行っているいろんな仕事をするという機会もないので、ちょっと最近では、やっぱり市町村を越えていろいろやるというのは難しい部分もあるんだろうなというふうには思えてはきております。

ただ、やっぱり何でしょう、こうやって新聞報道されてしまって、赤字だということがありましたので、この答弁書の中では、赤字と判断されるわけではありませんというようなことで答弁をいただいておりますが、福島民報さんのほうで、実際、赤字市町村がというふうに出ているので、こういったところでは、そういった報道機関に対して、町のほうではちょっと報道の訂正ではないけれども、そういったものを掛け合いをしたりするというようなことは考えているのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 4番、藤井議員の再質問にお答えいたします。

新聞報道に対しての訂正というところでのご質問ですが、新聞を見ますと、赤字の捉え方が違っているというしか申し上げようがないかなというふうには思っております。新聞では、寄附額から控除額、控除額は、矢吹町の町民がふるさと納税することにより町に入ってくる住民税の減少額です、控除額を引いた差を流出額という表現をしています。その流出額の75%を国が交付金で補填する、残りの25%が赤字という表現を取られております。

実際は、寄附額については交付税算定には用いませので、流出額の75%ではなく住民税控除額の75%が交付税措置される、つまり寄附額はそのまんま自主財源になるというふうな考え方になります。国から補填がさ

れない減収分25%は見かけ上の赤字でありまして、他自治体から寄附される部分と、この25%の減収分を差し引くと、矢吹町もマイナスではないという意味で、財政には影響はないという答弁を先ほど町長からしたところであります。

新聞報道の締め方としまして、制度に対する一定の課題があるということもおっしゃりながら、「地域で地道に良いものをつくってきた人たちにスポットが当たり、住民を含めて地域に誇りを感じる効果がある。自治体は制度を通じた縁を交流人口や関係人口につなげる仕組みを考える段階に来ている」というような言葉で結ばれておりますので、そもそも減収分に対し75%の交付税措置をするということは、本制度は自治体間の税の取り合いではなくて、国としてその専門家の指摘するような地域の活性化、地域を誇りに思う機運の醸成というところが趣旨だと思います。

町といたしましても、国の交付税措置がなければ報道で言うところの赤字、交付税措置がなければ赤字ということでございますので、慢心することなく、制度を正しく理解して、さらなる返礼品の開発やら拡充やらに取り組んでまいりたい、さらには自主財源の確保を図ってまいりたいと思っておりますので、新聞報道につきましては、そのような理解をしております。

ちょっと、答弁になっているかどうか自信はないですが、そのようなことでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） ありがとうございます。

詳しくはまた後で教えてください。新聞報道の残りのところ、私も読もうと思っていろいろ書いてきたんですけれども、大体、課長が答えてくれたところもありますので、「地方交付税の交付自治体流出額の75%が国によって穴埋めされる」と。郡山市の場合、残る25%に当たる9,320万、単純に計算すると郡山9,320万失われるということになるので、「市市民税課の担当者は「流出超過を緩和するため、返礼品の充実や情報発信の手法を見直したい」と対策を講じる考えを示した」というふうに新聞のほうでも書いております。

何もしないわけにもいかないし、やらなくちゃいけない。確かに始まったときは、アマゾンの商品券とかいろんなものがあつたりして問題があつたふるさと納税でございますが、先ほど話を聞いていたように、いろんな商品の中でハッピーベリーさんとか、町の中にあるそういう個人の一生懸命やっている事業者さんを押し進めていくというのは、大変大事なことなんだろうというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

ふるさと納税は以上で、2つ目の窓口のワンストップ化、こちらについては、確かにもうマイナンバーカードがあつたおかげで、かなり来庁された方も混乱をしていたりしていたときがあつたんだろうというふうに思います。私も昔の昭和の人間なので、天井からどこどこ、まちづくり推進課と看板があるのが当たり前みたいな、そんなところもあつたりしますけれども、今みたいにやっぱりすっきりしているほうが良いというところもあるでしょうし、総合窓口課できちんと案内をしてもらえれば全く問題もないんだろうというふうに思いますが、今現在、業務をやっていく上で、特に職員が休んだり、それから電話がかなり、代表電話も総合窓口課が取るといことで役割をされているということですが、そういった電話も取れなくてお客さんがいっぱい

いるという状況見えそうなときには、特にこれから年末年始、それから年度末、年度初め、こういったときは混乱もいろいろ出てくるんだろうなど。転出、転居、そういったものですか、いろんなものも出てくるでしょうけれども。

そういった窓口の対応に対して、総合窓口課という一つの課だけではなくて、課を横断して協力を要請したりしているというようなことはやっているのかどうかをお伺いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総合窓口課課長、佐藤浩彦君。

〔会計管理者兼総合窓口課長 佐藤浩彦君登壇〕

○会計管理者兼総合窓口課長（佐藤浩彦君） それでは、4番、藤井議員の再質問にお答えいたします。

先ほども町長からの答弁にもありましたように、窓口が混雑等している場合には、総務課のほうから会計年度任用職員の方を派遣していただいて、対応している状況がございます。また、今、議員さん懸念されておりました、これからの移動時期とか年末年始とか、さらに窓口が混み合うような状況も想定されますが、これまでもそういったことで窓口のほう非常に混雑しているようなときは、関係各課、特に1階の各課のほうにもちょっとお話をさせていただいて、窓口で待っているお客様のご用件を聞いて、直接担当課のほうにつないだほうが用件がすぐ終わるようなときは、各課のほうで対応していただいたような状況もございます。

また、電話についても、各課の特に総合窓口課のほうから近い各課においては、電話出られない状況を見ながら、代わりに電話を取っていただいて、その電話を各課につないだりということで、各課連携して対応させていただいているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 答弁ありがとうございます。

マイナンバーカードの国策のほうで、デジタル化がどうも今のところ停滞しちゃって、全然何かトーンが下がったなという状況なんです。役場窓口のほうの業務もデジタルが進めばいろんなものが変わってくるんだろうなど。いろいろと便利になったり、様態も変わってくるんだろうなどというふうに思っています。コンビニの窓口なんかも、昔はレジで会計するだけだったのに、今は荷物の受渡しから税金を納付とか、商品売買メルカリみたいなどころの対応とか、いろんな銀行関係のものとか、それから役場の住民票の発行とか、いろんなものが出てきたということから、窓口のほうもこれから先、様態は変わってくるということがあると思います。

ぜひ、横の連携を密にされて対応していただくようお願いを申し上げまして、私の一般質問とします。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、4番、藤井源喜君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議をいたしたいと思えます。

再開は2時からにします。よろしくをお願いします。

（午後 1時46分）

○議長（角田秀明君） 再開します。

（午後 2時00分）

◇ 富永創造君

○議長（角田秀明君） 通告4番、13番、富永創造君の一般質問を許します。

13番。

〔13番 富永創造君登壇〕

○13番（富永創造君） 議場の皆様、こんにちは。

通告に従いまして質問させていただきます。

まず、矢吹町健康センターの取組についてであります。

矢吹町健康センターは、町民の健康増進、教養の向上及び老人の福祉向上を図ることを目的に設置されております。平成18年から指定管理者制度が導入され、約17年が過ぎております。導入による基本方針によれば、住民サービスの向上、経費の節減等を確実に図っていくものとするとのあります。

矢吹健康センター利用者のピーク時は、約25万人を記録しております。しかし、コロナ禍や地震災害の復旧工事などによる休館、また月1回の休館日が週1回になり、ピーク時と比べ年間利用者数が減ってしまっております。利用者数減少、人件費上昇等によって大きく影響されるのが指定管理料であり、この負担は町の一般財源で賄っております。

同じような施設の利用者減少は、実は全国的な傾向であり、施設の老朽化もあり、運営方法に悩む自治体の姿がクローズアップされている昨今であります。こうした状況にあつて、本町の健康センター施設の一つでありますあゆり温泉では、床を畳敷きにし、毎日の衛生管理に努め、最近では高齢者層に加え、親子の利用者の増加が見られているとのこととあります。サウナの導入予定もあり、今後、持続的可能な管理運営によって、町民の健康増進、コミュニケーションの場、地域のコミュニティ維持、町の観光、若者への町の魅力発信等に大きく寄与するものであると考えられます。

質問ですが、1、矢吹町健康センターの課題と方向性についての見解をお尋ねいたします。

2、あゆり温泉の擁壁問題に関する解決の道筋はどうなっているのか。

3、指定管理期間の延長を求める理由をお尋ねいたします。

続きまして、ヤングケアラーの対応についてであります。

過去の私の一般質問からヤングケアラーに関する答弁を振り返りますと、令和3年6月議会での答弁では、法令上の定義がなく、ヤングケアラーの実態把握が行われていないとのこと。また、令和4年6月議会では、ヤングケアラーは定義されていないので、矢吹町の未来を担う子ども応援計画にその表記はありませんが、計画基本施策において対応の取組を進めるとの答弁でありました。

この子ども応援計画は、子供の貧困対策を総合的に推進するために策定されたものであり、ヤングケアラーの文字の表記もなければ、貧困対策の総合的推進の中に組み込まれたものであつて、ヤングケアラーを支援し推進する具体性に欠けたものではないかと思われまふ。

町がヤングケアラーの例として、障害や病気の家族に代わり、買物や料理、家事、兄弟の世話や介護などで

自分のやりたいことができない、教育を受ける機会の均等、自身の権利が守られていない子供を一般的に指すと説明されております。例えば、野球、サッカーなどの部活に入りたくても入れない。家事や家族の世話のために早く帰宅しなければならない、それで部活に入っていない。部活での休みが多い。友達と遊びたくても早く帰宅しなければならないので、一緒に参加し合える機会が奪われているのです。ほかにも、遅刻、欠席が多い。家族のために世話をする、誰かを支えてけなげに生きている子供の姿が見えませんか。

それを貧困対策、虐待対策、発達障害の対応、不登校対策などの施策でヤングケアラーを支援できると言えるのでしょうか。定義がないとのことで、ヤングケアラーの実態把握を試みないで、今の子ども応援計画では適切に対応できる制度設計であると言えるのか疑問に思えます。

一方、他の自治体では、相談窓口を設置、小中高に周知へのチラシやポスター配布、支援の推進に関する条例の制定。国では、教育現場対象にした実態調査が既に行われ、ケアラー把握の支援など、積極的、具体的に向き合っている自治体もあります。

そこで質問ですが、1、ヤングケアラーの実態に関する独自調査の考えはないか。

2、教員などの関係者への周知や理解促進ための取組はなされているのか。

3、マニュアルで支援策を示すことはできないか。

以上、答弁のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、13番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、矢吹町健康センターの課題と方向性についてのおただしであります。

矢吹町健康センターのあゆり温泉は、平成3年6月に営業を開始し、令和5年3月末までに381万7,058名の利用があり、温水プールでは平成5年10月に営業を開始し、令和5年3月末までに216万6,303名の方が利用されております。

施設利用者の推移につきましては、記録が残っている平成15年度から平成19年度においては、年間25万人以上もの利用がありました。平成23年の東日本大震災による休館以降、利用者が一時減少しましたが、その後、徐々に回復し、平成30年度は年間17万人の利用がありました。しかし、令和元年の新型コロナウイルス感染症の流行に伴い実施した使用制限や利用控えと、令和4年度の福島県沖地震による休館の影響により、令和3年度は7万5,201名、令和4年度は7万4,886名と減少しております。

その後、指定管理者が営業再開を祝い開催した、あゆり温泉温水プールのリニューアルオープンイベントの実施や、温泉畳の導入効果もあり、徐々に利用者、特に家族連れでの利用が増えるなど、にぎわいを取り戻しつつあり、令和5年度は、10月末時点での入館者数が6万2,251名になっております。大変、町民の間でファンの、あるいは町内外でファンの多い施設でありまして、町内外より多くの利用者を見込める矢吹町の貴重な観光資源の一つであることから、指定管理者と連携し、さらに集客力を高めてまいります。

その他の課題といたしましては、施設の老朽化に伴う長寿命化改修や、近年の物価高騰による光熱費等の上昇による影響、あゆり温泉敷地内の擁壁改修工事などが挙げられます。

近年の物価高騰による光熱費等の上昇につきましては、全国の電力会社を調査し、最も有利な業者と契約することで支出額を抑制いたしました。今後も高騰が続く状況であれば、施設使用料の見直しを検討してまいります。

また、擁壁改修の課題につきましては、現在、基本設計を策定中であり、関係機関との協議を経て、今後の方向性を決定するところであります。改修工事が完了するまで、あゆり温泉敷地内では、建築確認申請を伴う工事等を行うことができない状況となっており、施設の運営を行う上で今後の対応が重要な課題であります。

今後の方向性としていたしましては、健康センターは、設置目的である町民の健康増進、教養の向上及び老人の福祉向上の点において重要な役割を担っており、欠かすことのできない施設であり、指定管理者による民間事業者ならではの魅力ある取組によって、町民の幸福感を高める施設運営を図ってまいります。今後も、町民の健康増進、町の観光資源として魅力ある施設とすべく、中長期的な計画に基づく施設の改修について、擁壁改修の基本設計の結果と併せ、費用対効果も考慮しつつ健康センターの運営方針について検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、あゆり温泉擁壁問題の解決への道筋についてのおただしであります。

擁壁の改修等方針の検討につきましては、本年5月から6月に擁壁の構造計算により強度の確認を行ったところであります。構造計算の結果では、4基全ての擁壁で改修工事が必要であるとの結果であったため、現在、擁壁の改修工法の選定や、概算工事額の算出のための基本設計を行っているところであります。

なお、擁壁の安全対策としていたしまして、月3回の指定管理者による日常点検、年に2回の一般財団法人ふくしま市町村支援機構による擁壁の定期点検を行っており、擁壁に変化が現れていないことを確認しております。

今後の方向性につきましては、基本設計の策定後に決定するところでありますが、現段階におけるスケジュールとしていたしましては、令和6年度より関係機関である白河地方広域市町村圏消防本部をはじめ、福島県南建設事務所、土地所有者等と協議を進めていく予定であります。

また、工事に伴う実施設計を令和8年度に行い、令和9年度において改修工事を完了する予定であります。関係機関との協議の進捗状況や、あゆり温泉を継続運営していくためには、長寿命化のための大規模な改修が必要であることも考慮し、現在の指定期間の変更する議案を本定例会に上程したところであります。

健康センターにつきましては、町民の健康増進、町の観光資源として重要な施設でありますので、擁壁問題の解消に向け関係機関と協議を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、指定期間の延長を求める理由についてのおただしであります。現在の健康センターの指定につきましては、令和3年4月23日に議決を受け、指定期間は令和3年5月1日から令和6年3月31日までの2年11か月の期間であり、その期間が満了することから、次の指定管理者の選定方法等について検討いたしました。

この検討に当たり、次期指定管理者の指定期間の設定において、今年度実施した指定管理者制度導入施設の管理運営状況の検証の今後の管理形態において、人員の習熟や外的要因への対応等や安定的なサービスを提供するために、指定管理期間は5年程度が妥当であると判断しておりましたが、新たに指定管理者を公募とした場合、現段階において、今後実施する擁壁に係る改修工事の基本設計を策定中であり、工期・工法等を確定できない状況であることや、工事に伴い、あゆり温泉を長期間休館する必要があるほか、関係機関との協

議により早期に改修工事に着手する可能性もあることから、指定期間の設定が難しい状況にあります。

また、現在の指定期間において、令和3年5月22日の営業開始当初より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、利用者数の制限、一部施設の使用休止、営業時間の短縮等を要請した結果、その日数は、あゆり温泉、温水プール、屋内ゲートボール場の3施設において、223日間となっております。

さらに、令和4年3月の福島県沖地震において、あゆり温泉では災害復旧工事のため、259日間の休館を余儀なくされ、温水プールでは、地震被災による12日間の休館のほか、今年度実施した、ろ過機設備の交換工事により74日間休館しております。

実に、営業開始から令和5年11月末までの919日間で、あゆり温泉においては、約52%の482日間において利用制限、休館があり、温水プールでは約33%の309日間に利用制限があり、通常の営業を行えない期間が長期間に及ぶ結果となっております。

そうした困難かつ不測の状況下において、現在の指定管理者につきましては、コロナ禍にあって感染対策がしっかり取られているとして、利用者から「安心して利用できる」といった声があり、一定の利用者数があったことは、徹底した職員教育を行い、常に利用者目線に立った営業を心がけたたまものと捉えております。

また、あゆり温泉の休館中に開始した温泉宅配事業では、事業提案から事業開始まで、人員の確保や必要な機材、車両等の準備について短期間で実現しており、その行動力の高さも現在の指定管理者の強みであると捉えております。

現在の指定管理者の公募時に提出のあった事業計画につきましては、様々な制限等による実施ができない状況にありましたが、現指定期間中における管理状況につきましては、受付での要望やアンケートによる利用者の声に迅速な対応を行い、日々、報告、連絡、相談を徹底し情報共有に努めているほか、福島県沖地震発生時における緊急時の対応を行っている等から、今年度実施した指定管理者の管理運営状況の検証にて、次期指定管理者の選定方法について、新型コロナへの対応及び福島県沖地震等により、長期間にわたり平常営業ができなかったことや、当初の事業計画に支障をもたらしたことから、指定期間の延長についても検討することが必要であるとの結果があったことを踏まえ、次期指定管理期間の設定が困難であること、擁壁問題で擁壁の改修工事を控えていることを考慮し、指定期間の変更が現在において最良であると判断いたしました。

健康センターが今後、町民の健康増進と教養の向上、老人の福祉の向上のため、さらに魅力ある施設として現指定管理者による安定した管理能力と、これまでの指定管理期間にて培ってきたノウハウを生かし、利用者のニーズに即した対応力、地域貢献のための提案力、スピード感を伴った実行力を得ながら、町の資源として、町内外に誇る観光施設として施設の運営を指定管理者とともに行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、13番、富永議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 13番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、ヤングケアラーの実態に関する独自調査の考えはないかとのおたがいでございますが、まずヤング

ケアラーとはどういった状況を指すのか、ご説明をさせていただきます。

これまで、ヤングケアラーについて法令上の定義はないと答弁させていただきましたが、現在も定義はなされておりません。しかし、こども家庭庁のホームページには、一般的に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供とされており、例えば、障害や病気の家族に代わり、買物や料理・掃除・洗濯、幼い兄弟の世話や介護をしたりすることにより、自分のやりたいことができないなど、子供自身の権利が守られていない子供を指すとされており、

議員おただしのヤングケアラーの実態に関する独自調査についてであります。福島県において、令和4年の9月から11月にかけて、ヤングケアラーの早期発見と支援策等の検討を行うための基礎資料とすることを目的に、子どもの生活実態に関するアンケート調査を、県内の小学5年生から高校3年生までの全ての児童生徒、約12万人を対象に実施しております。

町内でも対象となった小学生、中学生、高校生、合わせて1,254名から回答があり、小学生27名、中学生27名、高校生23名の計77名、約6.2%から「お世話をしている家族がいる」と回答がありました。これにつきましては、県全体における割合5.9%と近い数値となっております。

「お世話を必要としている家族は誰なのか」の問いに対して、「弟・妹」が6割を超えており、特に小学生は7割を超えております。「お世話をしている頻度」の問いに対しては、約6割が「ほぼ毎日」と回答がありますが、お世話の内容としては「見守り」が6割、「話を聞く」が3割と日常的な関わりと思われる内容となっております。一方で、「お世話をすることによって経験したことは何か」の問いには、「学校を休んだり、早退、遅刻をした、自分の時間が取れない」などと回答していることから、勉強や自分がやりたいことができないヤングケアラーが少なからず存在していることが分かります。

また、「お世話することについて相談した経験がある人」は、小学生が3名、中学生が2名、高校生が3名といずれも1割程度にとどまっており、小学生は自分や家族のことについて話を聞いてくれる人を求めているものの、相談相手や相談方法が分からず、実際の相談に結びついていない状況であり、逆に高校生になると、周りの状況を理解しているためなのか、相談することを諦めている人もいます。

これらのことから、家庭や学校、地域、福祉関係者などの身近な大人たちが、子供の変化や行動に目を配り、支援につなげる仕組みや相談窓口の周知及び理解促進が必要であると考えております。

相談窓口の設置状況につきましては、県児童家庭課のホームページにヤングケアラーの相談先として、各種関係機関の連絡先のほか、24時間相談の受付が可能な、ふくしま24時間子どもSOS、ふくしまヤングケアラーSNS相談窓口が掲載されております。町といたしましても、ヤングケアラーに関連する各種相談窓口を、児童関係・介護関係・障害関係と分けて設置しており、子供及びその家庭は子育て支援課、介護及び障害については保健福祉課が担当しております。また、子供と日常的に接し、ヤングケアラーをいち早く発見、支援が可能である学校教職員との連携強化も進めているところであります。

さらに、令和6年4月に設置予定であります、こども家庭センターでは、児童福祉と母子保健が一つの係となって連携することとなり、妊産婦から子育て世帯、幼稚園、保育園、小学生、中学生、高校生、ヤングケアラーまでをサポートする体制を構築し、切れ目のない相談・支援を実施していくこととしております。

これらのことにつきましては、現在策定を進めております第7次矢吹町まちづくり総合計画において、子育て

て支援事業の一つとして位置づけ、福祉、介護、医療、教育等、関係機関で連携の強化及び支援体制の構築を図るとともに、さらなる実態の把握に努め、家庭や生活環境等に左右されることなく、子供たちが健やかに育ち、将来の矢吹を担う大人に成長してもらえるよう支援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、教員などの関係者への周知や理解促進への取組についてのおたただしですが、福島県において、昨年実施した児童生徒への実態調査に合わせて、教職員に向けて、ヤングケアラーとは何か、ヤングケアラーの実態、国の取組状況及び県がこれから取り組むヤングケアラー支援について解説資料を配付し、理解の促進を図ったところであります。それ以降も、教職員や市町村担当職員を対象としたヤングケアラー支援研修会等を開催し、さらなる理解の促進及び支援の推進に努めております。

しかしながら、ヤングケアラーに対する認知・支援体制は、まだまだ途上であると感じており、町といたしましても、こども家庭庁が作成したヤングケアラーを発見するための着眼点や学校等と連携して行うための支援マニュアルを、定期的に行われている校長園長会や生徒指導主事担当者会等で活用し、教員等への理解促進及び支援について取り組んでいくとともに、ヤングケアラーに関するSNS相談窓口やヤングケアラー支援リーフレットを広報やホームページに掲載するなど、周知・啓発に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、マニュアルで支援策を示すことはできないかとのおたただしですが、現在、福島県では、今後のヤングケアラー支援に向けて、1、ヤングケアラーの周知啓発による本人の自覚、周囲の大人の気づきを促進、2、ヤングケアラーの詳細な実態を把握、3、ヤングケアラーが担っている家事や家族の世話を公的サービスで対応し、子供の時間の確保を目的に掲げており、国が示している多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルを県のホームページに掲載し、各市町村等へ広く提供しております。

町では、この支援マニュアルを基に、今後、独自のマニュアルを作成していく予定ですが、ヤングケアラーは、子供の権利が守られていない可能性があるにもかかわらず、家庭内のプライベートな問題であるため、周囲の大人から支援の対象として十分に認識されず、また本人や家族に自覚がないことが多いこと、虐待問題と比較して外部からの発見が困難であることなど、問題が表面化しにくいという課題があります。

こうしたことから、ヤングケアラーを支援していくには、福祉や教育など広く様々な観点からのフォローが必要となりますが、管轄する部署が複数にわたることから、寄り添って支援していくための方法の一つとして、こども家庭センターを設置し、ヤングケアラー支援を進めていくこととしております。

なお、現在策定を進めております第7次矢吹町まちづくり総合計画においても、子育て支援事業に、こども家庭センター事業を掲げ、庁内関係課、学校関係者を構成としたヤングケアラー支援会議等を設立し、地域の実情に応じた支援計画、支援マニュアルの早期作成、それに基づく実態の把握、支援の実施に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、13番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） ご答弁ありがとうございました。

まず、矢吹町健康センターの取組に関する再質問をさせていただきます。

言葉の関係で若干確認したいと思えますけれども、指定管理制度導入施設の管理運営状況の検証、今後の管理形態においてというその後に、人員の習熟や外的要因への対応、これは安定的サービスを提供するためのものだと思うんですけれども、この人員の習熟、外的要因への対応、具体的に例を挙げて説明していただけないでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、山野辺幸徳君。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 13番、富永議員の再質問にお答えします。

今後の管理形態においてのことでございますが、こちらにつきましては、説明の中にもあるんですが、人員の習熟及び外的要因ということで、指定管理期間が5年程度が適当であるというような考えの下、今後の管理形態については指定管理期間が5年が適当だろうというような内容でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問はございますか。

13番。

○13番（富永創造君） すみません、言葉の意味ということで、その具体的な例として挙げていただければという質問なので、いわゆる人員の習熟とはどういうことなのか、また外的要因というのはどういうことなのか、その説明をお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、山野辺幸徳君。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 再度、富永議員の再質問にお答えいたします。

人員の習熟ということで、職員の経験の向上、経験を積むことで長期的に外的要因やら対応について、サービスが向上されるというような意味でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 今の答弁ですと、今までやっていたベテランの方、そういった方を人員の習熟というふうな内容になっているのかなと、そういったベテランの方を指しているのかなと思います。外的要因のほうはちょっと今聞かれなかったんですけれども、こういった中で、さらに言葉なんていわゆる施設使用料というのは、恐らく利用料金、答弁の中でこの見直しを検討するというのに触れているわけですが、各この施設使用料がいわゆる利用料を高くする、そういう見直しという考えなのかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、山野辺幸徳君。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 13番、富永議員の再質問にお答えいたします。

入館の利用については、値上げを検討したいというような意味でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） そうすると、今後、指定管理料を考えている上で、これを若干節減、減らしていくには、この施設使用料の部分が占める割合が多くなれば、当然、指定管理料がだんだん少なくなっていくと。そういう関係、いわゆる収入の部分です。そういうふうな関係でいいのか、私の理解。施設使用料が多くなる、つまり利用者数がどんどん増えてくると同時に、施設使用料も増えますから。そうすると、指定管理料がある程度圧縮されて少なくなる可能性もあるのかなとそう思うんですけども、その辺どうなのかお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） 13番、富永議員の質問にお答えします。

前のちょっとご質問で、料金を上げるのかという話ありましたが、その前提として、ここに書いてある光熱費等の上昇が今、ウクライナ問題以降ずっと上がっておりますけれども、これが大前提です。その前提の下に上げることも検討するという話であります。

それから、もう一つ、お客様が増えた場合は、当然のことながら固定費、人件費、その他もろもろに対して、利用客が増えれば下げることが可能性としてはあると。そういうこととしてご理解いただければというふうに思います。これからの言わば営業努力なり、お客さんがどれぐらい来てくれるかと、それとあとは固定費がどうか、そしてまた先ほど燃料費等の高騰についてどうなっていくかという、幾つかの多元方程式になっちゃいますが、可能性はそういうことだと思っております。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） このあゆり温泉及び温泉プールと、いわゆる健康センターの公共施設、これはこの町にとっては、それが田園に等しいと。この公共施設、健康センター施設がもしなくなってしまったのであれば、我が町のこの田園もなくなると。そういうふうな受け止め方で、健康センターの大切さ、重要性というものが認識できるわけなんですけれども、今後、中長期において、どのような熱い認識を持ってこの健康センターの継続的維持を掲げていく考えなのか、そこら辺の考えがあればお聞かせください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） ただいまのあゆり温泉あるいはプール、健康センターの維持管理については、様々な要素があつてなかなか大変なことは、今、光熱費の問題、あるいは擁壁の問題、様々なことがございます。ただし、基本的に一番大事なことは町民の健康を守る、そしてまた町民が非常にこの施設を愛していただいて、多く利用していただいていると。その気持ちを大切にしたいというふうに思っております。

これから様々な燃料費高騰であるとか、それから擁壁の問題であるとか、様々なことの中で総合的に判断していかなくてはいけないと思いますけれども、基本的には富永議員おっしゃったように熱い思いということであると、個人的な思いとしましては、町民の健康のため、町民から非常に今、私が聞いているところでは、これまでのお年寄りから若い親子連れ、かなりのことに温泉畳も含めて様々な改修を行っていく中で、お客さんが新しい層が増えているということですので、そちらの方向で、また貴重な将来の観光資源等も含めて、しっかりと対応していきたいというふうに思っております。

ただ、それはあくまで擁壁の問題、その他先ほどのような非常に大きな課題がございますので、それについてどれぐらいのコストがかかるのか、そしてこれから光熱費の上昇、あるいは人件費の上昇も含めて、どのぐらいのコストがかかって、町民への負担かかかっていくのか。そういうことの総合的な判断においてということになるかと思えます。基本的には維持して、しっかりと町民の健康を守りたいとそういうことだと私は思っております。よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 維持して町民の健康を守っていく、まさにそのとおりだと思います。

〔「マイク近づけて」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） マイク。

○13番（富永創造君） 失礼しました。

健康センターを維持し、町民の健康を守っていくと、まさにそのとおりだと思います。今後も、これが維持運営できるように、いろいろな面で様々な課題がありますけれども、それを乗り越える覚悟も必要になってくるのかなと考えております。

こういった温泉等も含めた似たような公共施設、近隣地域、福島県の中を見ましても、閉館するとか、またはそれを民間の人に売ってしまうと。そういうもので経営を民間に全くバトンタッチすると。あと、西郷村の温泉施設ちゃぼランドなども、今そういった問題が起こっております。こういった周辺に関して、これは30年前、恐らく竹下元首相が1億円交付ふるさと創生、そのときに建てられた施設ということで、ほぼ同じような年数がたっています。そんなので、老朽化も含まれてくると。そういった中で、近隣も似たような施設があり、課題が起きています。そういったところで、近隣のそういった公共施設に対しての情報を把握し、分析しているのか、その点をお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、山野辺幸徳君。

〔保健福祉課長 山野辺幸徳君登壇〕

○保健福祉課長（山野辺幸徳君） 13番、富永議員の再質問にお答えいたします。

近隣の市町村の情報につきましては、指定管理期間だったり料金というところで調査を進めておりますが、富永議員おられます経営のほうについても、今後調査してまいりたいというふうに思っております。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） そんなところでありますけれども、最近こんなチラシが久しぶりに健康センターのほうから、各全戸この町に配られていると思います。こんなふうにして、指定管理も頑張っているなどという印象でありますけれども、指定管理側からすれば、指定管理というのはそんなにリスクというものは少ないと。しかし、制約があると。行政的な制約だとは思っています。だから、民間がやるうまみがどうも発生しにくいんだと。それが一般的なのかなと思っています。そういった中で、指定管理者やりますと手を挙げてくださっているのは、今の指定管理者ではないのであろうかと。そういうことで、しっかりと町としての対応と、そして我々、議員に対する説明をしっかりとやっていただければと思います。

次に、ヤングケアラーに関してであります。再質問させていただきます。

答弁のほう聞いておりますと、どうも本町のほう、矢吹町のほうの対応が国・県の動向を伺いながら、また、そちらが何かをやることで我々もこれから対応すると。そういうふうな答弁の印象だったと思うんですけれども、マニュアルをつくることによって、どれだけの対応できるのか、その点の見解を聞かせていただければと思います。これからマニュアルをつくるということでしたので。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課課長、小椋勲君。

〔子育て支援課長 小椋 勲君登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲君） 13番、富永議員の再質問にお答えいたします。

これから作成予定でありますヤングケアラーを支援するためのマニュアル、それを作成することによって、どういったことができるのかというようなおたかしではないかと思えます。

国のほうから示されておりますマニュアル作成のための手順書みたいなものがございしますが、それに基づいて、ヤングケアラーのまず発掘ですね。発掘、まずどういった子がいるのかどうかというようなところを、やはりきめ細かく調査をしていくというようなことで考えております。そういった子供が今、どういう状況なのか、それは貧困もあれば介護もあれば、様々な要因が原因でヤングケアラーになっているというような状況が考えられますので、そういったその一つ一つのケースに合わせた支援計画、そういったものを策定していくような考えでおります。その子、その子に対する支援、体制、そういったものを構築しながら、一人一人ヤングケアラーに対する支援を進めていきたいなと思っております。

ただ、まだマニュアル作成しておりませんので、そういったところで考えているというようなところで答弁をさせていただきます。

以上で、13番、富永議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） ということで、今後そのマニュアルが出来上がるであろうと。それも来年度の6月でしたか、7月か6月にはできるであろうと思えますので、迅速な対応をよろしく願いいたします。

このヤングケアラー、ここの答弁の中にもありましたけれども、どうも自分の自覚とか、自分がヤングケアラーなんだと、またその周囲の人たちもなのかなというふうな、そういう認知度が少ない、弱いのではないかなという答弁の内容でありましたけれども、それを周知、ヤングケアラーってこういう状態なんですよとい

う周知するためにも、マニュアルもあるわけですが、本人の自覚、ここをどうするかということも大切だと考えております。私もいろんな行政対応というのはそれなりにやってもらえるだろうなと思っておりますけれども、SNS相談窓口というのを触れたり、いると思うんですけども、今、若い子たちはスマホなりまたはLINE、そういったものも結構使用しているし、利用しやすいのかなと思っております。ですから、ホームページとかになるとなかなか……

○議長（角田秀明君） 富永君、マイク近づけて。

○13番（富永創造君） 行政のホームページ等になると、どうも身近に感じられないのではないかな。できたらLINE、そういったSNSで楽に相談できるような、そういう窓口であればいいなと思っておりますけれども、LINEを中心とということで、そこら辺のところ、どのように考えているかお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課課長、小椋勲君。

〔子育て支援課長 小椋 勲君登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲君） 13番、富永議員の再質問にお答えいたします。

相談窓口があるにもかかわらず、その相談窓口が分からない小さい子供たち、そういったところ、そういった子供たちにどのように周知をしていくのか。その中で、答弁のほうでもさせていただきましたが、やはりSNSというような子供たちの身近な今ツールである、そういったものを活用して、小さな声を幾らかでもたくさん拾いたい、そういった考えをしております。

ただ、やはりホームページに載せてもそれを見る機会がないということもございますので、チラシ、答弁書にもありましたけれども、広報に載せる、あとチラシを配布する、そういったところで、ヤングケアラーという言葉がいろいろところで目に触れる、そういった活動をしなが、そういったヤングケアラーの子供たち、認識をしていないヤングケアラー、そういったところにも働きかけをしていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、13番、富永議員の再質問、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） ご答弁ありがとうございました。

最後に、まとめになってしまいますけれども、私も今回はヤングケアラーというのをテーマに言っておりました。しかし、白河あたりでは条例をつくった際、ケアラーを使っております。これは、ヤングケアラーという18歳未満が対象だと。しかし、その上の方も、いわゆる介護しなければならなくて仕事どうしようとか、仕事ができなくなっちゃったとか、老老介護とか、そういうのも聞かれます。そういったものを含めて、子供支援ばかりではなくて、ほかの保健福祉課とそういったところの連携、ヤングケアラープラスケアラーという形で対応して社会全体で支援していく、そういうシステムづくりができればいいなと願っております。

以上、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、13番、富永創造君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議をいたしたいと思っております。

再開は3時10分からです。よろしく申し上げます。

(午後 2時55分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

(午後 3時10分)

◇ 堀 井 成 人 君

○議長（角田秀明君） 通告5番、5番、堀井成人君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 堀井成人君登壇〕

○5番（堀井成人君） 議場の皆様、こんにちは。また、傍聴に いただき、ありがとうございます。

本日最後となりましたが、通告いたしました一般質問をさせていただきます。

1番として、阿武隈川上流緊急治水対策プロジェクトについて。

質問の目的として、国直轄区間以外の治水対策の状況や、遊水地の維持管理、利活用の方法について地域の関心が高く、適切に管理し利活用していくために、行政だけでなく地域の意見や要望を踏まえて検討することが重要であるため、町の考えを確認するためでございます。

質問とする背景や経過、課題等についてですが、阿由里川流域市町村に甚大な被害をもたらした……すみません、ちょっと目が、戻ります。阿武隈川流域市町村に甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風を契機として策定された、阿武隈川流域緊急治水対策プロジェクトにおいて、抜本的な治水対策が講じられており、遊水地群整備事業も対策の一つとして推進されているところであります。これまでの遊水地に関する計画について、国が住民説明会を開催し、地域の理解を深めているところでありますが、東日本台風では、遊水地計画地より上流、阿由里川沿川においても甚大な被害を受けており、遊水地計画の進捗に合わせた確実な治水対策が地域から求められているところであります。

阿由里川については、国や県、町の協力のおかげで、9月に1級河川に指定され、地域でも浸水被害の軽減が図られることを期待する声が多く、早期の対策が望まれている状況であります。また、令和10年度の完成に向けて、国では地権者約800人のうち、現時点で3割の用地交渉に入り、早ければ今年度中から工事に着手すると聞いております。工事が始まれば、とんとんと事業が進み、三城目地区の爽やかな田園風景が遊水地へと一変し、地域では遊水地がどのように維持管理されるのか心配する声が多くあります。

また、令和5年9月11日に、3町村長から福島河川国道事務所長に、遊水地内で農地として利用できるよう求める要望書が提出されました。今後、開催される利活用検討会において、農地利用を含めた遊水地内の利活用について検討することになります。約100ヘクタール、東京ドーム約20個分の広大な面積が計画されている矢吹町第三遊水地は、本町における防災強化はもちろんのこと、平常時の水の入らない遊水地内の利活用は、地域の活性化、町の観光まちづくりなど、本町の発展につながる大きな可能性を秘めた重要な事業であります。質問事項として、3つの質問をさせていただきます。

1つ目、うつくしま大橋上流において、遊水地群整備事業に合わせた抜本的な治水対策が必要だと考えられ

ますが、町では県に対し、どのような働きかけをしているのかお伺いいたします。

2番目として、9月4日付で準用河川阿由里川の一部が1級河川に指定され、今後、県と町で管理していくことになりましたが、改修工事や河川整備計画の策定について、どのようなスケジュールになっているのかお伺いします。

最後に、③として、遊水地整備後の利活用、農地利用での利活用を含むについて、今後検討会が開かれ、利活用案を検討すると聞いておりますが、利活用への町の考えや今後のスケジュールはどのようになっているのかお伺いいたします。

以上の3点、よろしくお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、5番、堀井議員の質問にお答えいたします。

初めに、うつくしま大橋上流の治水対策についてのおただしであります。

令和元年東日本台風により、阿武隈川全域において甚大な被害を受けたことにより、国では令和2年に阿武隈川緊急治水対策プロジェクトを策定しております。本プロジェクトは、阿武隈川の本川、支川の抜本的な治水対策と流域対策が一体となった総合的な防災・減災対策を行うこととしており、中でも上流部の治水対策として、鏡石町、玉川村、矢吹町のエリアでは、遊水地群整備計画による治水事業を実施するため、河川管理区分の変更を行っております。

管理区分につきましては、あぶくま高原道路うつくしま大橋から下流の鏡石町方面の遊水地計画エリアについては、国土交通省福島河川国道事務所が、うつくしま大橋から上流の旧明神橋までは福島県県中建設事務所石川土木事務所、旧明神橋から上流の中島村方面については、福島県県南建設事務所が管理を行うこととして、国や県が治水対策を進めております。

県では、国の長期的な河川整備の基本となる阿武隈川水系河川整備基本方針が、令和4年9月に変更されたことを踏まえ、阿武隈川水系の福島県管理区間について、今後20年から30年間の具体的な整備内容を記した、白河圏域河川整備計画の策定を現在進めております。

町といたしましては、うつくしま大橋上流の治水対策について、令和3年3月に三城目横石行政区より、阿武隈川から農業排水路への逆流防止や河川堤防改修及び強化について、さらに令和5年5月に明新行政区より、阿武隈川治水工事の要望を受け、河川管理者である福島県県中建設事務所へ進達しており、地域のさらなる河川整備及び治水対策を進めるよう働きかけております。

また、阿武隈川沿川市町村で構成し本町も加盟しております阿武隈川上流改修促進期成同盟会においても、遊水地群整備上流の谷中地区から明新地区までの堤防の整備、また同じ明新地区内では、阿武隈川の増水時に県道の通行止めや農地の冠水等の被害が発生しているため、早急な改修が必要であり、遊水地群整備と併せ上流部の改修等、計画的な事業の推進を図るよう、着実な実施体制の構築、強化を要望しております。

議員おたなしのとおり、町といたしましても、国が進める遊水地の整備計画に併せて、県が管理する上流部の治水対策について、阿武隈川上流改修促進期成同盟会等により、今後も引き続き国や県に対し、決して遊水

地のみが先行することがないように強く働きかけを行い、当該地区はもとより、河川全体の安全・安心を図るため、流域治水の実現に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、阿由里川の1級河川指定に伴う改修工事及び河川整備計画策定のスケジュールについてのおたしであります。

阿由里川については、これまで準用河川として全区間、町が管理を行ってまいりましたが、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトと併せた河川整備について、町及び三城目地区遊水地対策協議会から、国・県に強く要望した結果、阿武隈川合流部から上流部の荒池までの約2.8キロメートルの区間については、令和5年7月28日に国が開催した社会資本整備審議会河川分科会において、1級河川の指定について承認され、令和5年9月4日の官報告示により1級河川へ指定されたところであります。これにより、1級河川へ指定された約2.8キロメートル区間においては福島県が管理し、荒池より上流部の約3.7キロメートルについては、今後も町が管理を行うこととなります。

県では、国の長期的な河川整備の基本となる阿武隈川水系河川整備基本方針が、令和4年9月に変更されたことを踏まえ、阿武隈川水系の福島県管理区間について、今後20年から30年間の具体的な整備内容を記した白河圏域河川整備計画の策定を現在進めております。

県が管理する区間の阿由里川河川改修事業につきましては、国が進める遊水地群整備に併せ事業を完了させる必要があるため、今年度より現地の調査、測量、設計を実施しており、年度内の事業説明会に向け、現在、関係機関との協議、調整を行っております。町で管理する荒池から上流部の区間においては、下流域の県の河川整備計画との整合性を図り、河川改修計画の策定準備を進めてまいりたいと考えております。

今後も、阿由里川河川改修事業につきましては、遊水地群整備と併せて、地域住民の安全・安心のため、国、県、町、さらには三城目地区遊水地対策協議会と連携し、事業を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、遊水地整備後の利活用についてのおたしであります。令和5年1月に開催された国からの住民説明会において、遊水地内利活用の方向性等を検討し取りまとめることを目的に、上流遊水地群地内利活用検討会を国が設置し、3町村の地域振興に資する持続可能な地内利活用の実現を目指し、話し合いが行われるとの説明がありました。

利活用検討会は、令和6年1月頃に第1回目が開催される予定となっており、今後、遊水地整備の進捗に併せて、継続的に協議が行われると国から説明があったところであります。検討に当たっては、有識者、地域住民、各種団体、国、福島県、3町村メンバーなどを構成メンバーとし、幅広い観点から利活用案の話し合いができるような体制づくりを町から強く要望しております。

町といたしましては、これまでも3町村の地域特性を生かした利活用について、地域の意向を十分に踏まえながら、持続可能な利活用の方法を検討し、遊水地完成後は、地域から特に心配する声が多い平常時の維持管理、この方法につきましても、遊水地の機能保全をした上で、景観に配慮した適切な維持管理が行われるよう積極的に国への働きかけを行ってまいりました。

また、遊水地内の農地利用につきましては、営農活動の継続のため、利活用方法の一つの選択肢として、あくまで一つの選択肢としてです、検討できるよう制度の拡充等を求める趣旨の要望書を9月11日に3町村長の

連名で国に提出し、10月12日付で、国から遊水地における水田等の取扱いについての通知が発出され、水田等の農地占用が可能となりました。

しかしながら、遊水地内を現地盤より約2メートルから3メートル、よく言われているのは、1,500万立米から2,000万立米掘ると。掘削した状況で農地として本当に利用できるのかと。農地利用の占用条件など課題があることから、町から国へ農林水産省等の関係機関との協議調整を早期に行い、実現性のある農地利用の環境整備構築について要望しているところであります。

約100ヘクタールもの広大な面積を、将来にわたり有益な利活用を行っていくため、地元住民を中心に構成される三城目地区遊水地対策協議会や遊水地整備予定の3町村、さらには阿武隈川流域自治体等と密に連携を図りながら、三城目地区はもとより、矢吹町の住民が未来に向けて安全・安心な生活が送れるよう十分に検討を重ね、災害に強いまちづくり、住みよいまちづくりの実現を図ってまいりたいと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、堀井議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

5番。

○5番（堀井成人君） きめ細かな町長の説明ありがとうございました。再質問させていただきます。

阿由里川の改修工事についてであります。調査、測量など終わったようではありますが、地域住民への説明など、今まで一度もありませんでした。地域の住民は、どのように変わるのか不安がっています。国では、阿由里川の地域住民への説明会等を開催する予定はあるのか、また町では聞いているのかお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、有松泰史君。

〔都市整備課課長 有松泰史君登壇〕

○都市整備課長（有松泰史君） 5番、堀井議員の再質問にお答えいたします。

阿由里川改修の説明会についての再質問でございますが、阿由里川につきましては、1級河川に指定されたことにより、先ほど町長答弁にもありましたように、今後、県による事業が実施されてまいります。今現在、関係機関と協議、調整が行われておりまして、年度内には地元説明が開催されるというふうに向っております。また、遊水地に関連しまして、国が整備する区間につきましては、遊水地整備事業の説明会と併せて、県のほうで開催、説明を行うということで認識をさせていただきます。

今、堀井議員のお話を受けまして、住民の皆様からの声を受けて、事業主体であります国・県に住民の皆様が不安にならないよう、早い段階で地元の説明会を求めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

5番。

○5番（堀井成人君） ありがとうございました。よろしく申し上げます。

再質問させていただきます。

遊水地整備後の農地利用についてであります。

国では、遊水地内に水をためるために二、三メートル掘削することと申しております。その遊水地内で本当に耕作できるのか、また今現在、耕作したいという希望者がいるのかお尋ねいたします。分かればいいです。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業進興課課長、鈴木辰美君。

〔農業進興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業進興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 5番、堀井議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、農地利用の課題というお話かと思えますけれども、こちらにつきましては、先ほどの答弁にもありましたように、国のほうで今、2メートルから3メートル掘削するというような説明がなされております。掘削した中で、農地として利用できるのかということを、今後、検討会等で検討していくこととなるかと思えます。こちらにつきましても、町としましては、先ほどの答弁と重複いたしますが、農林水産省などの関係機関のほうと綿密に協議をした上で、早期に方向性を出していただきたいというようにお話をさせていただいているところでございます。

あと、農地利用の希望者がいるのかというご質問でございましたが、こちらにつきましては、今回の農地利用で一番影響を大きく受ける方というのは、農地を借りて営農されている方、あと作業の受託を受けて営農されている方、こういった方が大きな影響を受けるということで認識してございます。こういった方から、町のほうでも相談等を受けておりますので、希望者は数名程度はいるということで認識しております。

以上で答弁とさせていただきたいと思えます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

5番。

○5番（堀井成人君） ありがとうございます。

再質問ですが、維持管理についてであります。三城目地区遊水地対策協議会と地域住民で8月に、近隣の遊水地を視察をしましてまいりました。近隣って名前とは言えないんですけども、ただあまりにも維持管理ができていなく、将来が不安になったという意見が多くありました。町は、国へどのような説明をしてきたのかお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業進興課課長、鈴木辰美君。

〔農業進興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業進興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 5番、堀井議員の再質問にお答えしたいと思います。

維持管理について、町として国にどのように要望してきたのかというお話でございましたが、三城目地区遊水地対策協議会の皆様が、近隣の遊水地を見学されて、こういった雑木が生えるような状況では困るというようなお話はお伺いしておりますので、国のほうに対しましても、そのようなことがないように適切な管理をお願いしたいというお話を、町のほうから再三にわたってさせていただいているところでございます。

今後につきましても、三城目地区遊水地対策協議会の皆様と連携しながら、国のほうへ働きかけをしてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

5番。

○5番（堀井成人君） 答弁ありがとうございました。

最後でございますが、このプロジェクトは福島県阿武隈川沿川にとっても重大な事業であります。町と議員一体となつての力添えがなければ前に進みません。皆様のご協力をもらいながらと思っております。

以上、私の質問は終わりにします。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、5番、堀井成人君の一般質問は打ち切ります。

以上で、本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会をいたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 3時35分）

令和5年12月5日（火曜日）

（第 3 号）

令和5年第440回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

令和5年12月5日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・陳情の付託

議案第35号・第36号・第37号・第38号・第39号・第40号・第41号・第42号・第43号・第44号・第45号

陳情第13号

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(13名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
4番	藤井源喜君	5番	堀井成人君
6番	鈴木浩一君	7番	三村正一君
8番	安井敬博君	9番	加藤宏樹君
10番	鈴木隆司君	11番	青山英樹君
12番	熊田宏君	13番	富永創造君
14番	角田秀明君		

欠席議員(1名)

3番 高久美秋君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
教育長	大杉和規君	総務課長兼 選挙管理 委員会書記長	正木孝也君
企画・デジタル 推進課長	国井淳一君	まちづくり 推進課長	神山義久君

会計管理者兼 総合窓口課長	佐藤 浩彦 君	税務課長	小磯 剛 君
保健福祉課長	山野辺 幸徳 君	農業進興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木 辰美 君
商工観光課長	柏村 秀一 君	都市整備課長	有松 泰史 君
上下水道課長	西山 貴夫 君	行政管理監兼 危機管理監兼 政策管理監	阿部 正人 君
教育次長兼 教育振興課長	佐藤 豊 君	生涯学習課長	渡辺 憲二 君
子育て支援 課長	小椋 勲 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝 次 長 鈴木 直 人

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、3番、高久美秋君より、体調不良のため本日欠席する旨の届出がありましたので、ご報告を申し上げます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（角田秀明君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き一般質問を行います。

◇ 青山英樹君

○議長（角田秀明君） 通告6番、11番、青山英樹君の一般質問を許します。

11番。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場の皆様、おはようございます。

傍聴席にお越しの傍聴される方の皆様におかれましては、早朝よりご苦労さまでございます。心より敬意を表しますとともに、お礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

大項目で3点ございます。

まず1点目ですが、阿武隈川緊急治水対策として進められております鏡石、矢吹、玉川の3町村にまたがる遊水地整備についてお尋ねをしたいと思います。

10月13日の新聞報道で、国土交通省が整備後の遊水地の一部を住民が農業用地として使用できるよう調整を進めていると報じられました。記事の中で、9月には3町村長が農業用地としての利用を選択肢に加えるよう福島河川国道事務所に要望書を提出したとあり、三神地区の関係者からは寝耳に水との声も聞かれました。

また、地権者の皆様におかれては、遊水地用地への国への収用が進んでいるものと思われませんが、間もなく税務に関する確定申告等を行う必要性もあることから、不安に駆られる地権者がおられるとの話が聞かれます。

そのような中にありまして、遊水地用地として国に収用される地権者や地域住民の皆様により適切な対応が望まれるという観点から質問をしたいと思います。

まず1点目としまして、新聞報道にもありましたが、国交省の河川敷地占用許可準則では、公園や緑地の利活用を見込んでおり、新規の水田開発などは想定されていないといわれています。どのような経緯の下に要望書の提出となったのか、地元住民や地権者との協議が行われた上での要望書提出となったのか、また、国交省の対応と今後の動向についてお示しを願う次第でございます。

2点目としまして、しゅんせつに伴う残土はどのように処理されるのか、当町としての活用計画の有無、併せて遊水地の有効利活用の計画は策定されているのか、進捗状況も含めてお尋ねいたします。

3点目としまして、税務に関しまして、確定申告の時期がやってまいります。国に収用される地権者の皆様は高齢者が多く、確定申告で白河市に出向いていくことは容易なことではありません。より安全、安心かつ確実な確定申告がなされるよう、地権者の方々への確定申告に対しての配慮を願う声が多く聞かれております。インボイス制度も始まったことから、地権者向けの確定申告の個別的なご指導と助言、町内での申告会場の設置などを考慮していただけないかお伺いするところでございます。

大項目2点目としましては、矢吹町行政運営に関しましてのガバナンスについてお尋ねをしたいと思います。

昨年度におきましては、工事代金の未払い、固定資産税の過徴収、今年度にあつては住居手当の不適正受給、そして2度にわたる車検切れ消防車の運行などが報告されました。町民からの信用失墜となるこのような事案は、どのような状況の下に発生したのか、その対処はどのような措置であったのか、また、具体的な対策をどのように施していくのかは全く町民に知らされておらず、疑念を抱く結果となっております。他自治体での同様な事案と比較する町民からは、納得がいかないとの声が聞かれております。町としてのガバナンスはどうなっているのか、町民からの不満、怒りが寄せられており、説明を求める次第であります。

この件に関しまして、3点ほど質問させていただきます。

1点目、住居手当の不適正受給について情報開示請求をいたしました。不開示となった事項が多く、減給でなく戒告となった理由などは不明であります。「町の機関の内部又は相互間における審議に関する情報であつて、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの。」との理由で不開示となっておりますが、なかなか難しい内容でありまして、理由が難しい内容でありまして、町民の皆さんにも分かりやすい説明を願うところでございます。

2点目、他の自治体でも同様の事案がほぼ同じ時期に発生しておりますが、処分の違いが明確であります。町民の皆様がこの処分の違いが理解できるような説明をお示し願いたいというのが第2点でございます。

3点目としまして、町としてのガバナンスの在り方として、何ら問題ない対応だったのかどうか、町民からの意見等は把握されているのか。また、どのような考えをお持ちかをお聞かせ願う質問とさせていただきます。

次に、大項目3点目としましては、指定管理者制度などの委託業務でのマネジメントについて、その費用対効果等につきまして精査をしていきたいというふうと考えております。

文化センターの業務委託を来年度の後期に予定しているといった予定がございます、計画がございます。また指定管理者制度での健康センター指定期間を3年間延長するという話がございます。費用対効果、そして財政運営という観点からも、歳入を増やしつつ経常経費を減らしていくことが財政運営の鉄則となります。加えて、町民への住民サービスに関しての需要と供給のバランスがどうなっているのかなどの評価が報告されていない状況にあるかと存じ上げます。公共施設は有益にマネジメントすべきであり、その点についての評価はどうなっているのか検証すべきと考え、3点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目、健康センター内、あゆり温泉の収支状況はどうなっているのか。町内在住者の利用者数は把握していただけるのかどうか。需要と供給のバランスや費用対効果、直営との比較等を含めた評価は誰がどのように行い、どう判断されているのかお尋ねします。

2点目として、今期の健康センター指定管理者による3か年の事業計画の実施とは、従前と比べてどのようなものであったのか、詳しい事業内容を数値目標等、人数、金額、KPI目標数値などを含めてお示し願う。

また、今期予定されていた主体的な取組とはどのようなもの、予定であったのか、詳細をご提示願うところでございます。

最後に、指定管理者制度、または業務委託による公共施設の運営は、マネジメント上のメリットとして具体的にどのように把握されているのか。また、ほかの自治体のマネジメントの事例を参考に、新たな対応は考えられないのかお伺いいたします。

以上、ご答弁のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。傍聴者の皆さん、早朝からありがとうございます。

それでは、11番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、農地利用に関する要望書提出の経緯についてのおただしであります。

遊水地内の農地利用につきましては、令和4年、昨年9月に行われた阿武隈川緊急治水対策プロジェクトに関する住民説明会において、国から、農地の代替地がないことで営農継続が困難である問題に対応するため、整備後の遊水地用地の一部を農地として利用できるよう、国土交通省内で仕組みづくりを検討中である旨の説明があり、継続的に協議を行ってきたところであります。

また、3町村での説明会や用地交渉の中で、地権者の方々からも、遊水地内を農地として利用したいなどの要望が出ており、本町におきましても、農地として利用できないか直接耕作者から相談をいただいております。

堀井議員の答弁と一部重複いたしますが、町では遊水地内の農地利用について、営農活動の継続のため、利活用方法の選択肢の一つとして検討できるよう制度の拡充等を求める趣旨の要望書を9月11日に3町村長の連名で国に提出し、10月12日付で国から「遊水地における水田等の取り扱いについて」の通知が発出され、水田等の農地占有が可能となりました。

しかしながら、遊水地内を現地盤より約2メートルから3メートル、1,500万立米から2,000万立米とも言われております。掘削した状況で農地として利用できるのか、農地利用の占有条件など課題があることから、町から国へ農林水産省等の関係機関との協議調整を早期に行い、実現性のある農地利用の環境整備構築について要望しております。

国では、現在、農業分野の研究機関に依頼し、遊水地内で耕作ができるのか調査、検討を行っているとお伺しております。

町といたしましては、地権者や耕作者の意向を踏まえながら、必要に応じて農地エリアを設けるなど幅広く利活用の方向性を検討し、引き続き関係機関と密な連携を図り、地域の意向に沿った利活用の検討に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、しゅんせつに伴う残土の活用計画、遊水地内の利活用についてのおただしであります。

遊水地整備により発生する残土については、遊水地の円滑な整備促進を図ることを目的に、国と福島県との

間で福島空港用地内への土砂搬入に関する覚書を令和4年6月14日に締結し、残土の一部を福島空港用地内で受入れすることとなっております。

また、遊水地整備による周囲堤、囲ぎよう堤の整備及び付け替え道路の整備に残土を利用するほか、周辺市町村における公共工事での利活用が検討されていると国から説明を受けております。

発生する残土の数量につきましては、現在地下水調査を実施し、掘削できる深さを調査している状況のため、詳細は示されておきませんが、本町においても土質の状態にもよりますが、残土の有効活用等について調査、検討してまいります。

町としての具体的な活用方法などの計画は、現時点ではありませんが、公共工事での利活用が考えられますので、遊水地から発生する残土の活用について、国と共に検討してまいります。

また、遊水地の利活用計画につきましては、堀井議員の答弁と一部重複いたしますが、遊水地内利活用の方向性等を検討し、取りまとめることを目的とする上流遊水地群地内利活用検討会が国により設置され、3町村の地域振興に資する持続可能な地内の利活用の実現を目指し、話し合いが今年度から行われることとなっております。

利活用検討会は、令和6年の明けて1月頃に第1回目が開催される予定となっております。今後、遊水地整備の進捗に合わせて、継続的に協議が行われると国から説明があったところであります。

今後開催される利活用検討会においては、三城目地区遊水地対策協議会及び地域住民の意見や要望を十分に踏まえながら、10年先、20年先も誇りに思える利活用の方法について、3町村や関係機関と協議を重ねてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、遊水地整備の地権者に対する確定申告等の配慮についてのおただしであります。

毎年2月中旬から3月15日まで矢吹町役場で実施しております所得税・住民税申告相談会について、今年度は、遊水地整備事業により土地収用法に基づく買収となる地権者の方が多くいらっしゃるとう聞いていることから、申告受付期間中に用地買収があった方を対象として特別枠を設け、実施してまいります。

なお、用地買収に係る所得税申告に向け、分からないことや準備するものなどを気軽に相談できるよう、申告相談会が始まる前の1月下旬から2月上旬頃に、三城目地区で個別相談の機会を設けさせていただくところであります。

特別枠や個別相談の周知方法については、三城目地区遊水地対策協議会及び国と協議を行っており、1月にはご案内をできるよう進めてまいります。

特別枠については、来年2月より事前予約制で受付を行い、相談時間を通常30分のところを60分と拡大し、地権者の方が例年申告されている所得に加え、用地等が買収となり補償金等に係る譲渡所得の申告受付についても対応してまいります。

次に、インボイス制度についてであります。

インボイス制度とは、令和5年10月1日から導入され、仕入税額控除の手續に一定の項目が記載された適格請求書が必要になる消費税法上の制度となります。土地収用法により、受け取る対価補償金は原則として消費税の課税対象と規定されております。ただし、土地の譲渡及び貸付けは例外とされておきまして、消費税は非課税となっております。

なお、建物の譲渡は消費税が課税されますが、消費税を納める必要がある方は事業を行う個人、いわゆる個人事業者及び法人が納税義務者となります。そのため、個人事業者であればインボイス制度によって消費税課税事業者となって、適格請求書発行事業者の登録をされた場合、または課税売上高が1,000万円を超える事業者は消費税の納税義務を負うことになっております。

また、収用に伴う収益の減少を補填するために交付される収益補償金等は、消費税は不課税と規定されております。

消費税についての具体的な相談窓口は、白河税務署になりますが、町にあった相談や問合せに対しましては、個々の収入状況や補償金等で異なりますので、各自の状況等に即して、丁寧に分かりやすい説明に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、減給でなく戒告になった理由及び公文書開示請求についてのおたがしであります。

まず、懲戒につきましては、地方公務員法第29条において、地方公共団体が定める条例等に違反した場合に懲戒処分をすることができる旨の規定がされております。

本町においては、人事院より国家公務員を対象に作成された懲戒処分の指針に基づいた矢吹町職員の懲戒処分等に関する基準を制定しております。懲戒処分を決定するに当たっては、厳正かつ公平に処分量定を決定することが必要であり、その標準的な処分量定を示した当該基準に基づき処分を決定いたします。

当該基準の諸給与の違法支払・不適正受給は、「故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給すること」と定義しております。ご質問があった事案においては、故意に届出を怠ったことや虚偽の届出をしたという事実は確認できませんでした。

しかし、不適正に住居手当を受給していた期間が長期であったこと、故意ではないが過失の程度が高いことから、諸給与の違法支払・不適正受給に適用させたものであります。

このようなことから、処分の量定については、減給または戒告が標準例であることを総合的に勘案し、戒告と決定したものであります。

また、情報開示請求に係る不開示については、聞き取り調書の請求について不開示としたものであります。当該文書につきましては、矢吹町情報公開条例に規定する「町の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当することから、不開示情報に該当するため不開示としたものであります。

ここで言う「公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、率直な意見交換または交換が妨げられるおそれがあるものや、その後の審議等に必要な資料等を得られなくなるおそれがあるものなどがこれに該当となります。

聞き取り調書等は、懲戒処分事案の全容を解明し、処分量定の検討を目的として、関係者に対し任意の協力で行われたものであり、このような情報を開示すると、聴取に応じた者の信頼を失うほか、今後の同種の任意調査等に、関係者がこの任意調査等に応じることをためらうことも考えられ、将来、同種の調査等を実施するに当たって、必要な情報が正確に得られないなど、公正かつ円滑な懲戒手続の実施に支障が生じるおそれがあ

り、結果、特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるということを理由としておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、同じ時期に発生している同様の事案との処分の違いについてのおただしであります。

議員おただしの同様の事案とは、令和5年9月11日に群馬県富岡市において職員が住居手当235万円を不正に受け取っていたことから、懲戒処分の停職6か月との報道であると認識しております。本件の概要といたしましては、10年前に生活の拠点を市内の賃貸住宅から実家に移したにもかかわらず職場に届出をせず、本年6月までの9年7か月分の住居手当合わせて235万円を不正に受給していたもので、職員は賃貸住宅を借り続けていたが、居住していないので手当を返金しなければならないと思っていたとのことであります。記事内容からすると、職員は返金しなければならない意思があったことが確認できるものであり、居住していない等の住居手当支給要件に合致していないことを知りながら受給していたということが読み取れるものであります。

本町の事案については、故意に届出を怠ったことや虚偽の届出をしたという事実は確認できないものであったことが相違点であると認識しております。

ただし、富岡市の事案において確認している状況については、報道機関における記事情報のみであります。

地方公務員法に基づく懲戒処分は、個々の事案について、各自治体が懲戒処分の標準例を参考にして総合的に勘案し、適正に判断するものでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町としての対応と町民の意見の把握についてのおただしですが、懲戒処分につきましては、公務秩序の維持の観点から行われる免職、停職、減給、戒告の処分であり、本人の故意または過失を要件としております。本人の意思にかかわらず行われる不利益な処分のため、厳格な手続の下、厳正に行われるものであります。

当該事案につきましても、繰り返しになりますが、本人、関係者への聴取による事実確認を行い、懲戒処分の標準例を参考に総合的に勘案し、処分量定を判断しております。当該事案においても、職員に対し令和5年9月15日付で懲戒処分を行い、9月19日に全員協議会において議員各位にご説明をさせていただき、同日に報道機関へ情報提供させていただきました。報道機関への情報提供後には、数社からの内容確認取材等はありませんでしたが、町民からの意見等は特段なかったのではないかと認識しております。

当該案件に係る考えといたしましては、過失とはいえ、不適正に手当を受給した非違行為により町民の信頼を著しく失墜させたことは誠に遺憾であり、深くおわびを申し上げます。本件は、本人の過失が主たる原因ではありますが、組織としてのチェック体制にも問題があったと認識しております。再発防止策といたしまして、特別職を含めた全職員に対し各種手当に関する調査を実施し、手続漏れのないよう指導したところであります。

また、この調査は毎年定期的の実施してまいります。今後も、ほかの手当を含め、届け出漏れ、支給誤りがないよう、毎年定期的確認調査を実施してまいります。

町民の皆様の信頼回復に向け、綱紀粛正に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、あゆり温泉の収支状況、町民利用者数の把握、需要と供給のバランス、直営との比較等評価についてのおただしであります。

あゆり温泉の収支について、令和3年度の施設使用料等の収入は1,249万9,345円、光熱水費、委託料等の支出は、3,575万5,765円となっており、令和4年度の収入は1,040万1,911円、支出は4,056万4,895円となってお

ります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための制限や利用控え、福島県沖地震による休館により利用者が減少し、施設使用料収入が減少した一方、社会情勢による物価高騰から支出が増加している状況であります。

次に、あゆり温泉の利用者のうち、町内及び町外の利用者数については、現在、毎月実施しているものではありませんが、コロナ禍前の令和元年11月に1か月間実施した利用者集計では、月8,099名の利用者のうち、町内利用者の割合は約41.6%、3,367名の利用者となっており、町外の利用者の割合は約58.4%、4,732名となっております。

町外の方の利用が多いことは、町の観光資源としての重要な施設であり、魅力ある施設と感じていただけているものと捉えております。一方、町民の皆様に対しては、より多くのご利用をいただけるように、泉質の良さをもっとPRする等、利用者数増加に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、あゆり温泉の需要と供給のバランスにつきましては、令和2年12月に町内966名に対し実施した矢吹町健康センターに関するアンケートでは、約45.8%、442名からの回答があり、あゆり温泉を「月1回以上利用する」との回答した方は442名中、約42%の186名となっており、一定数の利用はありますが、指定管理者からは、多くのリピーターがいるとの報告を受けており、新規顧客を獲得しリピーターとなっていただくということが、利用者数増加に寄与するものと認識しております。

次に、あゆり温泉を含めた健康センターの運営につきましては、学識経験者、施設利用者、老人クラブ連合会の代表者等から成る矢吹町健康センター運営審議会に諮問、答申を得て、進めているところであり、審議会での意見を基に健康センターの運営の安定化を図ってまいりました。

次に、費用対効果、直営の検証につきましては、今年度実施した指定管理者の管理運営状況の検証により、指定管理者の自己検証、施設所管課、企画・デジタル推進課の二次検証にて、社会的情勢の影響があったものの民間企業が持つ発想を生かしながら、老朽化施設の適切な維持、管理を行い、大きなトラブル等もなく、徐々に利用者が増加していることは、魅力ある施設運営が行われており、指定管理者制度の導入効果は高く、制度の継続が望ましいとの結果があり、これらを総合的に考慮し、町として指定管理者制度の継続を判断したものであります。

物価の高騰や人件費の賃上げ等により支出経費は年々増加している一方、消費税率の改定や、経費の増加分を施設使用料に転嫁せず、安価な、安い料金とすることで利用しやすくし、町民の健康増進、老人福祉の向上を図ってまいりました。収支はマイナスとなることから、指定管理料は増加傾向であります。健康センターによる健康増進効果、観光資源としての役割は、大きなものであり、町にとって欠かすことのできない施設であると認識しており、ご理解とご協力をお願いいたします。次に、今期の健康センター指定管理者による3か年の事業計画及び予定していた取組についてのおたただしであります。

現在の健康センターの指定管理者による事業計画では、健康の増進・教養の向上・老人の福祉向上を推進するための主催事業の計画と実施方法について記述があり、健康の増進として、各種体操教室やリハビリの専門家による指導など定期的な開催、教養の向上として脳トレ等を取り入れた各種カルチャー教室などの定期的な開催、老人の福祉向上として、季節ごとの祭事に合わせたイベント等の開催等を計画しておりました。

次に、平成30年度から令和2年度までの前期の期間における指定管理者の事業計画では、お正月、こどもの

日、敬老の日に合わせた特別企画、感謝祭の開催や、屋内ゲートボール場を利用した陶器市、バーベキュー祭りの開催といったイベントの実施が計画されておりました。

いずれの事業計画につきましても、指定管理者の公募により開催した健康センター指定管理者選定委員会にて、委員の評価を受けた事業計画書となっております。

なお、現在の健康センターの指定期間においては、営業開始当初より新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため制限等を要請したことや、福島県沖地震被災によりあゆり温泉が休館となったことから、いわゆる3密の回避のため、集客イベント等の実施は控えていただいていたということから、事業計画どおりの事業実施はできておりません。

しかしながら、令和4年、昨年12月のあゆり温泉リニューアルオープンイベントでは、感染対策を施しながら、歌手によるミニコンサートやカラオケ大会、子ども縁日などを実施し、令和5年7月の温水プールリニューアルオープンイベントでは、水中エクササイズ教室、子ども水泳教室等を実施するなど、その都度、町と協議しながら、事業計画に変更、追加することで開催し、健康センターのPRに努めていただいております。

なお、今年9日にも自主事業として健康センターお客様感謝DAYイベントを予定しており、あゆり温泉では大広間ステージでのダンスや歌謡ショー、カラオケ大会の開催、温水プールでは水中エクササイズや子供向けスイミング教室等を開催する予定となっております。

次に、議員おただしの詳しい事業内容の人数、金額、KPIなどの数値目標等についてはありますが、矢吹町健康センター指定管理者募集要項で提出を求めている指定管理者指定申請書の添付書類である当該公の施設の管理の業務に関する事業計画書では定量的な記載を求めておらず、定性的な記述で提出いただいていることから、数値目標等の記載はありません。

ただし、今年度実施いたしました指定管理者導入施設の管理運営状況の検証において、評価項目を点数化し、導入効果の検証を行っております。当初の事業計画にはないリニューアルオープンイベントを開催し、健康センターの知名度を高めた結果、その後の利用者の増加に寄与しているところであり、今後も集客を図るイベント等を企画し開催することで、コロナ禍以前のにぎわいを取り戻していただきたいと考えております。

本定例会に指定期間の変更についての議案を上程いたしました。今後も各種イベントや魅力ある事業を創出し、新規顧客の獲得、施設利用者の増加を町と指定管理者がともに目指し、老朽化する施設、設備を適正に管理、運営し、町民の健康増進、地域福祉の向上を図り、町の観光資源として運営してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、指定管理者制度や業務委託によるマネジメント上のメリットについてのおただしではありますが、指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、利用者サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的に、平成15年の地方自治法の改正によって導入された制度であります。

これまで本町では、平成17年に指定管理者制度導入に関する基本方針を策定し、平成18年以降、健康センターや各地区の集会所など、66の施設において指定管理者による管理、運営を導入することで、民間のノウハウを生かした住民サービスの向上、経費の削減に努めてきたところであります。

住民サービスの向上という点では、指定管理者による管理によって、民間企業の持つ専門性や発想力、スピ

ード感を生かしたサービスが提供できるなど、役場職員だけではできないことが民間の力を借りて可能になるという点で、大きな効果がある制度であると考えております。特に公共施設におきましては、イベントなどの自主事業を開催することで新たな利用者を獲得し、収益を上げることや、そのためにSNS等を活用してPR事業を展開していくことなどは、まさに行政よりも民間が得意とする分野であります。

民間による新たな活動によって本町の魅力が広く伝わっていき、たくさんの人々を町内に呼び込むことで、地域の活性化につながるものと期待しております。

一方で、経費の削減という点に関しては、指定管理者に支払う指定管理料のほとんどを人件費と施設管理費が占めており、一定のレベルを超えて削減できないことに加えて、昨今のコロナ禍による利用者の減少や、原油価格や物価高騰等の社会情勢の変化による維持費の増加等の影響により、厳しい状況が続いております。

指定管理者制度については、既に導入から20年近くが経過し、全国的にも様々な課題が報じられております。自治体によっては、費用対効果を検証した結果、指定管理者制度を見直す事例もあるようですが、指定管理者制度のメリットの一つとされる経費削減については、限界があることも認識しております。

本町といたしましては、指定管理者制度による最大のメリットは、民間の持つ専門性や柔軟な発想力、スピード感を生かし、より効果的、効率的な運営ができることにあると考えております。

しかしながら、物価高騰や少子高齢化などの社会情勢の変化によって、公共施設の運営は今後ますます厳しい状況が予想されます。このような困難な状況を打開するためには、行政だけでなく民間を含めた地域の活力が必要不可欠であることから、本町においても、引き続き導入施設の検証を行いながら、他の自治体の例も参考に、より効果的な管理運営について検討し、住民サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、11番、青山議員への答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） ご答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

まず、遊水地関係に関しましてですが、遊水地整備後、営農活動として利用できるかどうかということに関して、当町におきましてもということで、営農活動の継続のため、利活用方法の選択肢の一つとして検討できるよう制度の拡充を求める趣旨の要望書ということでございますが、本町におきましても農地として利用できないかというようなお話があったということですが、件数にしましたら何戸、戸数で、世帯数でもよろしいですが、どれぐらいの数の方がどれぐらいの面積で、水田なのか畑なのか、その辺の内容についてお示し願います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

どのような農地利用の希望者があるのかというご質問かと思っておりますけれども、こちらにつきましては、令和

3年8月に町のほうでもアンケートを実施しております。その中で、代替地が必要かどうかというようなアンケートを取ってございます。その際には、田んぼのほうでは希望する方が7件、畑の方では6件ということでおられまして、そのほかにハウス等の施設についても希望者がおられました。

こちらにつきましては、あくまでも農地所有者に対するアンケートでございますので、昨日の堀井議員の答弁にもありましたように、今回大きく影響を受ける方は、農地を借りて営農されている方や作業の受託を受けている農家ということで、こちらにつきましては、町としても詳細な状況は把握してございませんが、昨日の答弁のとおり数件の相談はいただいておりますので、そういったご要望があるのかということで認識はしております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 続けさせていただきます。

今、アンケートを取った中からの説明がございましたが、これは遊水地整備地内での希望というふうに限定されるのか、あるいはほかの土地における代替地としての利活用地ということであるのか、その辺の判断といたしますか、内容というのはどのようにになっているのかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 11番、青山議員の再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

先ほど答弁したとおり、令和3年8月のアンケートでございますので、この時点では遊水地内での農地利用というのは可能というようなことではございませんでしたので、あくまでも代替地として遊水地内に農地を所有する方に対してアンケートを取ったものでございます。

こちら、遊水地内の農地所有者に対してのアンケートでございますので、その当時は代替地が必要かどうかというようなアンケートの内容となっておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 加えて、遊水地内におきましては、掘削を2メートル、3メートル行うということですけれども、課題として、農地として利用できるのか、農地利用の占用条件などが挙げられていますけれども、現実的に農地として使うことができるのかどうかということですね。いわゆる水害等があったり、何か天候異変とか様々な条件の下に補償が必要になった場合とかの補償等もひっくるめて、課題があるということを申されていますが、どういったことが具体的に挙げられてくるのか、その辺をご説明願ひます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 11番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

農地利用の課題ということでございますが、こちらにつきましては様々な課題があると認識してございます。

まず、水田として利用する場合には、水利権の問題ですとか、用排水路の整備または管理。また、今回、土地改良区から地区除外ということになりますので、そちらの対応など様々な課題があると思っております。

また、掘削することに伴いまして、地下水との関係性がどうなのか、湿害等の影響が出ないのか、水はけなどの問題もございます。大型化している機械がその農地に入ることが可能なのかどうかとか、様々な課題があると考えております。

また、そのような状況の中で、どのような作物が耕作可能なか等につきましては、先ほどの答弁にもございましたように、農林水産省や今、国のほうで農業関係の研究機関のほうに依頼をして、調査検討をしているという状況でございます。

また、先ほど青山議員からありましたように、占用条件ということで、水が入った際の補償についてもまだ決定はしてございませんので、これから国のほうと検討会の中で検討していくような状況になろうかと思えます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） なかなか課題が多くある問題かなというふうに思っておりますが、その遊水地の利活用という計画の中の一つとして、今回出てきた一つの方法だと思います、農地の利活用は。

今回出てきましたけれども、もうかれこれ遊水地整備計画始まって数年たちますが、多くの関心は遊水地整備の跡地をどういうふうに活用していくのかということなんですね。今回その農地としての利活用が出てきましたが、もうかれこれ数年たちますが、ほかにも地元の方々からは要望があったかと思えます。

その点については、どのように利活用していくか、今出てきた農地としての利活用のほかには、具体的な事例として幾つかの広報案というものが出てきているのか、出てきていないのか、進捗状況も踏まえてお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 11番、青山議員の再質問にお答えさせていただきたいと思えます。

利活用について、具体的な計画等があるのかというようなお話かと思えますけれども、先ほどの答弁のように、農地としての利活用も選択肢の一つということで、国のほうへ要望してまいったところでございます。

今後は、利活用検討会ということで国のほうが主体になりまして、利活用検討会の中で利活用について議論がされていくものと考えております。

地域の住民の方からも、公園整備とかそういう声はお聞きますけれども、今後そういった地域の皆様のお

声をお伺いしながら、国のほうの検討会の中で検討を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 数年たっているんですけども、これと目新しいものとか、そういったものは聞こえてこない状況かなと思います。

いっそのこと、全国的に公募するような形でもって、これだけの面積でもってこういった、要するに理由でもって遊水地というものを設置しますということを知らしめながら、広く全国的な方々の広い意見を求めるという方法は考えられているのかなというところをお尋ねしたいんですね。

例えば、昨日同僚議員からの質問でもありましたが、やはり葦とかそういったものが生えてくるところが心配であれば、考えようによっては、ちょっと面白いことを言うかもしれませんが、自衛隊を呼んできてと冗談でも言いましたが、自衛隊の訓練なんかでもって使ってもらっても十分に面白いでしょうし、そのときに火炎放射器でもって焼いてもらうのもいいだろうし、それを逆に入場料取って、皆さん自衛隊の訓練ということで見てもらうのもいいだろうし。

一般社会人でも自衛隊員として、臨時的な自衛隊員として逢瀬町とかの山の中で一晩過ごすとか、そういった訓練というのをなさっているんですね。年に1回とか3年に1回とかやっております。一般の社会人の方ですけども、自衛隊員として臨時でもってそういう個別な契約を結んでやっている方もおります。だから、そういったものでもって利用してもらうとか。

あるいは逆に企業誘致も、この遊水地を考えれば、この立地条件を考えれば、アマゾンあたりでもって考えられるのは、ドローンの空中物販センターみたいな形でもって、ドローンがどんどん飛び交って配達していくような、そういう将来的なことも考えられるわけで、またほかにもいろいろありますけれども、その企業誘致をした上でということもいいんじゃないでしょうか。

例えば青森県の場合には、たしか自動車学校が開設されているかと思います。ですから、そういったところにおいては点で考えるのではなくて、やはりもう少し、この三城目地区のこの一点で考えるのではなくて、全国的なところから意見を求める、公募をしていくというようなことも面白いんじゃないかと思いますが、そういう発想でもっていかないと、ちょっとほかに対しても差別化もできないので、その辺の考え方というものに対して検討されるかどうかの考えをお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 11番、青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

遊水地の利活用について、広く公募したらよろしいんじゃないかというようなご質問かと思いますが、こちらにつきましては、遊水地事業、あくまでも国の事業でございまして、国の土地となりますが、国のほうでも民間企業向けにアンケート等を実施するというのを予定しているというようなお話をお伺いしております。

すので、今後、先ほど説明いたしました利活用検討会の中でそういう議論もされていくと思いますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 国の所掌する事業というような印象を非常に受けまして、そうしますと、町としては何もすることもできないのかなというような非常にさもしいお話かなと思うんです。

国のほうに積極的に働きかけて、ぜひそういったことでもって進んでいっていただきたいと思います。既存のルールに乗らないような形でお願いしたいということをお願いしたいと思ひまして、次の質問に移ります。

もう一点は、遊水地に関して税務に関することでございます。

本当に前向きに地権者の方々も高齢者が多かったりとか、あるいは収用という特別な行為の下に納税をしなければならぬ、申告もしなくちゃいけないというような状況で、新たなことも出てくるのかなというふうには思ひたりしております。

そういう不安な方が多い中であって、町として非常にありがたいなと思うのは、特別枠として個別にお考えいただけるというようなこと、まして対応していただけるということですので、これはもう非常に皆様喜ぶところであり、感謝を申し上げたいと思ひます。

ただ、申告される場所として、白河市の中田のほうまで行かれるとかというんじゃなくて、この矢吹町でできるとか、あるいは結構人数がまとまっていれば、地元、三城目のほうでもできるとか、そういったご配慮もいただければお願いしたいなと思うんです。やはり、白河のほうまで行って、高齢者の方々が行って事故とかあったら大変ですし、なるべくそういったご配慮をお願いしたいと思ひますが、白河のほうまで行かずに町としての申告というのは可能なのかどうか確認したいと思ひます。いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

税務課長、小磯剛君。

〔税務課長 小磯 剛君登壇〕

○税務課長（小磯 剛君） 11番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

申告会場が三城目集落センターや役場ではできないのかといったおただしかなと思ひますが、答弁書でもあったとおり、矢吹町役場の大会議室において、例年2月の中旬から3月15日まで確定申告を行っておりますので、その中で特別枠というものを設けさせてもらって、三城目の収用を受けた方については対応していきたいというふうには考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 町のこの庁舎のほうでの対応も可能ということだと思ひます。ぜひ丁寧にお願ひしたいなというふうには思ひます。

次に、町行政運営に関するガバナンスについてお尋ねをしたいと思ひます。

この件に関しましては、私のほうも情報開示請求をさせていただいたわけでございます。まず、処分が行われたということで、個人に関してどうのこうのというつもりは全く毛頭ございません。ガバナンスという観点から申し上げていきたい。

そしてまた、もう一つは、町民の皆様としてやっぱり知る権利があるんですね。様々な理由がありまして、開示できない理由というものがございました。それについて、矢吹町情報公開条例の規定によってということでは不開示になっているわけなんですけど、その条例よりも、いわゆる国レベルといたしますか、やっぱり基本的に国民、町民の持っている権利として憲法92条というのがあるんですね。これは当然、情報公開よりも上位法でありまして、自治体と住民との関係というものは、憲法92条以下による住民自治の原理の採用は、住民が自治体の行政に関する情報について知る権利を持っているという当然の前提によるものというふうに規定されているわけなんです。ですから、個人としての尊厳なりあるいは個人としての不名誉とか名誉棄損、そういったものでない限りにおいては、開示されることは当然ではないかと思うんです。

例えば、私が質問したのは、不適正な受給によって、要するに7年8か月ですか、という期間にあつては、そのお金に対しての町民の単純な疑問です。利息とかそういったものは取ったんでしょうか、取らなかったんでしょうかというようなことなんです。それって、それを開示しないことが正当な、本人の不利益に開示するとなるのかどうかとかというのがちょっと疑問なんです。

ですから、どこまでかという中においては、ちょっと不開示は厳しすぎる内容であったのじゃないか。だから先ほど申し上げましたように、今言っているような内容については、どこまで弁償とか返納と、あとはその利息等については、返されたのか、返さないのかということに関しては、別に開示しても問題ないのではないかと思うんですけれども、その辺について、どのように思われるのか、ご答弁のほどをお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

一旦整理させていただきますが、情報開示請求についてのご質問と捉えさせていただきます。

どこまでを開示するのか、しないのかということではありますが、公文書開示については、公文書は原則開示でございます。ただし、個人の情報であるとか不開示については、条例に定めてあるものの部分では不開示ということで条例のほうも定めておりますが、町長答弁でも申し上げましたが、「公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」というところで、その処分決定過程については不開示にさせていただいたものでございます。

青山議員さんの行われた開示請求でございますが、この文書について開示というのではなくて、今おっしゃられたような、例えば利息は取ったのかというご質問が書かれていたんですけれども、利息は取ったのかに対する文書がないと回答ができません。

ということでございまして、一般質問でご質問いただければお答えしますし、窓口に来てくだされば、その辺は個人情報に触れない範囲でご回答できるものと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 一般質問で何か聞けるというようなお話、いただきちゃいました。

ということで、お尋ねしたいと思うんですけれども、今申し上げました、いわゆる利息等に関する納付というのがあったのかどうかお尋ねいたします。

〔総務課 関係ないじゃないか〕と呼ぶ者あり〕

○11番（青山英樹君） いやいや、そんなことないですよ。

○議長（角田秀明君） 総務課長がそれ、今あれしましたんで、ここまでは、じゃ、発言をさせたいと。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

利息の納付があったかということでございますが、ございません。利息の納付はございませんでした。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 何点か私のほうでお尋ねしたことがございました。通勤手当に関する是正措置があったのかどうかということもありました。そして、共済年金給付額とか、そういったことの変更もあったのかということもお尋ねしましたが、それについては後ほど、私、また再度、違う方向からちょっと確認をさせていただくということにして、私が今ちょっとお尋ねしたいことは、そうすると、ちょっと待ってください。

この処分に関してです。処分に関して戒告ということになりましたが、故意でなかったというところがございますけれども、私ども議会全員協議会でもって出された資料には、失念していたとあったかと思うんです。失念というのは、そもそも、例えば住所を移したらば、すぐにその旨を報告しなければならないかということを知っていたか知らなかったとなると、失念というのは、知っていたことをうっかり忘れたとか、知っていたことに対して物忘れをしたとかというのが失念という意味なんですね。ということは、知っていたことが7年8か月あったというふうに解釈されるわけございまして、これは単なるうっかり忘れたとか、故意でなかったというふうに判断できるのかどうかという疑問があるんです。

ですから、この処分に対しての答弁をいただいた内容ですね。故意に届出を怠ったこと、虚偽の届出をした事実は確認できなかったということでございますけれども、そうではなくて、失念という言葉が使われている以上は、これはもう知っていたことに対してやらなかったという故意が成立するんじゃないかと思うんです。

そこについての判断というのはどうであったのかをお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

失念したという以上、知っていたのではないかということだったかと思うんですが、当該職員につきまして

は、届出義務については知っております。ただし、7年前に提出したかどうか、ここについては、大分前のことですので、総務課で確認したところ提出されていないというところで確認をしたところ、であれば失念したのかというところでございます。

ですので、届出義務に関して知らなかったわけではないです。その証拠として、実際この事案が発覚したのが、次に引っ越した、実家から次の場所に引っ越した際に、通勤届と住所の異動届、こちらを総務課のほうに提出したことにより前回出されていないことが発覚したものでございますので、その意味からしても、悪質性はなかった、過失であるというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 主観の違いというふうに言われれば、それまでになってしまうのかもしれませんが、失念というものに対してそういう言葉を使ってきたわけでございますけれども、その当時、7年8か月前に出したかどうかを忘れていたということであれば、それは確認すべき事項であり、それをしてなかったということだから、それは怠慢であったと。自己の責任において行うべきこと、行為をしていなかったということではないのでしょうか。それは、故意というふうに判断されても仕方ないんじゃないのでしょうか。いかがでしょう。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

当該職員が書類のほうを出していたと思っておりました。自分で提出義務があることも知っていますし、出した状態であるということで、言わば、その確認をしなかったことは怠慢ではないかということでございますが、法律用語で言うところの不作為という状態だと思います。ですので、おっしゃるとおり、確認義務を怠っている、提出義務も結果的に怠っているということで、義務違反として懲戒処分に付したという内容でございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 1点加えさせていただきますと、矢吹町職員の懲戒処分等に関する基準の中にあつて、その第5、処分の加重または軽減という中の2のほうに処分の加重についてというところがございます。その②のところで、職員が違法行為を継続した期間が長期にわたるときという項目がございます。長期にわたるところにおいては、戒告という処分自体が妥当な処分であったのかどうかということに関しては、処分の加重というところにおいて、この項目が記載されているということであれば、戒告というのは軽過ぎだ、軽減過ぎるんじゃないかというふうに判断するんですが、それはどのようにお思いでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

今ご指摘の矢吹町職員の懲戒処分等に関する基準の処分の加重の部分でございますが、加重につきましては、②で職員が違法行為を継続した期間と、違法行為でございます。本件は違法行為ではございません。

付け加えて申し上げますと、今回の件は過失でございます。本来、過失は懲戒要件には入ってございません。今回の不適正受給につきましても、冒頭から故意によるという前段があります。ですので、故意でないものは懲戒処分に付すことは本来できないものであります。

ですので、その手前の指導上の措置でとどめるのが本来の考え方であると思われませんが、一定の義務違反があること等がございますので、さらに長期にわたる期間と金額というところを鑑みますと、これは懲戒に準ずるというところで、その基準に合致させた、その2つの減給と戒告の低いほうを採用したものだというふうに考えていただければよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 違法行為でないということは、それは登録漏れというか、住所を変更しましたよということを伝えなかったことということについて違法でなかったというふうにおっしゃっているのか、確認したいのですが。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

違法行為ではないという部分でございますが、今回の事案は職員の義務違反として捉えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 今回の事案、地方公務員法第29条第1項に対する違反ですよ。これに十分に該当しているわけでありまして、それが、だから義務違反ということなんですか。じゃ実際に、お幾らでしたっけ、2万6,000円ぐらいでしたっけ。7年8か月、不適正で受給しているんですよ。それを義務違反というふうに位置づけて、それ通るんですか。そういう認識でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

義務違反で処理していいのかということでございますが、懲戒処分自体が一定の義務違反を処分するもので

ございます。今回の事案につきましては、虚偽とか欺くとか、そういった意図があつて届出を出して不正を働いたものとは全く違う事案でございますので、届出をしておりましたが、先ほどおっしゃったような不作為という状態が長年続いた結果、次の引越しの際にそれが発覚し、一定の職員の責任を取ったという形でございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 町から出された文書、職員の懲戒処分についてということで、矢吹町職員の懲戒処分を次のとおり行いましたのでお知らせしますという中の5番目、処分理由に地方公務員法第29条第1項第1号、地方公務員法服務について定めた町の条例、規則その他の規定に違反した場合の規定に基づくものというふうに出ています。ですから、いわゆる義務違反ではないというふうに考えます。

そして、もう一つは、こちら公表内容の中では、所属部署とか職種及び役職名、年齢、年代ではなくて年齢及び性別というものが公表内容となっていますが、その要件に合っていない内容でございますが、これはなぜなのでしょう、お尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

公表内容に合致していないというところでございますが、おっしゃるとおり、基準の中では公表事案については原則として次のとおりとするというように定めがございます。

今回、懲戒処分の戒告でございますので、本来であれば所属部署、役職、職種、年齢、性別等が公表されるべきものでございますが、先ほど答弁させていただきましたように、故意でないものを、その事案の重さを鑑みまして懲戒処分とした、その辺も考慮に入れて個人情報に分からないような、推測されないような形で公表しておりますことをご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 青山君、あと2秒しかないので、いいですね。

○11番（青山英樹君） じゃ、2秒で。

○議長（角田秀明君） 2秒でできる。

○11番（青山英樹君） できる。

○議長（角田秀明君） じゃ鳴らすよ。

いいです。じゃ、どうぞ、再質問ありますか。

○11番（青山英樹君） この条例は一体何のためにあるんでしょうか。この規則は。基準は。

○議長（角田秀明君） 一応、質問時間終わりましたので。ここで打ち切ります。

○11番（青山英樹君） 質問しました。

だって要件を満たしていないのに、じゃこれは何のためにあるんでしょうかということをお尋ねしました。

○議長（角田秀明君） 以上で、11番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は11時35分からです。よろしくお願いいたします。

(午前11時20分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

(午前11時35分)

◇ 三 村 正 一 君

○議長（角田秀明君） 通告7番、7番、三村正一君の一般質問を許します。

7番。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。

そして、傍聴席においでの方の皆さん、今日はありがとうございます。

それでは、通告いたしました一般質問について質問をさせていただきます。

1番目は、蛭田町政の公約達成状況及び職員の不祥事対策についてでございます。

質問の目的でございますが、4年前の町長選挙の際に、町民の皆様を示されたマニフェストについて、プラン・ドゥー・チェック・アクションのPDCAサイクルにより福祉の向上と政策の充実を図るとともに、職員の綱紀粛正を望むためでございます。

質問しようとする背景、経緯、課題でございますが、蛭田町長の1期目が任期満了を迎えようとしております。4年前の町長選挙の際に、町民の皆様を示されたマニフェストについて、各項目ごとに取組と実績を確認し、2期目のマニフェストに生かして、町民生活、福祉の向上に寄与するためでございます。

また、最近の職員の不祥事案が発生しておりますが、これらに対する再発防止対策が重要であるというものでございます。

質問事項でございますが、4年前の町長選挙の際に、町民の皆様を示されたマニフェストについて、この4年間どのように執行がなされ、どのような実現状況にあるのか経過をお示し願います。

2番目でございますが、6月の議会で、2期目に向けて立候補の意思表示がなされましたが、町民の皆様に対する、公約・マニフェストはどのようなものかをお尋ねいたします。

3番でございますが、最近、矢吹町の不祥事件が公表され、テレビ・新聞等で報道されております。町民の皆様からも綱紀粛正を望む声が多く出ています。この4年間の不祥事件の内容、再発防止対策、賞罰処分状況をお尋ねします。

大きな項目の2番でございますが、令和6年度の事業計画の検討についてでございます。

質問の目的でございますが、令和6年度の特筆する政策や、町民の生活、福祉に関する施策、公約実現に向けての政策について質疑し、施策の充実を図るものでございます。

質問しようとする背景でございますが、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域

における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする地方自治法第1条の2でございますが、このことは、住民が安全に安心して暮らせることのできるまちづくり・地域産業の活性化・地域の課題の解決などが自治体の使命であります。そのためには、地域住民の税金を効果的に活用した予算編成と執行が必要です。

現在、町は令和6年度の事業の当初予算の編成中であります。来年度の特筆する政策や町民の生活・福祉に関する施策、公約実現に向けての政策等について計画方針の状況をお尋ねします。

質問事項でございますが、1つ目は、物価高騰対策と農業資材高騰対策の支援について。

ロシアのウクライナ侵攻に端を発して、燃料ガス代、電気料金の値上げや円安、物価高により、生活費が月平均2万2,800円増加、これは住友生命の調査でございますが、出ております。来年度の物価高騰支援対策として全町民に支援が必要であると考えますが、その支援施策及び農業に対する支援施策等の町の方針をお伺いいたします。

2番目でございますが、高齢者福祉サービスの取組・充実について。

宮城県大和町を行政視察して、高齢者福祉サービスの取組について、地域で安心して生活ができるよう、日常生活の支援を中心とした各種福祉サービスを実施しておりました。主に独り暮らしの方や要介護認定を受けている方々が対象です。その中で、あんしんコールセンターサービス事業は、通報連絡機器を貸与して、24時間体制で見守り支援を行う事業です。

近年、当町でも老老介護、認知症対策、独り暮らしの高齢者が増加しており、きめ細やかな対応が求められています。また、孤独死等が発生しております。このような方々へ町で取り組むべき施策やその考えをお伺いいたします。

3つ目が、粗大ごみの集荷事業でございます。

鏡石町では、年2回、実際は年4回ですね、家庭内粗大ごみを各集落ごとに集めて、産廃業者に収集、運搬と処分を依頼しております。当町住民は、粗大ごみ処分については白河クリーンセンターまで運搬処分をしています。町民の負担軽減や環境衛生美化のためにも取り組むべきと考えられますので、町の考えをお伺いいたします。

大きな項目の3番でございます。

同僚議員からも同じような質問ございましたが、私なりの質問をさせていただきます。

質問の目的でございますが、矢吹町スポーツ×デジタル振興プロジェクトは、子供の能力向上、アスリートの発掘、高齢者の健康づくり等を目的としておりますが、どのようなタイムスケジュールで取組がなされるのか、町民の生活や福祉とどのような関わりになるのか、個人として何をできるようになるのかを理解する一助としたいと思います。

令和5年10月、福島民報の朝刊に、矢吹町スポーツ×デジタル振興プロジェクトがスポーツ庁のスポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰2023に選ばれたとの報道がありました。町のためにも名誉であり大変喜ばしいことです。この事業の内容について、町民の皆さんに理解をいただくことが、プロジェクトの充実と成功に結びつくものと思います。

そこでの質問事項でございますが、矢吹町スポーツ×デジタル振興プロジェクトの内容と、どのような経過

で策定されたのかをお尋ねします。

2つ目として、実施に当たっての課題と実践工程はどのようなものかをお尋ねします。

3つ目として、この事業の運営方法と予算規模についてお尋ねをいたします。

以上、質問いたしますので、ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、7番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、4年前の町長選挙の際に、町民の皆様にお示したマニフェストにおける4年間の取組や実現状況の経過についてのおただしであります。

令和2年1月より、町民本位の福祉重視のまちづくり実現に向けた強い信念の下、町政を執行させていただいてから3年11か月が経過しようとしております。町長就任以来、新型コロナウイルス感染症の流行等、様々な困難と向き合いながら、課題解決に向け、機動的かつ柔軟に町民の皆様説明のできる清潔な町政運営に努めてまいりました。

現場主義を重視し、分断や対立ではなく大同団結を目指して、町民の声や働く者の声をよく聞く対話を重視した町民本位の公平公正なまちづくりを目指し、精力的に取り組んでまいりました。時には難しい判断を迫られる場面もありましたが、現場の声を大切に、常に町民の皆様の安全・安心を最優先に考えて判断をしてまいりました。

この4年間は、県下ワーストであった保育園の待機児童の解消、県下で22人ということで、福島市と並んでワーストでありました。解消や高齢化社会を見据えたコミュニティバスあるいは行き活きタクシーですね、こういった等による公共交通ネットワークの構築、企業誘致による雇用機会の創出を図り、産業、農業振興による地域の活性化等に重点的に取り組みながら、将来に希望が持てる活力ある矢吹町をつくる基礎づくりのために、町民が望まれる未来への布石、投資等を中長期スパンで皆様と共に考えながら取り組んでまいりました。

さらに、矢吹町の新たなにぎわい創出につなげる取組として、3×3バスケットボール大会、さきのBONDS CUPですね。それから先日のYABUKIストリート陸上等のイベントを初めて、大変近代では珍しい取組だと思いますが、初めて開催し、町内外より多くの皆様にご来場いただき、来場者の方々からは、町外の方々も含め、「矢吹町はいろいろと新しいことにチャレンジをしていますね」等の声も聞かれ、町なかのにぎわい創出に寄与する大変可能性がある取組の一つであると感じております。これから継続的にこれらの取組をしてまいりたいというふうに考えております。

本年6月議会定例会の富永議員の一般質問の際に、これまでの取組によって得られた成果や新たに見えてきた課題等について答弁をさせていただきました。今回は、4年前の町長選挙の際に町民の皆様にお示したマニフェストにおける4年間の取組や実現状況の経過を中心に答弁をさせていただきます。

1点目は、福祉の充実に関する取組であります。

高齢者に優しい、働きやすく住みよい、子供を育てやすい活力あふれる町を目指し、子育て支援の充実にも力を入れ、交流と定住の促進に寄与する若い世代が安心して子供を育てられる、環境や高齢者に優しい生活環

境の整備のために様々な事業に取り組んでおります。

具体的な成果としては、子育て世代に特に注目される、先ほど申しましたが保育園の待機児童、これを町長就任時の県下ワースト22人、先ほど申し上げましたが福島市と並んで22人でしたので、1万7,000人の矢吹町としては37万人の福島県が20人台でしたから同じでしたから、大変な状況だったわけですが、翌年には待機児童ゼロを達成し、現在も3年連続ゼロを更新中であります。

また、高齢化が加速する中、移動手段を持たない方の交通手段を確保するための施策として、行き活きタクシー利用料金助成事業について、利用者の声に基づき、対象年齢や回数を拡大する等、かなりのスピード感を持って、アンケートを取り、改善を図りながら取り組んでまいりました。

さらに、独り暮らしの高齢世帯が増加している状況において、将来、移動手段を持たない、特に近時免許返納等がどんどん進んでいる中、高齢者の足はどんどん失われていっております。将来、移動手段を持たない高齢者の方は増加していくものと想定されます。5年先、10年先の将来を見据え、皆様が求める公共交通、皆さんが移動手段として自由に移動できる、そういった足を持つということはどういうことなのかということを経験しながら、公共交通ネットワークの充実を図り、高齢化社会に向けて日常生活の利便性の増進に寄与する施策として、コミュニティバスの実証実験運行を行っております。

実証実験による運行方法等の改善、ノウハウの蓄積、これが目的でありまして、今後は、利用者のご意見やご要望を踏まえながら、今年度策定した矢吹町の地域公共交通計画、この理念に基づきまして、より利用しやすいAIオンデマンドバスや自動運転バス等への発展を検討しながら、オンデマンドバスは、その方が、例えばスマホでもあるいはiPadでも、そういったもので行きたいところから、行きたいと指示をすれば来てくれるとか、例えばそういったことで、高齢者がラストワンマイル、ラスト100メートルのところを行かないで済むようにできるということが一つ大きな課題であります。発展を検討しながら継続して実施してまいります。将来的な町の発展を見据えた際に、公共交通の充実は、高齢者の方々の活動の足を確保するほか、子育て世代の方々の子供の通学時及び帰宅時、放課後のスポーツ少年団の活動、各種習い事等における送迎の負担軽減にも寄与する等、様々な社会の課題を解決、軽減する重要なものであると考えております。

子供たちにとって、通学の足、それから3時半、3時、そして放課後のその後の習い事、スポ少、その移動ができるということが親御さんたちにとって大変な負担になっていて、それがスポ少等にとっての大きな課題になっております。例えばそういうことを解決して、きちんとした足を提供するということは、やはり我々にとって大変重要な課題であると考えております。

2点目は、町民主役の町政に関する取組であります。

私が最も大切にしていることは、町民本位のまちづくりであり、多くの町民の皆様の声をしっかりと聞き、町政運営に反映させることがまちづくりの基本であると考えております。現場に足を運び、町民の皆様の声をじかに聞く機会をより多く設けることを大切にしたいと考えておりましたが、町長就任後、令和2年1月初登庁でありましたが、その後、皆さんご存じの全国的にコロナが広がり、その4月3日に福島県でも、町村単位でいうと初めてのコロナ患者が我が町でも発生して、夜中に記者会見をやりましたが、そういった状況から一気にコロナ感染拡大防止というのが社会の最重要課題となってきた中で、町民の皆様の声を聞くということは非常に難しくなっております。

防災無線で毎日毎日コロナについての注意点を呼びかける中で、町政懇談会あるいは車座になって皆さんの声を聞くということが非常に難しいという状況で、大変私としてはじくじとした思いを持っておりました。自分の強い思いとは状況が大きく異なり、事業実施には難しい判断が必要でありました。

こういった状況下ではありましたが、新型コロナウイルス感染症への不安はあったものの、感染対策を徹底しながら、町長就任後初めて、令和2年11月に矢吹地区、中畑地区、三神地区で計4回町政懇談会を開催し、町民の皆様の声をはか聞くことができた貴重な機会となりました。

また、令和4年度には、行政区総会等の機会にお時間をいただきまして、行政懇談会を開催させていただきました。懇談会の中で町民の皆様より出されたご意見やご要望を受け、スピード感を持って今年度の舗装補修や現道舗装等の事業に反映させ、生活環境の充実にも取り組んでまいりました。

今後も、町民の皆様方との懇談会を含め、学生の皆様をはじめ若い世代からの意見収集、今後の課題、これからの課題と思いますが、インターネット等を活用する等、様々な方法で声を聞く機会を設けながら、引き続き町民本位のまちづくりの実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

3点目は、魅力あるまちづくりに関する取組であります。

現在、矢吹町の恵まれた交通環境を最大限に生かして、積極的に企業誘致に取り組み、魅力のあるまちづくりをPRしながら、自主財源の確保にも努めております。

町長就任以降、企業訪問やトップセールスに積極的に取り組んでまいりました。一方、新規の企業進出ばかりに目を向けるのではなく、既存企業との関係強化、または声を聞くということ、企業活動の活性化や雇用の維持・拡大が実現できるようサポートしてまいりました。

その結果、令和2年度から4年までの間に、新規の企業立地や既存企業の工場新設、拠点拡張、物流企業のハブ設置等12件、計画ベースでおおよそ70億円という、矢吹の一般会計予算80億、90億に比べても大変大きな額の追加投資を決定していただいているところであります。

活気のあるまちづくりにつながり、各層の働く場所の確保により、町民の皆様様の所得増はもとより、まさに皆様様の所得のパイを増やす、これは非常に大切なことです。それは財政健全化のためも含めて大変大事なことであります。はもとより、町の税収増加にも寄与することが期待できるものであると考えております。

また、現在、完売状態、実は工業団地、売り切れになってしまっております。工業団地の新たな整備に向けた候補地の調査にも取り組んでおり、引き続き、さらなる雇用機会の創出を図り、産業、農業振興による地域の活性化に取り組んでまいります。

4点目は、教育費の軽減等、矢吹の未来を担う人づくりに関する取組であります。

具体的な成果としては、令和3年度から実施した小中学校における給食費の半額助成が挙げられます。財政健全化の取組として、旧総合運動公園予定地、長らく白河の公社のほうから借金をしてまいりました。残っていたのは矢吹だけでした。財政健全化の取組として、旧総合運動公園予定地の購入時の借入額の残額7年分を前年度に一括繰上償還を行ったと、7年分の一括繰上償還を行ったことにより捻出された財源で、小中学校における給食費の半額助成に充当してまいりまして、これもまた7年分の利息を節約したということで、その利息でもって、ざっくり言うと給食費の半額助成を長期間続けられるという、そういうことを行っております。未来を担う子供たちを支援することで、安心して子育てできるまちづくりに大きくつながる取組となっております。

す。

財政健全化、矢吹が私が就任したときとにかく財政健全化ということで、もうこれは急がれるということで相当言われていた財政健全化への道筋と、教育、子育てのサポートの両立を図った取組であります。

さらに、本町の未来を担う若者の定住促進を図るため、町内に定住して就業し、奨学金を返還している方を対象として、奨学金返還のための支援制度についても充実を図っており、若年層の方から多数の申込み、利用がなされております。こちらは議会のほうでのご質問と一般質問の中からこういったこともということで大事な契機をいただきました。

本町には、幼稚園・保育園から小中学校、高等学校、農業短期大学校と様々な年齢層のための教育環境が整備されており、これらの学校が連携、協力していくことで、より充実した教育を目指し、対外的に子育て世代にPRできる魅力のある教育環境の整備につながる、その可能性があると考えております。

矢吹町の子供たちに矢吹町を好きになってもらい、矢吹町に誇りを持ってもらえるよう、今後も、未来ある子供たちの人づくりへの投資は積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

5点目は、安心・安全な暮らしに関する取組であります。

まず、災害に強いまちづくりを目指し、防災、災害対応への強化に取り組んでおります。近年の異常気象等により頻発する大規模災害の一つであった令和元年の台風第19号によりもたらされた大きな災害を受けて、計画された阿武隈川緊急治水対策プロジェクトによる遊水地整備事業に取り組んでおります。町民の皆様へ寄り添って、しっかりとした細やかな対応を行うために遊水地対策室を設置しまして、事業主体である国や福島県、鏡石町、玉川村等の関連市町村と連携しながら取り組んでおります。

次に、身近な通学路等の歩道整備や生活道路の整備についてであります。

町長就任以降、町民の皆さんの安全・安心のために道路整備に力を入れてまいりました。子供たちの安全・安心な通学のために、通学路等の歩道整備事業も推進してまいりましたが、歩道整備事業は、地域の方はもとより道路沿線地権者の皆様の事業へのご理解、ご協力により事業に取り組むことが可能となるということですから、多くの時間と事業費を必要としてまいります。

多数の道路整備事業に同時に取り組むことは難しいことから、町では、歩行者の皆様の交通安全対策として、歩道が整備されていない道路の路側帯を緑色に着色し、運転者に通学路であることを視覚的に認識させることを目的としたグリーンベルトを設置し、また大きな字で道路に側溝についての表示を行うということで、暫定的な交通安全対策にも取り組んでおります。こちらは、地元の方々から一定の評価をいただいているように聞いております。

また、町民生活により密着する生活道路の整備、いわゆる現道舗装整備事業については、予算規模を拡大して取り組んでまいりました。まだ多くの要望路線がありますが、今後も計画的に取り組んでまいります。

また、本町では、国が事業主体になりますが、国道4号矢吹鏡石道路整備事業にも取り組んでおり、道路の全線4車線化により通行量の増加や周辺地域の整備が考えられます。矢吹町が素通りされるだけの町、もうこれが一番怖いことであります。郡山がどんどん発展し、須賀川がどんどん整備され、そして鏡石は非常に立派な道路ができていて、お隣の泉崎もこれから東側、駅が東口を開発し、その先の白河は見違えるようになっております。その中で、矢吹町が素通りされるだけの町になる、4車線化の結果そうなるというのは悪夢のよう

なことでありまして、それに対応するために何をするかというと、あの立地なコンテンツ、魅力あるコンテンツを矢吹町の中に、先ほど掲げてきたような幾つかのことをしていくことと、道路をいかに矢吹町で分かりやすく、そしてしっかりと皆さんが矢吹町に集まっていたりいただけるような道路を造れるかということかと思えます。今何をすべきか、さきに申し上げた遊水地整備事業と併せて、矢吹町の将来を左右する大規模な事業でありますので、現場で町民の皆様のお考えも十分にお聞きしながら、国やその他関係機関へしっかりと要望活動を行い、現場の声をきちんと計画に反映できるよう努めてまいります。

6点目は、行財政の改革に関する取組であります。

現在、安全に暮らせる地域づくりや行財政改革と行政運営、行政サービスの向上等、様々な事業に取り組んでおります。

町長就任後、様々な取組により本町の財政は着実に改善傾向にはあるものの、財源の蓄え等、道半ばの状況と認識しており、今後も財政健全化については継続的に取り組む必要があります。これは国の財務省の財務局の評価等ではかなり財政健全化については進んでいると。ただし、借金は先ほどのことでかなり返しましたが、蓄えがやはり少ないと、まだまだ。家でもそうですが、借金返せば蓄えはどうしても足りない。もっともっと、先ほどの、所得を増やしていくあるいは企業を誘致する、様々なことで税収を増やし、あるいは自主財源を増やしていく中でやっていかななくてはいけないというふうを考えております。

次に、課題のあった公共事業等の再点検についてであります。道の駅事業や一般社団法人まちづくり矢吹等の事業について、一度立ち止まり、きちんと課題を調査し、真に必要なものなのかを検証する時間を得るために、凍結や解散を行い、抜本的な出直しという決断をいたしました。その他の公共事業については、必要性和投資の有効性を見極めながら、優先順位を整理しながらしっかりと取り組んでいきたいというふうを考えております。

さらに、町民の皆様の身近な要望等に対して、迅速かつ丁寧に対応できる役場組織とするために、現在、矢吹町が置かれている状況を見極めながら、必要に応じて、機動的かつ効果的に毎年度組織改編を行っております。結果として、一部の課に業務を集中させずに、所属長の目が細部まで見通せるような組織編成とするとともに、将来を見据えた人材育成にも非常に注力しております。慢性的なマンパワー不足の問題は、課題はありますが、町民の皆様の声を受け止め、きちんと町政に反映できるように、柔軟な対応が可能となる環境の改善に取り組んでおります。

町民本位のまちづくりに着実に取り組んだ成果が、街の住みこちランキング、いい部屋ネットのランキングや、街の幸福度ランキングへの上位のランクインにつながった要因ではないかというふうを考えておりまして、これらは、特に子育て世代の矢吹町への流入増の一つの契機、矢吹町への就職なり、今はテレワーク移住も含めて様々なことがありますので、様々なことを、環境整備を行っていく必要があるだろうと、呼び水になってくれるのではないかと期待しております。

着実に成果は上げているのではないかとと思いますが、どの事業についても、一朝一夕では大きな成果なりにはつながらないものでございまして、目先にある課題解決に真摯に向き合いながら、中長期的な視点で物事を見定め、住民福祉の充実・向上と将来の矢吹町のさらなる発展につながるもの、そのビジョンとなるように継続的に取り組み、皆様に選ばれる・誇れるまちをつくれるよう、町政を進めてまいりたいと考えておりますの

で、ご理解とご協力をお願いいたします。

長くなりました。大変失礼しました。

それでは、次に、2期目に向けて、町民の皆様に対する公約やマニフェストがどのようなものかとおたがしありますが、さきにも答弁させていただきましたが、令和2年1月に町長に就任し、町政を執行させていただいてから、様々な困難に直面しながらも、町民の皆様の安全・安心を最優先に、日常生活をより便利に、そして幸せに暮らせる町を目指し、矢吹町のさらなる発展を中長期的な視点で物事を見定めながら、1期4年間のまちづくりに邁進してまいりました。未来に向けた布石や投資が、実を結び始めているものもありますが、私が必要なことや課題はまだ数多く残っており、道半ばであると思っております。

そこで、2期目に向けて、町民の皆様から信任を得られるように精いっぱい努力をしながら、私が取り組んでまいりたいことについて答弁をさせていただきます。

まず1点目は、未来への投資と財政健全化の両立についてであります。

現在、本町では、少子高齢化や人口減少問題などの現状を全国共通の不可避な流れとして甘受せず、甘んじて受けずに、取組次第で変えることのできるものと確信して、子供から高齢者まで全ての皆様に住みここのよいまちにするため、まちづくりに取り組んでおります。みんなで支え合う地域のコミュニティを維持・発展させていくためには、人口増加が大切な要素の一つであると考えております。

現在、若い世代、子育て世代に選ばれる町を目指して、様々な子育て支援策に取り組んでおります。若い世代が増えることで、税収の増加等による財政の安定・充実につながるだけでなく、子供を安心して産み育てられる経済的な支援の拡充や産後サポートの充実により、出生率の増加にもつなげてまいりたいと考えております。

また、幼稚園、保育園から大学までが、協力、連携し、独自性のある教育環境の整備を検討する等、子育て世代に魅力をPRしながら取組を推進してまいりたいと考えております。

また、矢吹町の次代を担う人材の育成にも取り組んでまいります。次期総合計画の策定に当たり、小中学生向けにまちづくりに関するアンケートを実施させていただきましたが、「働くようになっても矢吹町に住みたいか」との問いに対して、半数以上の児童や生徒が肯定的な考えを持っており、現在、矢吹中学校で取り組んでいる、郷土を愛する心を育てる矢吹創生学の取組により、矢吹町をより好きになってもらい、矢吹町で生まれたこと、住んでいることに誇りを持ってもらえるように、町の将来を担う子供たちへの支援は、ちゅうちょすることなく、取り組んでまいりたいと考えております。

この矢吹創生学は、矢吹中学校の前の荒井校長先生、今の小野里先生が行っていただいておりますが、私も講師になって全校生徒をやっております。また、藤井源喜議員のほうも消防団長として講師として立っていただいたりしながら、矢吹町が今どういう状況にあるかということで、そのことをお話をいただく、そしてまた、先ほどのランキングとして住みたい街ランキングであるとか、どういう状況かというお話すると非常に子供たちは関心を持ってきて、矢吹町についてこれまであまり考えこともなかったけれども、ここに住めとは言わないで、後で東京に行っても大阪に行ってもニューヨーク行っても北京に行ってもいいけれども、心の中に矢吹というものを残してくれということを、ちょっと外れてしまいますので、ここでは詳細はここまでにしますが、そんなことをお話しすると子供たち、非常によく反応してくれるということで、匿名でアンケートを取

ると、今のような答えを出してくれるので、非常に手応えを感じております。

私が最初に成人式に出たときは、みんな外に出ている人たちばかりで、住所見ていると。これではせっかく教育してもみんなと言っても、矢吹町がSDGsと言うけれども、結局人が残らねばSDGsになりません。だから、人が残ってくれる、あるいは外に出てもちゃんと戻ってくれる。東京に行って悩み事があったら、矢吹に戻ろうと。そういった子たちがどれだけできるかということだと思っています。ちょっと長くなるのでここまでにします。子供たちというのは非常に大事な私はキーワードだと思っています。

次に、町民の豊かな暮らしに資する道路やインフラ等の整備に関する取組であります。本町を通る国道4号の全線4車線化に係る国道4号矢吹鏡石道路整備事業は、町の発展に大きな可能性を秘めております。町にずっと住み続けるため、町外の人が町を訪れる際に、道路整備の状況は重要なポイントになります。国道4号の整備に合わせて町のさらなる発展を見据え、町道等の道路網計画を再構築し、町道整備についても、道路利用者が使いやすく分かりやすいものになるように関係機関と連携、検討を深めながら取り組んでまいります。

道路が分かりづらいですね。矢吹町は駅に行くのも非常にほかから来ると一苦労な状態なんで、駅は一つ矢吹町の、特に東白川あるいは石川の方からすると大変大きな売り物なのに、駅にどう行ったらいいか分からないというような状況ですので、今度の国道4号4車線化に合わせて道路のマスタープランのようなものをつくって、しっかりと分かりやすい道路、周辺自治体からも来られる道路が大事かと思っています。

しかしながら、よりよいまちづくりを進めていくに当たり、何事に取り組むにしても、効果的に財源を確保していくことが大変重要であります。未来に向けて真に必要と判断されるものへの投資は、積極的に行ってまいりたいと考えておりますが、本町の財政は、着実に改善してきてはいるものの、まだまだ道半ばであります。

昨年度は、全国初の試みとして、電力やガス等のエネルギー類の価格高騰によりご苦労をされている農家支援、特に酪農農家は全滅状態に至るんじゃないかというぐらい厳しい状況、畜産農家ですね、でありましたので、支援の一環としてガバメントクラウドファンディングによる自主財源の確保に取り組んだところであります。これは農家を支援する自治体がガバメントクラウドファンディングを行うということの全国で初の例ということで、農業新聞等にも大きく取り上げていただきました。

様々な分野のまちづくりについて、趣旨にご賛同いただける方に応援をしていただき、政策の目的達成につなげることができる仕組みは、今後の取組次第で大きな可能性を秘めております。これは、本当に矢吹のように財政が苦しいところが、さっきのように例えば教育であるとか、それから農業であるとか、大きな、こういう取組をしたいという目的を掲げてファンディングを行うということは大変大きな可能性を秘めているというふうと考えております。

現在、PRを行う掲載サイトの拡大や返礼品の拡充等を進めるとともに、効果的な取組を行っている先進自治体等への視察研修に赴く等、取組を強化しております。ふるさと納税制度と併せて、本町の魅力や取組を効果的に発信し、より多くの皆様に応援いただけるよう工夫しながら、自主財源の確保についても重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目は、地域の課題を包括的に捉え、持続可能な地域の再構築、経済発展の実現について、効果的にデジタルの技術を活用する等、取組次第で都市部を上回る利便性と魅力を備える地方像を矢吹町で実現できるもの、これは実は昨年の政策大綱のところであらうといった考え方を打ち出したわけでありましてけれども、非常になかなか

かすばらしい考えだと思っております、皆さんが考えていただいたわけでありますが、職員の皆さんに。都市部を上回る利便性と魅力を備える地方像を矢吹で実現できる。でも本当に、情報とそれから仕事が矢吹にある、持ってこられるということであれば、何も東京にいる必要はないわけで、あとは、先ほどのテレワーク移住も含め、様々なことで矢吹に住みながらすばらしい、言わばこういったカントリーライフを楽しむとか、そういうことは幾らでもできるわけであります。

事業を推進しているデジタル田園タウン構想事業の具現化により、町民生活への利便性の向上に還元できるように取り組んでまいります。

まず、スポーツ庁の主催により、スポーツの力で地方創生を行う、スポーツの価値やスポーツを活用した特色あるまちづくりに取り組む自治体を表彰するスポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰2023を福島県内で初めて受賞したスポーツ×デジタル振興プロジェクトについては、今後の発展性を見据えながら、スポーツとデジタルを掛け合わせ、スポーツをテーマにまちのにぎわいを創出することにより、住民の幸福感の向上とともに、関係・交流・流入人口の増加に向けた取組を推進し、町民の健康づくりや活力ある生活づくりに寄与する事業となるように取り組んでまいります。

こちらのスポーツデジタルについては、今若い方々にBONDS CUPであるとか、それから先ほどの、皆さんにこれについてよく知っていただいたり、これについての勢いをつけていただく事業ということで、陸上で福島千里さんであるとか、それから千葉麻美さんとか来ていただいておりますが、このデジタルスポーツは、やはり子供たちの才能発掘であったり、スポーツあるいは若い人たちの運動能力、最終的にはやはり人間の健康寿命を延ばす、このことにしっかりとつながっていくものであるというふうに私は確信しております。ぜひこれをしっかりと進めていきたいというふうに思っております。

矢吹町にしかない、ここにしかない特徴を生み出し、スポーツをする人も見る人も誰もが楽しめ、複合施設KOKOTTOを中心に町がにぎわい、子育て世代から高齢者まで誰もが健康で過ごしやすい町を目指してまいりますということです。

また、デジタル技術の活用により町民の利便性向上に資する取組についても、先進地自治体の事例等を積極的に活用しながら、町の取組によって生活が楽になった、矢吹町に住んでよかった等と感じていただけるように、チャレンジ精神を持ちながら、真に必要な事業を推進してまいります。町民の皆様への情報発信や情報共有を大切にしながら、誰一人取り残さない社会の実現に努めてまいります。

デジタルをとということでもありますので、どこかでまた触れるかと思いますが、デジタルディバイド、いわゆるデジタル環境、情報環境が非常に優れた人と、また、それについて非常に慣れ親しんで、デジタル環境にと人々と、デジタル環境がなかなかうまく対応できないという人を差別化、格差ということにならないようにということが非常に大事な対応、課題かと思っております。

3点目は、子育て支援と同様に重要な高齢者への支援であります。

独り暮らしの高齢世帯が増加している現状において、今後、移動手段を持たない高齢者の方は増加していくものと想定されます。5年先、10年先を見据え、町民の皆様が安全・安心に町内を移動できるように、地域課題が顕著になる前から、今後想定される悩みを言わば先取りして、それに対応していくと、解消、軽減していくと。高齢者の方の日常生活の活力につなげるための巡回バス等あるいは行き活きタクシーですね、こういっ

た公共交通、それぞれが互いに補完し合う関係になります。充実にも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

利用者の皆様のご意見やご要望を踏まえ、より利用しやすいAIオンデマンドバスや自動運転バス、自動運転バスもまだ技術的に十分でないためになかなか採用できませんが、かなりもう近くまで来ております、への発展も見据えております。

公共交通事業の推進は、子供から高齢者まで多くの皆様の移動手段となり、町内の人の流れも大きく変わる可能性があり、本町のさらなる発展に寄与するものであることを考えております。

4点目は、町民の皆様の声を広くしっかりと公平に聞きながら、生活に直結する要望の実現につなげていくための仕組みづくりであります。

私が最も大切にしている政治姿勢の一つは、町民本位のまちづくりであり、多くの町民の皆様の声をしっかりと聞き、町政運営に反映させることがまちづくりの基本であると考えております。

町政を執行するに当たり、現場に足を運び、町民の皆様の声を直に聞く機会をより多く設けることを大切にしたいと考えておりましたが、町長就任以降、長く険しいコロナ禍への対応を強いられ、自分の思いとは状況が大きく異なり、人と会うことすらままならない状況が続いておりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症への不安はあったものの、町長就任当初より町民の皆様の声を聞くための方法の一つと考えていた町政懇談会や、この辺は先ほどのとちょっと重複しますね、じゃ、このあたり大変大切なことだと思いますが、大分長くなりましたので、ちょっとここから次のページの5点目の前までは、ちょっと省略をさせていただきます。

〔「コマーシャル入れないほうがいいですよ。答弁者がみんなに気を遣って」と呼ぶ者あり〕

○町長（蛭田泰昭君） ついつい言って 大変失礼しました。皆さん、大変失礼をいたしました。

この辺ですね、それでは、ナンバー6の6行目くらいですか、行政区総会の機会に赴き、意見交換をさせていただいた行政懇談会等、現場に赴いたからこそ聞くことができる町民の皆様の声により、新たな発見や課題等を得られる貴重な機会となりました。懇談会の中で、町民の皆様からいただいた声をスピード感を持って事業に反映させ、生活環境の充実にも取り組んでおります。

今後は、学生の皆様をはじめ若い世代からの意見収集にはインターネットを活用する等、様々な方法で町民の皆様の声を聞く、意見を聞く機会を設けながら、引き続き、町民本位のまちづくりの実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

5点目は、地域間の交流を充実させながら、町の祭りや伝統芸能、文化を後世へときちんと伝承していくこと、また、複合施設KOKOTTOや大池公園やあゆり温泉等の観光資源について、取組次第でさらなる発展の可能性のある施設や場所を、周辺の利活用方法と併せて検討しながら、あるいは先ほどの移動手段ですね、そういったものも併せながら、にぎわいを広げてつなげていくための取組としていきます。

町には、第1区自治会の山車と第2区自治会の大屋台の勇壮華麗な競演が見せ場である秋祭りや、三城目地区に伝わる伝統芸能である笠鉦を中心に、青年男女が曲に合わせて踊る平鉦踊りや三城目獅子舞等、地域の方のご尽力により、長い歴史をかけて伝承されてきた町内外にPRできるすばらしい祭りが残っております。地

域の大人が、子供たちに太鼓や踊りの指導を行い、きちんと後世へ伝承していくことはとても大切なことです。

また、矢吹町の歴史や文化を後世に伝承していくためにご尽力いただいている町民の皆様も数多くおられます。そういった方々ともきちんと連携、協力しながら、将来にわたり歴史や文化を守る道筋を立てる取組も推進してまいります。

さらに、町内にある観光資源の持つ可能性を最大限に生かしながら、各所に点在する点と点を線で結び、町のにぎわい創出につながるような仕掛けも、巡回バス等を活用しながら検討したいと考えております。町内外の人が立ち寄りたいたいと思えるような、子供や孫を連れていきたいと思えるような環境整備に取り組み、子供からお年寄りまで3世代で楽しんでいただけるような町にしたいと考えております。

6点目は、国主体の大規模な事業ではあるものの、本町の将来に大きく関わる阿武隈川緊急治水対策プロジェクトである遊水地整備事業の確実な事業推進であります。

現場の声を大切に、皆様から造ってよかつたと思っただけの整備になるよう、関係機関と十分な協議を行いながら、整備後の利活用方法の検討も含めて取り組んでまいります。

7点目は、企業誘致の推進と移住や定住に関する取組であります。

まず、企業誘致についてであります。現在、新たな工業団地整備の候補地の調査を行っており、将来、企業が新たに進出を検討していただく際の材料となり得る環境整備にも取り組んでまいりたいと考えております。

企業を応援する制度の充実も図っており、町長就任以降、積極的に取り組んでまいりました企業訪問やトップセールスの際に、本町の取組について、企業の役員や幹部より高い評価を受けております。

新しい企業にばかり目を向けるのではなく、既存企業との関係性強化にも努め、企業の不安や課題、今後の目標等を町と企業とが共有し、よりよい結果に結びつくように取り組んでまいりたいと考えておまして、町民の皆様の働く場所の確保にも積極的に取り組んでまいります。

次に、移住や定住に関する取組であります。

本町が持つ大きな強みは、恵まれた交通環境にあります。高速道路及び地域高規格道路のインターチェンジを2つ有し、新幹線への乗換えもスムーズに行うことができ、福島空港へのアクセスもしやすいことから、首都圏や関西圏への移動が容易であります。本町では、県外から移住した方の生活環境の変化による経費の増加を支援する制度の拡充や移住定住向けのPR用のパンフレット等を作成する等、様々な取組を行っております。

コロナ禍により、テレワーク等の働き方が一般的に認知されてきた昨今において、2拠点生活の希望者や移住定住希望者に対して本町の魅力を伝え、空き家や空き店舗等の利活用方法等も十分に周知しながら、人口の増加につなげられるような取組を推進してまいりたいと考えております。

ここまで、私が2期目に向けて取り組んでまいりたいと考えている7項目を中心に答弁させていただきました。町政の執行には、町民の皆様はもとより三村議員をはじめとする町議会議員の皆様、関係団体の皆様のご理解とご協力はもう不可欠であると考えております。

矢吹町のさらなる発展、前に進むために、子育て支援や住民福祉の向上、インフラ整備等、未来に向けた投資については、適時的確に行い、町職員と一体となって矢吹町の可能性を、皆様の声を聞きながら切り開いてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

大変長くなって失礼いたしました。

次に、4年間の不祥事件の内容、再発防止対策、賞罰処分状況についてのおたしでございます。

まず、昨年度において2件の不適切案件がありました。

1件目は、令和2年度に交付すべき補助金4万3,200円が未交付であったことにより、町民の方が在籍する団体活動に支障を与えたため、令和4年5月27日付で懲戒処分として当該職員を戒告とし、上司職員を訓告いたしました。

再発防止策といたしましては、組織全体として内部統制の推進及びリスク管理を徹底するとともに、矢吹町準公金取扱規程及び矢吹町補助金交付要綱の遵守徹底を示達したものであります。

2件目は、令和4年度に発注した3件の工事が完了しているにもかかわらず、工事代金232万6,500円の支払いを行わず未払いが発覚したため、令和4年9月30日付で懲戒処分とし、当該職員を減給とし、上司職員を訓告いたしました。

再発防止策といたしましては、法令等の遵守や服務規律の確保について、全職員に指導の徹底を図るとともに、同様の事案を繰り返さないようチェック体制の強化を示達したものであります。

次に、令和5年度においては3件の不適切事案がありました。

1件目は、住宅用地の軽減措置の適用漏れによる固定資産税等の課税誤り事案であります。本件は、グループホームに関する住宅用地の固定資産税を軽減する特例措置の適用漏れが8件あったものであり、固定資産税及び固定資産税を算出根拠とする国民健康保険税を過大に徴収していたものであります。課税誤りがあった期間は平成16年度から令和5年度までであり、長い方で最大20年間でありました。この間の過徴収分に還付加算金を加算した合計302万6,000円については全額返還をさせていただきました。

当該事案は、当時の職員の住宅用地特例の適用方法に対する誤った認識や、土地・家屋の担当者間の情報連携の不足、電算システムへの入力内容等のチェック体制の不備という人為的ミスが原因であり、再発防止策といたしましては、担当職員の連携強化やチェック体制の強化に加え、固定資産の評価等については専門的な知識を要するため、経験年数に応じた研修への参加による職員のスキルアップを図り、再発防止に最大限努めてまいります。

なお、当時の原因者については既に退職していることから、懲戒等の処分はできないものでありますが、現体制における担当課長をはじめ管理職に対し、再発防止に向け気を引き締めるよう嚴重注意を行い、同様事案を二度と起こさない体制を構築いたしました。

2件目は、職員が住居の引っ越しに伴い住居手当の支給要件を欠いたにもかかわらず届出を失念し、不適正に手当を受給していたため、令和5年9月15日付で懲戒処分とし、当該職員を戒告とし、上司職員を口頭注意としたものであります。

再発防止策といたしましては、総務課においては、職員が受給する各種手当等の調査を毎年実施し、チェック体制を強化すること、また、各課所属長については、部下職員については受給している給与が公金から賄われているという基本的かつ重要な事実を再度認識させることと、服務指導監督要領における諸手当の適正な受給の指導徹底を示達したものであります。

最後に、直近の事案では、11月10日と11月14日に消防ポンプ車両等の車検切れが発覚した事案があります。

本件は、消防団が使用する消防ポンプ車両2台、可搬式消防車両2台の計4台が車検が切れた状態で運行していた事実が判明したものであります。

再発防止策といたしましては、町においては車両管理台帳とともにスケジュール管理ソフトを活用した車検スケジュールの確認を行い、適切な管理の徹底とチェック体制の強化を図ってまいります。

当該事案に係る賞罰処分につきましては、現在、調査を進めており、責任の程度に応じ厳正なる処分を決定してまいります。

以上5件が4年間の不祥事件の内容、再発防止対策、賞罰処分状況であります。いずれも関係各位に謝罪の上、町議会議員各位にもご報告をさせていただき、報道機関への情報提供を速やかに行ったものであります。

これらの不適切事案につきましては、大変遺憾なことであり、町民の皆様、町議会議員各位には大変ご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを改めておわび申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

今後は、さらに職員一人一人が矢吹町役場職員の自覚と責任を持って公務に精励するよう、指導育成に努めるとともに、誠実かつ公正に職務を執行する職場環境を構築し、矢吹町役場全体の綱紀粛正に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、物価高騰対策と農業資材高騰支援についてのおただしであります。

これまで本町では、物価高騰対策のために令和4年9月に新たに創設された電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金等を活用し、プレミアム商品券事業や子育て世帯への学校給食費支援事業など、生活者や事業者等に対する支援策を実施してまいりました。

令和5年度においても、令和5年5月15日専決による補正予算及び令和5年6月補正予算において、住民税非課税世帯等に対する給付金や子育て世帯への支援策として、保育園運営費の助成や幼稚園副食費の助成などに必要な予算を計上し、様々な支援策を実施してきたところであります。

さらに、令和5年11月2日に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策において、低所得世帯支援の拡大及び物価高騰の影響を受けた事業者等を支援するため重点支援地方交付金が追加され、これに伴う財政措置が通知されましたので、年度内のさらなる支援策の実施に向けた準備を行っているところであります。

議員おただしの令和6年度事業計画の検討状況につきましては、現在策定を進めております第7次矢吹町まちづくり総合計画を基に、今後予算編成等に着手するところであります。

物価高騰対策に関しましては、これまでに実施した重点支援地方交付金を活用した事業の効果検証を踏まえつつ、社会経済情勢及び国や福島県の動向なども注視しながら、さらなる支援策を検討してまいります。

また、農業資材高騰支援においては、農業者を取り巻く環境は、気温上昇や渇水などの異常気象、不安定な国際情勢の影響により、肥料や燃料等の農業資材、農業機械等の急激な価格高騰により、農業者の皆様の経営状況が悪化していることについては十分認識しております。

町ではこれまで、令和4年度には農業資材等の物価高騰対策として、肥料、燃料、飼料の購入費に対する助成、令和5年度には、令和4年度の支援策を継続することに加え、新たに農業用施設に使用する電気料金の支援をする等、営農意欲の向上や農業経営の安定化を促進するため、様々な対策を講じてまいりました。

さらに、町独自の農業者支援策として、新規就農者への就農支援、認定農業者へ農業機械やスマート農業等の推進による農業用省力化機械の購入費に対する助成、農業経営収入保険加入のための助成や堆肥活用による

補助等を行っております。

令和6年度以降も、農業資材等の物価高騰等による農業者を取り巻く環境は先が見えない厳しい状況が継続することが予想される中、担い手や新規就農者の確保、化学肥料の低減化や農作業の省力化等が課題であると認識しておりまして、課題解決に向け、国・県の補助事業等を活用しつつ、農業が持続的で元気なまちであるよう、町内両JA等の関係機関と連携し、農業生産効果がより高まるよう様々な支援策を調査、研究してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、高齢者福祉サービスの取組・充実についてのおたしであります。

本町においては、令和2年度に第9次矢吹町高齢者保健福祉計画・矢吹町第8期介護保健事業計画を策定し、認知症予防施策の推進、高齢者等を支援する活動の促進等に取り組んでおります。

また、令和5年度からの次期計画策定のため、町が令和4年12月に要介護1から要介護5の認定を受け在宅生活をしている高齢者を対象に実施したアンケート調査によりますと、「主な介護者」は「子」、子供さんですね、が43.1%、「配偶者」が20.4%となっており、「主な介護者の年齢」は「60代」が33.6%、「70代」が20.4%、「80歳以上」が12.4%であり、60代以上の合計は66.4%に上り、60代以上の方に介護負担が集中しているという状況であります。

「主な介護者が不安に感じる介護等」については、「認知症状への対応」と回答する方が29.9%と最も多くなっておりまして、介護者への支援や認知症予防等への取組が必要であると再認識したところであります。

現在、本町が行っている高齢者福祉サービスといたしましては、70歳以上独り暮らし高齢者等に栄養バランスのよいお弁当を配達し、併せて安否確認を行う配食サービス・ふれあい弁当事業、65歳以上の高齢者でごみ出しが困難な方のごみ収集及び安否確認を行うさわやか訪問収集事業、はり、きゅう等の施術を受けた際に助成券ですね、チケットですね、助成券を交付する老人はり、きゅうマッサージ等の施術費助成、寝たきり等のため、美容院、美容院へ行くことができない方の自宅へ施術者が訪問する訪問理美容サービス、高齢者世帯等に年2回の寝具類の乾燥消毒に対する助成を行う老人家庭寝具類乾燥消毒サービス事業、高齢者が要介護状態とならないよう住宅に手すり等を設置する改修費用を助成する高齢者にやさしい住まいづくり助成事業、地区の公民館に集まりコミュニケーションを図り、生きがいを推進するいきいきサロン事業、75歳以上の独り暮らし高齢者で、災害発生時の避難を支援するための避難行動要支援者名簿制度、常時おむつを使用している在宅の要介護認定者に対しておむつ券を給付する在宅介護認定者紙おむつ給付事業、移動手段を持たない方へ移動支援を行う行き活きタクシー事業、買物弱者の高齢者を対象とした買い物支援バスツアー事業を実施しております。

宮城県大和町で行っている24時間の高齢者への見守りサービスにつきましては、本町では緊急通報システム事業として、平成7年度より、65歳以上の独り暮らしの高齢者や重度障害者を対象として同様のサービスを実施しており、令和5年10月末現在37名の方にご利用いただいております。

以上の事業については、広報やぶきにて周知を行っており、町のホームページに掲載するとともに、主に高齢者の相談窓口である地域包括支援センター職員による高齢者訪問や民生児童委員による訪問活動にて、対象になる方に説明し、申請をいただいているところであります。

また、認知症予防等の支援といたしましては、要支援・要介護認定を受けていない方で、チェックリストに

より事業対象者と認められる場合には通所型・訪問型のサービスを利用でき、サービスを利用することによって認知症等の発症防止につなげております。

認知症高齢者に対する町の施策といたしましては、認知症本人やそのご家族など、認知症に関心がある方であればどなたでも参加いただける認知症カフェを偶数月の第2木曜日に福祉会館で開催しております。

地域包括支援センター職員やボランティアの方がスタッフとして対応しており、介護相談等にも応じております。

また、地域で認知症の方を支えるサポーターを養成する認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する認知症の正しい知識や付き合い方について啓発を行っております。

さらに、新たな取組といたしましては、高齢者の認知症の対策や積極的な社会参加ができるよう、補聴器等の購入費助成について、来年度の事業開始に向けた準備を進めているところであります。

このほか、高齢者の孤立死の防止対策として、福島県地域の見守りの取組に関する協定が福島県と株式会社福島民報社との間で締結されており、新聞、郵便物がたまっている等、異常を発見した場合は、町への連絡や消防、警察への連絡を行う取決めとなっており、同様の協定を福島民友新聞株式会社、三井住友海上火災保険株式会社などの事業者と締結しております。

今後も高齢者福祉サービスの有効性についてPRに努め、利用者のニーズを把握し、先進的な事例の調査を行い、本町における有意性を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

次に、粗大ごみ収集事業についてのおただしであります。まず、本町を含む白河地方広域市町村圏整備組合の構成市町村における粗大ごみの処分に関する取組につきましては、白河市にあります西白河地方クリーンセンター及びリサイクルプラザの施設に個人で直接持ち込んでいただく方法と、自宅前まで運搬車両が伺う戸別収集による方法により対応しております。

個人での持込みにつきましては、平成7年度から実施しております粗大ごみも、一般ごみと同様に10キログラム当たりの料金は可燃物80円、不燃物90円、事業系の場合は、可燃物95円、不燃物は110円と定めております。

自宅への戸別収集につきましては平成11年度から実施しており、月に2回、1回当たり5点までの制限を設け、粗大ごみ1点当たり500円、テレビや冷蔵庫等家電の長さまたは高さが90センチメートル以上あるものについては1,000円の料金と定めております。

次に、戸別収集における過去5年間の実績であります。白河地方広域市町村圏整備組合全体の年平均で約1,300件、収集量は約75トンとなっており、そのうち本町は約175件、収集量は約9トンであります。

次に、個人での持込み及び戸別収集の申込方法についてであります。昨年度まではまちづくり推進課にて受付を行っていましたが、西白河地方クリーンセンター及びリサイクルプラザにおいて、一般ごみと併せ粗大ごみを持ち込む方が多く、混雑時には搬入車両の列が隣接する県道まで続き、追突事故の発生が危惧されることや、当該施設老朽化対策のための改良工事の準備などにより、搬入車両台数の制限が必要となったため、令和5年4月1日から、白河地方広域市町村圏整備組合にインターネットまたは電話により事前予約の申込みをする方法へと変更させていただいております。

なお、粗大ごみの料金については、引き続きまちづくり推進課で納めていただき、領収書を発行してござ

すので、施設への持込み、戸別収集時の料金のやり取りは必要なく、また、指定の時間に収集ができるなど、以前と比べて待ち時間も少なく非常にスムーズになったと利用者からは伺っております。

次に、議員おただしの鏡石町の粗大ごみ収集の取組であります。町の委託により、行政区ごとに年に4回、ごみ集積場等に集めた粗大ごみを一般廃棄物収集運搬許可業者が収集しております。

また、粗大ごみを運ぶことが困難な高齢者及び障害者等を対象に、自宅を巡回し、粗大ごみを収集する高齢者等粗大ごみ戸別収集事業が令和4年7月より開始されており、処分料金は全て町が負担しているとのことであります。

鏡石町の取組であります。粗大ごみや一般ごみの受入れを行っている須賀川地方衛生センターでの受入れ時においても非常に混雑することなどから、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託しての粗大ごみ収集事業を始めたというふうに伺っております。

このように、本町を含む白河地方広域市町村圏整備組合の構成市町村では、まず個人での持込みについては月に2回までといった制約はあるものの、いつでも受入れを可能としており、自宅への戸別収集においては何ら条件なく、町民であれば誰でも利用できるようになっているなど、他市町村と比べてもより町民ニーズに沿った手厚い行政サービスであると認識しております。

今後、町といたしましては、粗大ごみの処分に関する対応につきまして、現在定着している方法を継続させていただくとともに、当該事業をさらにご理解いただけるよう、広報やぶき、公式ホームページ、公式LINEなどへ定期的に掲載し、周知を徹底し、なお、戸別収集においては、高齢者や障害をお持ちの方の粗大ごみの搬出を支援する取組についても検討を進めるなど、町民生活と環境衛生美化のさらなる向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、プロジェクトの内容と、どのような経過で策定されたかについておただしであります。

本プロジェクトの企画立案において整理した背景は、統計的背景として少子高齢化、人口減少並びに生産年齢人口減少における後継者不足の傾向、その傾向を踏まえた移住定住や子ども・子育て関連施策が必要であること、KOKOTTOや駅周辺など各エリアへの人流が十分ではないこと、次に、文化的背景として、小中高の子供たちのスポーツ競技での活躍など運動が盛んであること、元プロ野球選手の中畑清氏や、現在は町の職員でありオリンピックかつ陸上女子400メートル日本記録保持者の千葉麻美氏など、町出身の著名アスリートの存在、次に、政策的背景として、関係・交流・流入人口を増やすこと、地域の活性化と観光・交流の拠点化を進めること、デジタル技術の浸透による経済発展・社会的課題の解決を目指していることがあります。

また、構造的な課題として抽出したものは3つあり、スポーツ・健康づくりへの参加機会の減少傾向による体力低下やフレイル増加の懸念、KOKOTTO周辺の既存の公共施設の役割が部分的でにぎわいの規模が限定的であるということ、官民協働として稼ぐ力や雇用創出・人材確保に苦慮する部分があることであります。

このような背景を踏まえ、課題を解決していく取組として企画・策定したものが矢吹町スポーツ×デジタル振興プロジェクトであります。

本プロジェクトの内容については、芳賀議員の答弁と一部重複いたしますが、スポーツの力で地方創生を行う、スポーツの価値やスポーツを活用した特色あるまちづくりを目的に、事業構想策定、スポーツ科学を軸としたソフト事業の開発、機運醸成イベントの開催、体力・運動能力向上、ヘルスケア、スポーツを活用した英

語教育、タレント発掘事業、ジュニアアスリート活動支援など、子供からお年寄りまでを対象とした実証事業の展開、各ソフト事業や既存の公共施設等との連携・相乗効果を生み出す取組として、KOKOTTOに隣接する位置への仮称スマートパークの整備、スポーツコミッション等運営組織の構築と自主運営を目指した各種支援業務、情報発信の強化に取り組んでまいります。

また、ご承知のとおり、スポーツ庁主催のスポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰2023において、本町の取組が高く評価され、大変名誉な表彰をいただくことができました。この表彰制度は、2021年度にスポーツ庁で創設され、スポーツを活用した地方創生やまちづくりに積極的に取り組もうとする他の団体を先導する優良な取組を表彰し、広く全国へ周知することにより、全国各地のスポーツを活用した特色あるまちづくりの推進を目的としております。今年度は、本町を含む全国で26の自治体が表彰されております。

表彰の申請に当たりましては、国のデジタル田園都市国家構想交付金に係る本プロジェクトの実施計画がスポーツ庁の目に留まり、大変興味深い取組であるとのことから、直接、表彰事業の紹介があった経過があり、申請から決定に至ったところであります。

福島県内からは初受賞という偉業であり、今後もより一層のスポーツを活用したまちづくりを進めてまいりますので、よろしくご理解とご協力をお願いいたします。

次に、実施に当たっての課題と実践工程についてのおたただしであります。本プロジェクトの事業期間は、令和5年度から令和7年度までの3か年で計画しております。

芳賀議員への答弁と一部重複いたしますが、3か年のうち、1年目をホップ・準備と土台構築、2年目をステップ・助走、3年目をジャンプ・実践として、各年の取組内容を明確に位置づけながら計画的に進めてまいります。

3か年のスケジュールと計画内容といたしましては、1年目は事業構想策定、スポーツ科学を軸としたソフト事業の開発、機運醸成イベントの開催、そして実証事業の展開、ハード整備に向けた準備、2年目は、ハード整備、スポーツコミッション等運営組織の構築、実証事業の展開、イベントの開催、情報発信の強化、3年目は本格始動として、2年間の成果を踏まえながらスポーツコミッションの自主運営に向けた各種支援業務を計画しております。

また、本プロジェクトを進めていくに当たり、現時点で課題であると捉えていることは、継続的な取組として将来にわたり安定した管理運営体制へと発展させていくため、それを担う基盤人材の確保と育成が必要であります。

事業を適切に運営していくため、様々な関係機関や民間事業者を含めた多様な人材と連携し、ノウハウを取り入れながら、しっかりと育成・確保してまいりたいと考えております。

さらに、人材の育成・確保とともに質の向上に向けて、地域おこし協力隊、地域活性化起業者、企業版ふるさと納税による人的派遣など、国の制度活用を含めた様々な手法を調査検討しているところであります。

いずれにしましても、事業推進に当たりましては、課題把握と解決への対応を適時しっかりと行いながら、事業計画に位置づけた各年の取組を計画的に進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、事業の運営方法と予算規模についてのおたただしであります。本プロジェクトは、国のデジタル田園都市国家構想交付金として交付決定されている補助事業であり、その事業費は3か年で1億6,463万7,000円、

内訳として、1年目は4,162万4,000円、2年目が1億406万円、3年目は1,895万3,000円で計画されており、財源は補助率2分の1、残りの地方負担分は交付税措置されるものであります。

なお、交付金対象の事業内容は、先ほど答弁したスケジュールと計画内容のとおりであります。

また、交付金の制度上、交付金対象の事業には該当しないものの、本プロジェクトに密接に関係する関連事業として、1つ目は、多世代、多くの世代が集い多種多様な活動を想定している人工芝の整備であり、汎用性の高いマルチフィールドとして、多角的なアプローチの活用を考えております。

2つ目は、本プロジェクトとの連携・相乗効果を生み出す取組として、KOKOTTO利用者の利便性向上を目指し、必要な駐車スペースを確保しながら、用地確保とともに駐車場整備について併せて検討を進めております。

これらについては、現在、次年度の取組に向け事業費の把握に努めながら、同時に財源の確保として、日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金や、有利な起債の活用等について関係機関と協議、検討を進めているところであります。

また、運営方法については、プロジェクトの継続的な取組を確保できる管理運営の体制づくりについて検討を進めており、将来的には、自主運営化を目指した組織の構築を目指して取り組んでおります。

各ソフト事業の運営から情報発信、集客、収益事業等ができる持続的かつ自主運営化を目指した体制として、既存組織との連携・伴走を図りながら、ノウハウの落とし込み、人材確保・育成に取り組むなど、本プロジェクトを推進する組織体を構築し、最適なまちづくりにつなげてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、三村議員への答弁とさせていただきます。大変長くなりまして、皆さん、大変失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 大変ご苦労さまでございました。

長くなりましたけれども、ここで、昼食のため暫時休議をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

再開は2時からです。よろしくお願いいたします。

（午後 零時58分）

○議長（角田秀明君） ……（録音漏れ）……

（午後 2時00分）

○7番（三村正一君） ……（録音漏れ）……の問題が発生しまして、そこに今度はコロナの対応として、アベマスクの問題とか、7万円支給の問題とか、ワクチン接種、それからいろいろな仕事が、役場の今までの仕事でない非常時の対応が求められた仕事だというふうに感じて、非常に通常行う住民サービスの仕事以外にも、そういった仕事が増えてきたなというふうに感じておりますし、また、その前年に起きました台風の被害、阿武隈川の氾濫を中心にため池とかそういったもののあれで修繕、回復の対応ということで、本当にこの4年間、4年かかってまだワクチンも終わっていないですし、ため池もやっと今年で終われるのかなというふうな状況になっているのかなというふうに思っております。

そういった中で、公約にありました1つは待機児童の問題ありました。今、ご報告もいただきましたが、当初、私、3月の一般質問で質問したとき、34名待機児童がいたと。保育所の待機児童ですね。そういった中で、これを保育士の確保と、それから保育事業者ということで新しい事業者の参入を迎えまして、3年目で待機児童がゼロになったなというふうに感じておりまして、早急の対策で取り組んでいただいて進められたというふうに思っております。

また、放課後児童クラブの問題もございました。矢吹小で、共働きで子供を放課後児童クラブで預かるというような希望者が、矢吹小学校で21名、善郷小学校で25名、合わせて46名その当時はございました。これについて何とか対応してほしいというようなことで、これも一般質問でさせてもらった記憶がございますし、そういった中で、令和2年度は学校でクラスの増設ができないということで、中畑公民館を使って、何とか間に合わせようというふうに努力をされ、また令和3年度は矢吹小、善郷小、1クラスずつの教室の追加ということで、現在は、善郷小に新しい児童クラブが設置されまして、これも待機児童ゼロになったと。善郷小の児童クラブ、家庭科の教室のガス台の上で暮らしていたというようなところから比べますとかなり環境が改善され、立派な児童クラブができたなというふうに思っておりますし、また、それらの建設資金もほぼ国の補助事業で、あまり町の財政に負担をかけないような中で設置ができたというふうなことで、これについても本当にこれだけの、そのときそのときでできることを一生懸命になって考えてやられたなというふうに思って、これも大変よくやっていただけたというふうに評価をさせていただいております。

また、今年の10月24日の新聞に出ていたんですが、子ども議会のご意見で、中畑に新しい子供の公園ができたということでの新聞が載っておりました。これも町長1期目で上げた、町民の声を町政に反映させていくというような観点から、非常に実りある成果だったなと思います。私もこの件については令和3年6月、子供の声も町政に反映させてほしいと、平成28年に児童クラブでこのような提案がされているので、何とか取り組んでほしいというふうなお話と、それから場所についても私も見て、中畑に置くんならば公民館の隣のゲートボール場がよろしいんじゃないかというような考え方を述べさせていただき、町長からは、そのときは候補地の一つであるというような答弁をいただいたわけですが、そのように思い出しております。そんなことで、子育てについて非常に力を入れてくださったなということで、私も家族でまだ孫の面倒を見たりしている状況でございますので、そういった面で非常に感謝をしているところでございます。

それから、給食費の無料化、これも公約に掲げられておられておりました。これはご答弁いただいたように、まだ半額助成ということで、ぜひ2期目の早い段階で全額無償化、周りの市町村、ほとんどそういった方向で取り組まれておりますので、これについても今後積極的に取り組んでいただけるようお願いしたいと思いますが、まずは半額ということで取り組んでいただいたことについては、感謝を申し上げたいと思います。

それから、現道舗装の問題がございました。令和2年度、現道舗装、百九十何万ということで200万に満たない現道舗装の予算額しかないということで、これは前の年の台風の被害のほうに振り向けられたのでというようなことでございますが、それ以前にも、1,000万円というような予算はほとんどなかったのかなと思いますが、蛭田町政になってからは、現道舗装、毎年1,000万規模でずっとこのところ続いて、生活道路の整備に努力をさせていただいているということで、これについても本当にこの4年間でよく取り組んでいただけたなというふうに思っております。

それから、財政健全化のことも答弁にございましたが、財政健全化についても総合運動公園の借入金の返済で健全化を図ったということでございますが、これについても、今後とも財政健全化を進めていって、事業を進めるにはお金が必要でございますので、そういった面で財政の健全化、それから無駄な支出をしないようなことで今後ともお願いしたいと思っております。

総合的に見て、私は1期目のマニフェストの達成状況については、一部、給食費とか財政健全化、それから通学路の問題もまだ未対応のところというか、まず完成間近のところでございますが、ほぼ達成されているかなと思っておりますので、今後とも引き続き努力して1期目のマニフェスト完全達成で、2期目に取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、一応、その点については、1期目の評価については、私はそのように思いましたので、非常に長い間、答弁の中でいただいた中で、私なりにまとめたものは以上でございますが、これらについて、まだやり残しの部分で、もう一度やり残しの部分をどのような考えで今後取り組まれるのかの考えをお示しいただきたいと思っております。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 7番、三村議員の再質問にお答えします。

先ほど長い答弁をしましたので、私もう役割を終えたものと思って、今びっくりした。ゆっくりしておったら、不意打ちのように来たんで。

三村議員から、ただいまの私のマニフェストに対して、かなり進捗度合いはよかったんじゃないかということで、大変過分なお褒めのお言葉をいただきまして本当にありがとうございます。

本当にやり残したことは大変、そうですね。まずは、例えば給食費については、この厳しい財政状況においては、皆さん全額全額とおっしゃいますが、そう簡単ではないのではないかと考えています。半額についても、これはもう7年分の二億何千万でしたか、返済したあそこの利息が7年分浮いたので、それでもってこの半額はもう完全に確保したということで、せっかくやって途中で財政がきつからやめましたというわけにはいかないんで、今後それをしっかりと全額にしていくための組立てをしなくてはならないと。ただ、やる意欲は十分であります。そのことをしっかりとこれから組み立てていくということで、できるだけ早い機会に全額あるいは全額に近いふうにしていきたい。

ただ、一つは私、全額がいいのかどうかについては、少しでも、少し負担を残した中で、例えば先生方がその子の経済状況を見るとか、いろんな意味で別な意味もあるので、そのあたりも含めて、全額でなく少し負担を残すほうがいいのかどうかも含めて、私はちょっと教育サイドとよく話しながらやっていきたいと思っております。ただ、実質的には相当負担がないようにというふうに思っておりますし、また、子供さんの子供食堂をはじめとして、大変経済的に厳しいところに対する対応をこれからかなり重点を入れてやっていきたいというふうに思っております。

やり残したことというふうであれば、そうですね。やり残したことで言うと、デジタル田園タウンについては、まだ本当スタートしたばかりであります。今、ああいった表彰もいただいたりしておりますけれども、一つどちらかというと、ああいったデジタルスポーツ、そしてまた、ああいった表彰をいただいたのは、デジタ

ル田園タウンでの一つの旗印でありますけれども、実際にはデジタル田園タウンは様々なこれから行政を行っていく中で、デジタル関係をきちっと整備していく中で、先ほどの誰一人取り残さないことをやっていく、言わば、例えばいわゆる申請方式からプッシュ方式にして、こんな話が最近ありましたが、例えばこんな話がありましたね。行き活きたクシーのチケットがもらえていないよというようなことを、ある葬式の場で言っていたおばあちゃんがおりましたが、おばあちゃん申請したの、と言ったら、申請していないよ、なんて言っているので、でも申請していなくても、ちゃんとそういったおばあちゃんに対しては様々なデータなりを取った上で、プッシュ方式でできるようにという、例えばそういった目標があります。

そういったことも含めて、これからデジタル関係でやっていくことはもう非常に多くあります。それが言わば、町民の生活を豊かにしていくと同時に、誰一人取り残さないということを本当にするためにはそのことが必要だということで、そのことが大変重要なことというふうに思っております。

あとは、教育関係についての様々な投資がこれから必要になってきます。それは、教育関係についての投資は、例えば、エースバックさんから電子黒板を頂きましたけれども、その電子黒板をどうやって使って生徒さん方というような、その可能性は大変多くあり、大変すばらしいものがありますけれども、これからどうしていくかということかなと思っています。

ちょっと、ぐだぐだになってしまいますね。正直すみませんが、もう、また後ほどにさせていただければと思います。すみません。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） ご答弁の中にもありましたが、通学路等の歩道整備、まだまだ不完全でございますので、ぜひとも子供らの安全のためにも、交通事故防止のためにも、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、2番目のですね、1番目、これか。

じゃ、不祥事のご答弁をいただきましたので、不祥事についての再質問をさせていただきます。

同僚議員からも不祥事についての質問ございましたが、私なりに質問させていただきます。

公表された資料によりますと、管理職、監督責任で50歳代の管理職2人が口頭注意を受けたというふうに公表されておりますが、この管理職というのは……今、質問しているのは住居手当の懲戒のことでございます。

それで7年8か月前の管理職の処分だったのか、現在の処分だったのか、それから受給者側の処分だったのか。

○議長（角田秀明君） 1点ずつ。三村君、1点で。一問一答です。

○7番（三村正一君） あ、そうですか。

○議長（角田秀明君） はい。

○7番（三村正一君） じゃ、そういうことで管理職については、どの時点の管理職を対象にしたのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

現在の体制の管理職でございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 私、この質問するのは町政を監視する者が議員の役割、仕事だと。チェックできなかったということで非常に責任を感じておるという観点から、この再発防止と処分の適正化について質問をさせていただきたいと思います。

それで、現時点の管理職ということで、前に同僚議員から質問があった形ですと、この住居手当についてはそういう事例があったということなんですが、それについての再発防止策というのはどのようなものが行われたかをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

再発防止策でございますが、まず、2つございます。

1点目、今般、こういった不適切事案が発生した要因の一つに、本人の申請ミスでございますが、申請というか届出義務違反でございますが、総務課としてチェック体制に課題があったというふうには受け止めております。

そこで、個人ごとの受給している手当を一覧にした調査表を、特別職、三役含め全職員に配付しまして、各種手当等の調査を実施してございます。こちらにつきましては、町長答弁にもありましたように、先ほどの別な議員さんでございますが、答弁にありましたように、毎年度行っていくということで、チェック体制の強化を図りました。あわせて、給与明細、今回、職員が給与明細をあまり見ていなかった、もしくは見ても内容を理解していなかったというところで、発見が遅れている部分もございましたので、我々の給与は公金で賄われているという給与の重みとありがたみについて、職員のほうに教育をしながら諸手当の確認、各種口座の確認を行うことを習慣づけてまいりたいというふうに考えております。

さらに、もう一点としましては、服務指導監督要領に基づく指導の徹底というところで、管理監督職につきましては可能な限り部下職員の通勤経路等について掌握するよう努めること。また、転居等により手当支給の前提となる事実に変更があることを知った場合は、手当に関する手続の有無について確認するといった基本的なことでありますが、服務指導監督要領に基づく指導の徹底を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 再発防止の関係、説明いただきましたが、この原因を把握すると本人の届出がなかったということで、今現在の監督者というかそれが罰せられるのは、処分を受けるのは、ちょっと何か、突然天から何か降ってきたような感じなのかなというふうに思ったりもするんですが、そういう形だと思うんですけ

れども、これらの処分について、今の説明で支払い側の監督職員の処分があったと。それから、受給側、受けるほうの立場の監督者にも処分があったのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

支給側、受給側、両方の管理職の処分でございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） そういった今回の処分を決めたわけですが、賞罰委員会の中に、副町長さんが親方になって、委員長になって各課長がそれぞれ入るといことなんですが、その処分を受けた受給側、それから支払い側の課長さんたちも、その賞罰委員会の構成員として、委員として参加したのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

矢吹町職員懲戒等審査委員会委員におきましては、厳格公正に行われるべきものでございますので、関係する職員は除斥対象となっております、参加しておりません。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 再発防止策でございますが、先ほど調査表を配付して給与明細書の説明を受けたということなんですが、住居手当については最低限度額というのが定められていて、それ以上の家賃の場合に助成するというふうな形になっていたと思うんですが、そういった中で、住居手当請求の際に賃貸借契約書とか、あとは領収書、それから住民票の写しとかというものの添付は義務づけられているのかどうかをお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

住宅手当申請の際の添付書類といたしましては、今、議員さんおっしゃられたとおり、賃貸借契約書及び住民票の添付が必要とされております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） それは今回、この事案が起きて、全件再確認したということでよろしいですか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

今般の届出義務違反は申請書類の不備ではないことから、届出に関する、今回、手当の調査を行いました、既に届けられているものの書類の全件調査というものは行っておりません。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） これはどちらかというと、個人の職員のヒューマンエラーというか、個人の資質の問題によるエラーではなかったのかなというふうに思いますんで、そういった面、職員教育の徹底で人事の綱紀粛正に努めていただくようお願いをしたいと思います。

続きまして、令和6年度の事業についての質問をしたいと思います。

ご答弁いただきました6年度の事業の中で一番最初にお聞きしたいのは、お願いするとかお尋ねしたいのは、ごみの問題、粗大ごみの問題についてお尋ねをしたいと思います。

ごみの集荷、これ、ご答弁いただきましたように、鏡石町ではごみの集荷は無料で各部落に、各集落ごとに集めて対応しているということなんで、費用も全額町で対応しているということでございますので、町としても、例えば町でやったらどのぐらいの費用がかかるのかとか、そういった調査、検討をする必要があると思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

粗大ごみの処分料についての料金の調査についてでございますが、うちのほうで白河管内の組合のほう、そちらのほうと協議、検討したり、近隣のその他県内の市町村等料金についての調査というのは進める方向で考えたいと思います。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 矢吹町はどちらかというと、どちらかとはいわずとも、あれなんです、西白河クリーンセンターからかなり離れているということで、あそこに荷物を運ぶのには軽トラックやトラックとか、日には1日がかかりだとかということで、そういったものが準備できない人はどうしても家庭内とか、そういったところに処分できないままになっているような状況が非常に多く見受けられますので、そういった面で、ぜ

ひとつもそのお取組についてのことを、お取組の考えをきゅうきゅうには無理でしょうけれども、将来的に検討
いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、神山義久君。

〔まちづくり推進課長 神山義久君登壇〕

○まちづくり推進課長（神山義久君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、町長の答弁でもしていただいたんですけども、当町のほうで平成11年度から個別の対応、個別収集にも対応をしております。年平均で175件、収集量は9トンということで、矢吹町では既に実施はしてございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 料金払ってじゃなくて、ぜひ鏡石町と同じように無料で個別収集なり集落の粗大ごみが集荷、処分できるような体制に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、スポーツ×デジタル振興プロジェクトについてお尋ねしたいと思います。

このスポーツ×デジタルプロジェクト、メインとして私らはどんなふうな形で参加するのかどうかとか、どんな何かイメージがなかなか湧いてこないんですが、何か1つ目玉になるようなやつで、こんなことやっていくんだよというのありましたらば、町民にも説明しやすいと思うんですが。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画・デジタル推進課課長、国井淳一君。

〔企画・デジタル推進課長 国井淳一君登壇〕

○企画・デジタル推進課長（国井淳一君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

対象としましては、子供から高齢者までということで考えております。

ちょっと高齢者の例で説明させていただきますが、例えば成人病検診等で、例えば肥満傾向にあるとか、血圧が高いとか、そういった症状が出た場合に、スポーツのほうでどういった改善ができるのか、そういったことで健康診断のデータを基にしながら、健康につながるようなスポーツに取り組んでいただくとか、あとはフレイルの予防であったりとか、体力づくり、そういった形をデジタルと掛け合わせながら取り組んでいければいいのかなというふうに考えております。今後、具体的なそのメニューにつきましては、実証実験を行いながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 昨日、同僚議員からの質問にあった委託契約を結んだみらい株式会社等なんですが、これはどのような入札方法で委託契約を結ばれたのかをお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画・デジタル推進課課長、国井淳一君。

〔企画・デジタル推進課長 国井淳一君登壇〕

○企画・デジタル推進課長（国井淳一君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

これまでのみらい株式会社の実績につきましては、先日の芳賀議員の再質問の中で説明させていただいております。他の自治体での実績等を踏まえまして、また、本計画の策定にも協力いただいているという経過を踏まえまして、随意契約によりまして委託しております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 三村議員、今の最後の質問は通告ないですからね。

○7番（三村正一君） あ、そうですか。はい、分かりました。

○議長（角田秀明君） 以上で質問時間は終わりました。

○7番（三村正一君） ご答弁ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（角田秀明君） 以上で、7番、三村正一君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議をしたいと思います。

時間は、再開は2時50分からです。よろしくをお願いします。

（午後 2時35分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

（午後 2時50分）

◎会議時間の延長

○議長（角田秀明君） ここでお諮りをいたします。時間を延長して一般質問及び会議を続けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 異議なしと認め、時間を延長させていただきます。

それでは、一般質問を続けます。

◇ 安井敬博君

○議長（角田秀明君） 通告8番、8番、安井敬博君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 安井敬博君登壇〕

○8番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、こんにちは。傍聴においでの方の皆さん、いつも大変ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、3点ほど一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目の項目であります。町職員の人材不足や休職等の際のバックアップ体制についての質問であ

ります。

この質問は、町職員の配置状況を確認し、人員不足や休職、各種休暇等の際のバックアップ体制の確立などにより、業務遂行が滞りなく行えるようにすること並びに職員の過重負担の軽減を図ることを目的として質問をさせていただきます。

役場職員の職務上のミスが増えているのではないかとのご指摘を町民から受けます。ミスを起こさないことは不可欠ではありますが、ミスは人間誰しもが起こす可能性を持つものであり、単に個人の責任によるものではなく、組織的な要因もあると考えます。組織として業務フローの見直しなどにより、ミスを起こさない仕組みづくりや恒常的な業務改善を行うことは当然必要ではありますが、職員の中途退職や休職者も増加するなど、人員不足による過重労働がミスや退職者、休職者の増加につながっている原因の一つではないかとも考えられます。

そこで、定期的な職員採用が計画どおり行われているか確認をするとともに、休職者や働き方改革の推進による長期休暇を取得する職員が出た際に、ほかの職員個人に業務が集中し、さらなるミスや休職者の増加という悪循環に陥らないように、バックアップ体制の強化も含めて計画的な職員数の増強が必要ではないかと考えて質問を行います。

①定員適正化計画に基づく、現状の実績及び将来の計画を伺います。

②休職者や長期休暇取得者が出た際に、職員の補充は行っているのか伺います。

③休職者や長期休暇取得者が出た際の、バックアップ体制についてどのようになっているのかを伺います。

続きまして、大項目で2番目の質問であります。

将来の人口減少を見据えたDXを活用した業務改革についてであります。

質問の目的といたしましては、我が国の人口減少はあらがうことができない事実であります。自治体の果たす役割は人口が減っても変わることはありません。人口減少が進めば、役場職員の不足も起こり得るため、その解決策の一環として、役場業務におけるDXの推進を促すことを目的として質問させていただきます。

我が国の人口減少の要因は自然減によるものであり、少子化対策等を講じても、その傾向を変えるには数世代もの期間が必要であります。つまり、亡くなられる方と、そして生まれる方、そのバランスから見ますと自然減が起こっている。生まれる方が少ないということでもあります。ですから、特別な少子化対策を施したとしても、いきなりあした、そして1年後ぐらいから生まれる人数が4人、5人と増えるわけではありません。ですから、数世代の人口減少、こういったことはあらがうことはできない事実であると認識する必要があると思います。

一方で、子育て支援や交流人口の創出など、様々な対策を講じていただいているところであり、職員はじめ関係者の努力についても感謝を申し上げます。決してこの少子化対策をしないということの意味ではありません。そういった関係者の皆さんにも感謝を申し上げ、さらなる充実を図ることもぜひ頑張りたいと思います。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、人口減少はあらがえない事実であり、人口減少に伴い生産人口も減少するため、様々な業種において人材確保が困難になると予測されております。報道等でも皆さんご承知のことと思います。このことは、住民の福祉の向上に努める公の奉仕者たる役場職員においても例外であ

りません。全ての職場において、この先、その人材確保が困難になると予測されております。

そのための解決手段の一つとして、DX、政府が言っているDX推進政策、こういったものとちょっと区別するために、デジタル技術としてということで書き加えさせていただきましたけれども、ITやデジタルの技術使っていくことで、役場業務の効率化や職員一人一人への過重労働を解消し負担軽減を図るとともに、必要な住民サービスが停滞することがないように対策を講ずる必要があると考えています。

例えば、一例をお出ししますと、ジチタイワークスWEBという自治体関係のいろんな業務改善のことを載っているポータルサイトありますけれども、ここの記事で、2023年4月7日の記事として、「システム内製化で攻める！神戸市が進める全庁DXとは。」というもので紹介されているように、ノーコード、つまりプログラミングですとか、コンピューターの専門の技術、そのシステム開発の技術がなくても、それを必要としない、いわゆるノーコード、コーディングをしないでもできるデータベースを職員自ら構築し、様々な業務改革を行い、業務の省力化を図っている事例もあります。

こうした、先進自治体での事例にありますように、既存の技術を活用することで人材不足の解消や、個人への業務集中による負荷を軽減してもらって住民サービスの向上に資することは可能であり、当町の自治体DXの推進状況の確認と併せまして、検討を促すために質問を行います。

①当町では役場業務において、どのようにDXを活用しているのか伺います。

②今後、DXを活用した役場業務の省力化の計画はあるのか伺います。

③役場業務のDXを推進するために、先進自治体等と人事交流を行ってはどうか伺います。

それでは、大項目3番目、最後の質問となります。

小中学校における防災教育についてであります。

東日本大震災をはじめとする地震災害や豪雨災害の経験の継承と、自然災害や交通災害について自ら考え、災害時や平常時においても命と安全を確保する行動のできる児童生徒を育成するため、小中学校における防災教育の向上を図ることを目的として質問します。

東日本大震災をはじめ、阿武隈川の氾濫、福島県沖地震など大規模な自然災害による被害を知り、児童生徒においても防災意識への関心が高まってきております。

災害時において、どのような行動を取ればよいのか、どのような避難経路を取ったら安全なのかなど、日頃からハザードマップの確認や、災害発生メカニズムを知ることは大人だけではなく、子供たちにも常日頃から考えていただき、災害発生時において、自らの命と安全を守る行動を取ることができるようにすることが大事であると考えます。

また、子供たちの防災意識を高めることにより、学校で防災について学んだことが、家庭内での災害時の行動について話し合うきっかけにもなったりとして、家族などへの防災意識を高める波及効果も見込めると思います。

そこで、当町の小中学校において、どのような防災教育を行っているのか確認するとともに、他の自治体での事例等も示しながら取組の強化を促すために質問を行います。

①当町の小中学校では、これまでどのような防災教育を行っているのか伺います。

②授業の一環として、児童生徒自らが学区内の危険マップ、これは自然災害に限らず、通学路の危険箇所な

ど多岐に及びます。こういった危険マップを作成している事例があるが、当町でも取り組んでみてはいかがでしょうか。

③タブレット端末を活用して、災害事例や防災について学ぶ教材を導入している自治体もありますが、当町でも一人一台配付されているタブレット端末を活用した防災教育をしてはいかがでしょうかということで質問をさせていただきます。

以上、3点、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、8番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、定員適正化計画に基づく現状の実績及び将来の計画についてのおただしであります。

本町の職員数につきましては、矢吹町職員定数条例において170名と規定しておりまして、その定員管理については、第3次矢吹町職員定員適正化計画に基づき、定員の適正化に取り組んでおります。

行財政運営の考え方では、最小限の職員体制で拡大する行政需要への対応と町民サービスの充実を実現することが理想とされており、計画のない職員採用は人件費の増大を招くことから、少数精鋭の職員集団を構築するよう努める必要があります。しかしながら一方では、近年頻発する大規模災害、未知のウイルス感染症への対応など複雑、多様化する行政需要に対応できる職員体制を整備していかなければ町民の安全・安心を確保することはできません。定員適正化の取組とは、この職員数と行政需要の2つのバランスを調整していくことであります。

令和3年3月に策定した本計画は、第6次矢吹町まちづくり総合計画に位置づけた東日本大震災からの復旧期、復興期、そして発展期の計画期間を満了し、令和2年以降のまちづくりの指針となる後期基本計画を踏まえた定員管理の方向性を定めたものであり、機動的かつ柔軟に対応できる職員体制の確立を目的とし、それまで削減してきた職員数を160名まで段階的に増員する計画としております。

議員おただしの現状の実績といたしましては、当該計画における正職員の目標値と任用人数の実績として、令和2年度が目標値154名に対し153名、令和3年度が155名に対し151名、令和4年度が156名に対して155名、令和5年度が160名に対して158名となっており、おおむね計画どおり採用してきております。

また、将来の計画についてであります。現在の第3次矢吹町職員定員適正化計画の計画期間は今年度末までとなっております。新たな定員適正化計画の策定時期に来ております。新たに策定する定員適正化計画においては、本町の将来に大きな影響がある阿武隈川緊急治水対策プロジェクトや、一般国道4号矢吹鏡石道路等、今後ますます本格化する大規模事業へしっかりと対応する職員体制を構築するとともに、デジタル技術の活用や働き方改革における休暇取得の促進、育児休業や介護休暇等を取得しやすい柔軟な組織体制を目指す計画内容を検討しております。

今後も社会情勢の変化を敏感に捉え、行政ニーズと職員数のバランスを調整しながら、複雑、多様化する住民サービスに対応してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、休職者や長期休暇取得者が発生した場合における職員の補充についてのおただしであります。

長期休暇を取得するケースとしては、病気休暇があります。病気休暇は連続90日取得可能な休暇制度ではありますが、職員の早期回復を期するものであり、新たな職員の補充は原則行いません。

一方、病気療養が長期にわたり休暇日数が90日を超えた場合は、地方公務員法に基づく分限休職処分を行い、治療に専念させることになります。この場合、休職処分となった職員は、身分を保有したまま職員定数から除外されるため、新たに職員を採用することになります。

しかしながら、休職処分に伴って適時に正職員を採用することは困難であることから、一般的には競争試験による採用を条件としない会計年度任用職員等を採用し、人員不足による住民サービスの低下を防ぎ、事業の推進に努めております。

また、自己都合による退職等、予見できない職員の複数による人員不足が生じた場合には、中途採用等により職員の補充を……

[発言する者あり]

○町長（蛭田泰昭君） 失礼しました。

ナンバーツーの上から1段目、2段目、3段目にいくところに、また自己都合により退職等予見できない職員の減数です。すみません、私、複数と言いましたか。ちょっと眼鏡をかけておるので、失礼しました。

減数による人員不足が生じた場合には、中途採用等により職員の補充を行っております。今年度につきましても、10月1日に新採用職員として2名を採用し、農業振興課及び生涯学習課にそれぞれ配属しております。本町の将来に大きな影響がある事業であります阿武隈川緊急治水対策プロジェクトや、スポーツとデジタルを掛け合わせ、スポーツをテーマに町のにぎわいの創出として各事業をさらに加速させるため、職員の補充を行ったところであります。

今後につきましても、休職者や長期休暇取得者が発生した場合における職員の補充が必要な場合については、事業や組織の状況等を総合的に勘案し、柔軟に対応してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、休職者や長期休暇取得者が発生した場合のバックアップ体制についてのおたがしですが、休職者に対する人員補充については、先ほど答弁させていただきましたが、休職に至らない長期の病気休暇取得者が発生した場合における対応といたしましては、所属課内における係間での配置調整や業務量調整による対応を原則としております。課内での調整を行ってもなお、緊急性や業務量などの面で、所属課単独では解決できない場合には、総務課協議の上、全庁的な横断的協力体制によりバックアップすることとしております。

これまで行った事例といたしましては、令和元年の台風第19号被害に伴う膨大な事務や人員不足への組織的対応が挙げられます。この際には、担当課長より人事、組織担当の企画総務課長に支援要請があり、全庁的に調整を行い各課からの派遣協力を得て、当該事務に専属的に従事する体制等を整え、対応に当たっております。

また、コロナワクチン接種事業の協力体制として、各課から協力職員を募り接種体制を構築し、スムーズで安全・安心なワクチン接種の実施に努めてまいりました。

現在におきましても、総合窓口課においてマイナンバー制度等における事務量増加や人員不足に対応する支援体制として、窓口が混雑する曜日や時間帯等、必要に応じて総務課より会計年度任用職員をスポット的に派遣し、お客様をお待たせしないよう窓口サービスの向上に努めております。

近年は、感染症対応や自然災害の増加に加え、社会経済情勢に応じた国の支援政策等、通常業務以外の突発的な業務や、プロジェクト的な特殊業務も増えており、職員の負担が増してきておりますが、職員は本当によく頑張っております。頑張ってくれている職員が、仕事が原因で病気にならないよう、今後も組織全体でバックアップする連携強化に努め、職員が安心して働ける体制を構築してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、役場業務において、どのようにDXを活用しているのかについてのおたただしですが、本町では、令和3年度にデジタル田園タウン構想事業基本方針を定め、行政DX及び地域DXとして、デジタル技術の浸透による経済発展と社会的課題の解決を目指し、重点的にDX推進に取り組んでおります。

そのうち、行政DXでは、取組事項として行政サービスの向上、公務能率の向上、ウィズコロナ対策、デジタル基盤整備の4つを掲げながら計画的に進めております。

また、議員おただしの業務改革につきましては、行政DXの取組の中で、国の自治体DX推進計画を踏まえながら、特に自治体の業務システムの改革に取り組んでおります。

今年度の主な新規の取組については、行政サービスの向上として、公共施設予約支払いシステムの導入、公務能率の向上として、統合型地理情報システムのオープンデータ化、AI議事録作成システムの拡張、ウィズコロナ対策として、オンライン会議用タブレット端末の増設、健診データ分析システムの導入、庁内外のコミュニケーションツールとなるビジネスチャットの導入、デジタル基盤整備として、小中学校へのICT支援員の拡充、電子黒板の導入であります。

このようにDXによる業務改革は、業務の手续や文書管理等を効率的に行えるなど、従来のやり方よりもスムーズに業務を進め、住民サービスの迅速な提供など、品質向上にも寄与するものであります。

今後も、デジタル技術の進化に順応しながら活用し、DX推進に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、今後DXを活用した役場業務の省力化の計画はあるのかについてのおたただしですが、業務の省力化を進める取組といたしましては、これまでAI音声認識システムの導入により、会議や説明会等における議事録作成に活用しております。また、タッチパネル式の電子黒板を導入し、ホワイトボード、ワイヤレス投影、オンライン会議の機能により、会議や打合せ時における資料等の事前準備など、省力化とともに質の向上が図られております。

さらには、議員おただしの業務アプリケーションの開発ツールであるK i n t o n eを昨年度から導入し、システムの内製化による効率的な業務遂行とスムーズな情報共有を促進しております。

K i n t o n eとは、プログラミングの高度な技術や知識がなくても、業務のシステム化や効率化を実現する業務アプリを職員自らが容易に作成できるツールであります。業務アプリの開発も改善も自由かつ容易にできるので、事業のスピードや状況の変化にも柔軟に対応できるのが特徴であり、全国の自治体においても導入が進んでおります。

本町の導入に当たりましては、昨年12月より、職員向けにデモンストレーションや操作研修を行い、今年度からは地域活性化起業人により開発について支援、アドバイスを受けるなど、徐々に活用の幅を広げているところであります。

今後の取組といたしましては、庁内に共通する業務を抽出しながら、順次、業務アプリを作成しているところについて、起業人とともに検討を進めているところであります。

また、対話型AIであるChatGPTなど生成AIの活用についても、他自治体の動向に注視しながら検討を進めているなど、今後も最新のテクノロジーを取り入れながら、行政サービスの向上と業務の効率化、省力化に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、DXを推進するために、先進自治体等と人事交流を行うことについてのおただしであります。先進自治体等との人事交流を推進することは、DXの成功に向けては重要なステップの一つであると考えております。

DX推進に関し、現在進めている先進自治体等との交流については、東京都狛江市と連携しながら進めているデータ連携基盤を活用したライフログモデルによる共助型社会の創出事業において、三菱商事株式会社や成城学園等と連携協定を締結し、継続的な協力体制を確立しております。

また、その事業に関連して参加している任意組織のデジタル田園タウン研究会の定期的な勉強会の開催により、狛江市や三菱商事のほか、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社等とともに新しい技術やアプローチに関する共同研究として、相互の知見の獲得に努めております。

さらに、全国の自治体職員が任意で参加可能なコミュニケーションツールである自治体向けビジネスチャット、L o G oチャットに参加し、業務の生産性向上や情報共有、意思決定の迅速化など、自治体職員が知りたい知見やノウハウを共有しております。

また、専門性の高い外部人材の派遣を通じた交流として、地域情報化アドバイザー派遣制度や、地域活性化起業人制度を積極的に活用し、専門的知識からのアドバイスにより、ノウハウを共有しております。

さらに、コロナ禍以降、急速に普及したオンライン会議の活用により、地理的に離れていても複数の拠点から対面によるコミュニケーションが可能となり、協議、意見交換など、交流の活性化が図られております。

なお、オンライン会議を活用しながら、リアルでの先進自治体への行政視察も併せて積極的に行っており、政策研究、情報交換など交流の拡大と活性化に努めております。

このように、連携、協力体制の構築など、様々な取組を通じた多分野の方々との交流により、多くの知見を獲得しながら、自治体DXの推進とともに、業務効率化、住民サービスの向上、そして課題に対応する能力の向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、安井議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 8番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、当町の小中学校では、これまでどのような防災教育を行っているのかのおただしであります。まず防災教育は、学校教育においては安全教育の中の一つとして位置づけられており、安全教育には、生活安全教育、交通安全教育、防災教育の3つの領域が位置づけられております。

防災教育では、児童生徒一人一人が地域の自然環境の特徴や災害、防災についての正しい知識を身につけ、

災害発生時における危険を理解し、状況に応じた確かな判断の下に自らの安全を確保する行動をしたり、災害発生時及び事後に進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つ行動をしたりする態度及び能力を育てることを目的としています。

本町では東日本大震災という大きな震災を経験しておりますが、震災の年に誕生した子供たちが現在、小学校第6学年となり、中学生でも当時の記憶や経験は少ない状況にあります。そのような状況から、小中学校では震災のあった3月11日に合わせ、特別の教科道徳において福島読み物資料を活用したり、全校集会等を開いたりして震災当時の様子や人々の思いについて学んでおります。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射線教育も各学年1時間実施し、放射線に関する基礎知識を学び、身を守る実践力を身につけております。

このように、各小中学校では、防災教育、放射線教育、道徳教育の関連を図った福島県ならではの学習が行われております。

また、現在、各小中学校では、矢吹町学校防災計画及び各学校で作成している危機管理マニュアルに基づき、火災、地震、不審者を想定した避難訓練を年間に2回から3回実施しております。主に避難経路を確認することが目的の訓練や、自ら判断し、行動することを目的とした予告なしの訓練など、児童生徒の実態に応じた訓練を実施しております。今年度、中畑小学校では、矢吹町消防団第2分団の協力を得て避難訓練を実施し、児童、学校と地域が連携した防災教育が行われました。

また、各小中学校で下校時を利用し、災害等を想定した保護者引渡訓練も実施し、児童生徒はもとより保護者の防災意識を高め、保護者、地域と連携した防災教育を実施しております。

さらには、各教科の学習においても防災教育の位置づけがなされております。小学校低学年の生活における地域探検、3学年の社会科での消防や警察など地域の安全を守る仕事について学ぶ学習、理科の学習では川の流水の働きや天気の変化について学び、社会科では地形や気候の概要、自然災害の防止について理解を広げます。今年度は、阿武隈川の治水対策や遊水地の役割について三神小学校4学年で出前講座を行い、令和元年度東日本台風における町内の被害状況や遊水地の役割について理解を深めました。

来年度以降、他の各小学校でも河川の治水や遊水地の役割について学習を進めていく予定であります。

また、先日の子ども議会では、災害発生時の飲料水確保や防災マップへの質問や要望などがありました。児童が災害や防災についての課題意識を持ち、身近な生活や災害について考えることができていることを大変うれしく感じております。

今後、各小中学校において、一人一人の児童生徒が矢吹町防災マップを活用しながら、自分の地域の立地条件や予想される自然災害に応じた防災の手だてを考え、自分の命を自分で守り、地域と連携しながら防災に取り組んでいけるよう今後も防災教育を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、児童生徒自らが学区内の危険マップを作成する取組についてのおたがしであります。児童生徒自らがフィールドワークを行い、危険マップ、学校のほうでは安全マップの名称を使用しておりますが、そのマップの作成や見直しに携わることは、児童生徒の防災意識を高める上で非常に有効であり重要なことと考えております。

現在、学区内の安全マップを作成している町内の学校は、小学校2校あります。

夏休み等の長期休業前には、登校班ごとに安全マップを基に地域の危険箇所について話し合う機会を持ち、児童が危険箇所を把握するとともに必要に応じ危険箇所を追加し、危険回避について主体的に話し合うことで、安全な生活ができるよう取り組んでおります。

作成していない小学校におきましても、子供たちが関わりながら危険箇所等の確認は行っておりますが、さらに、安全マップ等による見える化を図る手だてなど、協議してまいりたいと考えております。

また、社会科の学習では、災害などが起こった場合の避難場所や避難経路について、町の防災マップを参考に、自分の家から避難所までの経路や持参物を調べ、災害に備える意識と知識を高めております。

今後も町の防災マップの活用とともに、自校の安全マップの活用と見直しを行いながら、児童生徒が災害の発生を自分事として捉え、自分たちの目線で危険回避ができるよう、各教科や特別活動、行事等との関連を図りながら進めてまいりたいと考えております。

なお、子供たちが緊急時に駆け込みができる110番の家の場所については、町ホームページに掲載しており、登校班ごとに確認しながら下校を行う交通教室などの際に確認し、危険なときに助けを求めることができることについても学んでおります。

今後も、児童生徒が自分たちの地域について、安全の観点から把握し、自分の命は自分で守る力が身につけられるよう防災教育を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、タブレット端末を活用した防災教育についてのおたがしですが、各小中学校では、防災教育の際に各教科や特別活動等、行事等の狙いを達成できるようタブレットをはじめ、ICTの効果的な活用を十分に検討しながら実施しております。

社会科では、一人一台のタブレットを利用し、本町の防災マップを確認しながら、自分の居住区の立地条件や予想される自然災害に応じた防災の手だてを考え、自分や家族の避難場所や避難経路について学習しております。

この学習を生かし、各家庭において、町のホームページからも見ることができる防災マップ等を活用することで、家族の安全な避難について話し合う機会を持つこともできます。

また、理科や避難訓練等の学習では、映像資料を活用することで自然の驚異や災害状況について理解を深めております。一人一台のタブレットにより個々に活用できるため、確認したい部分について各自で繰り返し見ることができ、有効に活用されております。

また、今後、タブレット等、ICTを活用した各校の安全マップの作成についても、フィールドワークを取り入れるなど、児童生徒の体験や考えが効果的に反映される方法を検証しながら、検討していきたいと考えております。

今後も、予想される自然災害に応じて防災の手だてを考え、自分の命を自分で守ることができる力を高められるよう、各小中学校における防災教育の充実を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問、1番目の大きな項目から順番に再質問をさせていただきます。

まず、1番目の質問ですけれども、当町の定員適正化計画に基づく数値を示していただきました。計画値と目標値ということで5年分を示していただいたんですが、これ、私も実は申し訳ありません、承知をしていて、わざと議論を深めるために質問させていただいたんですけれども、この数値というのは、広報やぶきの12月号に毎年掲載されておりますので、一般の町民の方も知ることができるんですが、今ちょっと気がついたんですけれども、ご答弁いただいた数値とこの防災やぶきの数値が違っているところがありました。例えば、令和5年度で言いますと計画値……

〔「防災ではなくて、広報やぶき」と呼ぶ者あり〕

○8番（安井敬博君） 大変失礼しました。広報やぶきです。防災やぶきと言いましたけれども、広報やぶきの12月号で数値がちょっと違っているんです。6ページに掲載されておりましたけれども、令和5年度におきましては、計画160人に対して154名というのがこの広報の数値であります。ご答弁の数値ですと計画160名に対して158名となっております。令和4年度についても同様に、広報では計画158名に対して実績156人、ご答弁の数値ですと計画156名に対して実績155名となっております。ちょっとこの辺の数値、間違いかなと思う。どちらが間違いなのかちょっとご確認したいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 8番、安井議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、安井議員さんご指摘のとおり、今般の広報やぶきの数値なんですが、答弁と一致しておりません。

一つは中途採用の数でずれている部分と、あと広報やぶきの原稿のデータを引っ張ってくるのをちょっと誤りございまして、大変申し訳ございません、次号で訂正掲載させていただく予定でございました。ご指摘いただくのではないかなということで、覚悟はしておったんですが、大変申し訳ございませんでした。次号で訂正させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

〔8番 安井敬博君登壇〕

○8番（安井敬博君） そうしますと、ご答弁いただいた数値が正しいものとして認識いたしました。

これを見ますと、令和5年度計画では160名に対して158名、2名少ないと。令和4年度は156名に対して155名、1名少なかった。令和3年度155名に対して151名と、4名少なかったということですが、だんだんと計画には近づいてきている状況にはあるとは思うんですけれども、しかしながら、やっぱり2名少ない状況なんです。こういったことからいって、おおむね計画どおり採用していただいているという認識なのかもしれませんが、2名少ないということは160名の役場ではやはり大きな負担がかかるんじゃないかなと思うんですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 8番、安井議員の再質問にお答えさせていただきます。

2名少ないということですが、今、その募集をかけても、なかなか人材が確保できないという状況ではありますが、国の人事院勧告にもございますけれども、今、中途採用者で優秀な者を獲得するような時期に入っているということで、本町でも中途採用、答弁にもございましたが、本年10月に2名の中途採用を行いました。

4月1日採用試験も同時並行的に行っているんですが、採用応募者、合格出した採用者が、事情が許すようであれば早めの入庁、採用というのも検討しているところであります。ですので、できるだけ欠員状態をつくらないように、職員に負担がかからないような柔軟な体制で採用を行っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。

ただいまご答弁にありましたように、来年度新規採用者につきましても、繰上げでの入庁をぜひ促していただく、そういったことも、この後質問しようとしていたところでありました。ぜひ、そのあたりは進めていただきたいと思えます。

もう一つありました。なかなか人が集まらない状況というのがあったんですけども、確かにそうなんです。先ほどの大きな2番目の質問とも関連してまいりますけれども、人口減少に伴いながら役場職員に対する応募も、ほかの自治体との競争になっているというようなどころもありまして、とはいえ募集しても人が来ないよということでは、やっぱりそこを何とかしていかなくてはいけないのかなと私は思うんですけども、町としては募集しても人が集まらない状況に対して、どのようなことを行っているのかお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 8番、安井議員の再質問にお答えさせていただきます。

なかなか集まらないというような一般的なことを先ほど答弁してしまいましたが、本町といたしましても、そういった状況、ここ最近の話ではなくて、なかなか公務員に対する、国家公務員もそうですけれども、地方公務員も応募者が少ないという状況が続いておりました。安井議員さんおっしゃったように、自治体間の競争、取り合いということで、例えば合格者を出しても併願していて、結局、広報に載せる準備までして辞退とか、そういったことも本町でもありました。

そこで、反省点としまして、もうちょっとPRといいますか、そういったところを強化というところで、まず新採用職員にポスターを作らせたり、募集ポスター、PRポスターを作ってもらって、それを例えばコンビニであるとか、公共施設だけじゃなくて、民間の一般の商店、商店といいますか、何といいますか、お店であ

るとか、コンビニエンスストアであるとかにご協力いただきまして、掲示していただきました。掲示と、あと配布のほうをお願いしてまいりました。

加えて、各種大学のほうに直接訪問して、採用担当者のほうでPR、その担当部署のほうに伺ってPRをしてまいったという実績はございます。

加えて、本年度は福島県で実施しております町村の合同説明会というものに出席をさせていただきまして、私と、あと保健福祉課の保健師2名でブースを構えまして、そこに多くの応募者というか矢吹町の話が聞きたいということで、多くの参加者の方にご来場いただいたところであります。

そういったことも踏まえて、本町では試験のほうを町村会試験扱わせてもらっているんですが、町村会の方からも、矢吹町さんは特に応募者は多いと。応募者が多くても、なかなか一定水準以上の合格者であったり、最後先ほど申しましたように、辞退者がいるというのが実情でございますので、今後も応募者が多いということに慢心せず、矢吹町のPR、公務員の魅力発信というところは続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） なかなか人材採用というのは、民間でも同じように今苦勞しているところかなと思います。

矢吹町の職員になったら、どんな働き方をできるよとか、どんな夢をかなえられるよとか、そういったところをやっぱり伝えることが大事なのかなと思ってまして、大学への訪問の中でも、例えば先輩、OBを連れていくですとか、常にそのサイトでチャットなどを通じて、矢吹町の職員さんとじかに話ができるよとか、そういった工夫も必要なかなと考えております。

とはいえ、またほかの自治体でまた同じことをやっている、その競争の繰返しになるのかなとも思いますけれども、実はちょっと注目する記事がありまして、これは大阪府の寝屋川市というところでの職員採用についての募集記事なんですけれども、これは令和5年度大阪府寝屋川市職員採用試験案内ということで、「モチベーションお化け、集まれ！」というキャッチフレーズ、ポスターがどんと載ってまして、中身を見ていきますと、人物重視の採用試験であって筆記試験は一切しないということで、1次試験では個別面談、2次試験ではディベートを行っていくということで、やっぱりディベートなんかを入れていくとその人の人柄ですとか、コミュニケーション能力とかというものと、あとは役場に入った後の不安とかも解消できるようなことも一部あるのかなと思ってます。そのほかにもいろんな施策実施しているようで、完全フレックスタイム制度の導入ですとかあります。

今回、ちょっとそこの中で着目したのが、事務系大卒短大高卒の令和4年度の職員採用試験の実施状況ということで、申込者数971人に対して、採用枠18人しかないんですけれども、実に53.9倍もの倍率があったということで、そこに何かこういった募集の仕方の中で、新たに公務員目指す方のやりがいとかそういったものが共感されて、これだけの倍率になっているのかな、なんていうところも感じているところであります。

こういう先進自治体もあるわけですので、これ、こういったところの事例学ぶという意味でも、寝屋川市でどんなことやっているのかな、またほかにもそういうところあればと思うんですけれども、それちょっと研究

なさってみてはいかがかなと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

寝屋川市等の先進事例というところで、ご紹介ありがとうございました。

本町も1次試験は学力試験というところで、以前は、一般教養だけで専門試験を廃止した時期もございました。2次試験ではディベートではなくて、グループワークということで一定のテーマを与えて、そこを一つの組織という形で、その方々がこの組織の中でどのような動きをするのか、役割を持つのかというような人となりも見ながらというところでの2次試験と、あとは事務能力検査、面接ということで様々、おおむね5年周期ではありますが、見直しを行いながら工夫をしているところであります。

そうしてもなお、応募者、専門試験を廃止すればハードルが下がるようなイメージがあるので、一時的に応募も増える傾向にはあるんですが、なかなかいずれの試験をやっても最低ラインといいですか、そこを超える職員がなかなかいない。そういった最低ラインをクリアできる応募者が、なかなかいないというような難しいところもございます。

ですので、先進自治体、様々ございます。そういったところの事例、もしくは研修に伺った際も人事研修なんか専門研修行きますと、そういった先進事例なんかもご紹介を受けたりしますので、研究進めながら、今、安井議員さんにご紹介いただいた寝屋川市なんかもその一つに加えて研究してまいりたいと思いますので、ご理解とご協力よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ぜひ、研究進めていただきたいと思います。矢吹町、今いる職員の方たちも将来の職員の方も大事でありますので、ぜひ定員に満たすように頑張ってくださいと思います。

そこで、予見できない職員の減数による人員不足が生じた場合には、中途採用を行っているということですが、今回、退職者の人数も同じように、この広報やぶきに載ってございましたけれども、定年退職者1人ということでありましたので、これは除外するとして、自己都合退職の方が5名出ているということから考えますと、中途採用も頑張って2名の方採用していただいたところでもありますけれども、今年度中に先ほど言った新卒者の繰上げの採用ではなくて、この人数減った分を満たすための中途採用も行うことが必要ではないかなと考えておりますがいかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、中途採用試験、10月1日採用の試験を8月頃行ったんですが、実はその際も

3名の合格者を出しておりましたが、残念なことに1名辞退ということで、なかなか想定していた人数を今現在は獲得できていない状況でございますが、先ほど申し上げましたように、繰上げも含めて極力その欠員を出さないような形で取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） まず、ご答弁のとおり早急に来年の新規採用者に対しての繰上げの打診をしていただくということが必要であると考えます。また、それでも満たされない場合には、ご答弁ありましたようになるべく定員満たすようにというお答えでしたけれども、再度の中途採用も視野に入れて進めていただきたいなと思います。

次の質問に移らせていただきます。

これ、人員不足や休職の際のバックアップ体制ということでお答えいただきました。もちろん短期の期間の休職と病欠等に対しては採用しないというのもあると思うんですけども、これから先、90日以上休職等が出た場合には、補充も会計年度任用職員などで補っていくということでしたけれども、やっぱり働き方改革って政府も主導して進めていますよね。こういったことでいうと、バックアップ体制が必要になったときに採用するのではなくて、バックアップ体制を整えておかないと、なかなかこれは一般的な話でありますけれども、例えば育児休暇、男性の方も認められるようになりました。でも、育児休暇を取るとなかなか戻って帰る場所がないなんて話も聞きます。また、同僚の方にその間の仕事での負荷をかけるのではないかとということで、なかなかこの休職は取りづらいなんていうお話も聞きます。

これ、教員の現場でも同じようなことかとも思いますけれども、一般的な話で申し訳ないんですけども、やはりそういったことも踏まえて、何名かのそういったバックアップ体制というのをこれから計画していく必要があるのではないかなと思います。

この際、人員適正化配置計画のほうも見直しの時期に来ているということですので、そういった休職者を見据えた人員の増強について、今後どのようなことを考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

総務課長、正木孝也君。

〔総務課長兼選挙管理委員会書記長 正木孝也君登壇〕

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（正木孝也君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

まず、働き方改革やら休職、例えば介護休暇とか育児休業、そういったもののバックアップ体制というお話でございましたが、まず先ほどちょっとお話にあったように、戻ってきたとき籍がないというようなことは本町、地方公務員の組織ではございません。籍は動かすことができませんので、休業の場合は異動がない状態しております。じゃ、その方々をバックアップするのに負荷がかかるであろうというのは、そのとおりでございます。そこは組織力でカバーするというのが今の現状でございます。

ただし、やはりそうであれば、休むほうがなかなか気を遣って休めないだろうということも考えられますので、そういった意味合いで、定員適正化計画の中でこれまでは本当のぎりぎりの人数のラインで抑えておりま

したけれども、急な災害であったり、そういった予見できない休業、休職そういったものに対応できるように、やや余裕のあるような人員の配置というのも検討しなければならないだろうということで、その辺を次期職員の定員適正化計画のほうに盛り込み、そのようにしてまいりたいというふうに考えております。

基本的には答弁にもありましたように、協力体制ということで職員の横の連係で様々なことに組織としては柔軟に対応してまいりたい。しかし、その働き方改革等を踏まえたそういった人員の余裕というところも踏まえてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。ぜひ、これから5年ぐらいがやはり鍵なのかなと思います。職員誰も潰さないためにも、また将来、矢吹町で誇りを持って働いていただくためにも、人員の採用計画のほうの見直しもぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

次の大きな項目での質問に移らせていただきます。

DXを活用して業務の省力化を図ってほしいなどということで質問させていただいたわけですが、いろんなことやっているということで、統合型地理情報システムGISのオープンデータ化ですとか、AI議事録の作成ですとか、これは議会でも注目していました茨城県の自治体の例でも採用している例ですが、当町でもそれをやっているという前回の議会からも取組が見えてきました。だんだんこういったことで省力化ができてきているわけですし、また矢吹町としてもDX活用した事例は同僚議員への答弁にもありましたように、子供たちの健康増進とかそういったものにも活用していくようなことも出されておりました。

町の業務に直接結びつく中でいいますと、この中ではK i n t o n eというお話出てまいりました。これアプリの名前でして、特定の商品名なのでちょっと私も質問では控えさせていただいたところではありますが、質問項目にありますジチタイワークスのホームページ見ますと、どの自治体でこういったアプリかというのは分かっけてしまいますので、K i n t o n eということでそのとおりなんです。これ、K i n t o n eを実は導入している自治体の例で神戸市をご紹介したわけですが、こちらの例でいいますと、DX推進の本部といいますかそういった部署があるわけですね。そこが中心となって各部署単位で、ノーコードで作成できるK i n t o n eというシステムを利用して、様々業務アプリですとか、情報共有ですとか、スケジュール管理なんかもできているということで、実はつくるのはやっぱり市の職員なんです。

ご答弁にもありましたように、矢吹町でもその段階でありますということでした。これからK i n t o n eの使い方なんかも協力いただいている方たちですとか、会社の方たちとか、そういったところの方の指導も行きながらやっていくのかなと思いますけれども、実はやっぱり、このアプリのつくる中心となるのは幾らノーコードであっても、やはり使い方に慣れていかないと全庁的に使うというふうにはならないと思うんですね。そこでですけれども、例えば目標でありますとか、各部署において、各係において月1本はアプリつくっていかうとか、そういったような目標は今のところあるのかどうかちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画・デジタル推進課長、国井淳一君。

〔企画・デジタル推進課長 国井淳一君登壇〕

○企画・デジタル推進課長（国井淳一君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

アプリの開発について具体的な計画というかスケジュールはあるのかというところでございますが、今現在、各課でこちらのシステムを活用して、どういったアプリが開発できるのかというところを、聞き取り調査を行っているところでございます。

なかなか、いきなり各課で作成するというのは難しいというのは議員おっしゃるとおりでございます。まずは、うちのほうでこちらのソフトを活用してシステム開発ができるものを抽出しまして、うちのほうである程度作成をして、こういった活用ができるんだよというところを各課に示しながら、こちらのシステムの運用を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ありがとうございます。

やはり、そういう段階だとは思いますが。同じように神戸市さんでも、最初はそういう段階であったということで、先ほどご紹介しましたウェブの記事にも細かく載っておりますので、ぜひこのデジタル戦略部というところがあります。そこが中心になって、これまでK i n t o n eを使った業務アプリの開発手がけてきたことでもありますので、先進自治体のほうにもぜひ行って研究していただけるということでしたので、細かく話す時間もなくなってしまいますので、こちらも参考にしながら、また私からもお忙しい中、恐縮ですが、提案とか伺わせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次の質問、最後の質問になりますけれども、防災教育についてであります。

この防災教育、私たち子供の頃は、確かに避難訓練とかをやったんです。地震が来ましたよ、なんて想定で机の下に隠れたり、外の校庭までみんなで整然と行く、そういった訓練もやりました。ただ、今、本当に進んでいる段階かなと思います。デジタルマップ、デジタルということではなくて、ハザードマップなんかも、自分たちで学校単位で危険マップを作っているということで、2校では小学校でやっていますけれども、ほかではやっていないということで、やっているのはどこの小学校でしょうか、差し支えなければお聞かせください。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

マップを作っている小学校、2校でございますけれども、中畑小学校と三神小学校でございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ありがとうございます。

中畑小学校、三神小学校、やはり少人数だからこそ、そういった取組もできるのかなんていうところを、

ちょっと私の主観で申し訳ありませんけれども、思った次第であります。ぜひ、町内での先進事例としてほかの小学校、中学校にも広めていただきたいなと思います。

それで、実はデジタルを活用したというところで、先ほどやらせていただきましたけれども、この防災分野でもデジタルを活用している事例なんかもあるわけですし、その辺の幾つか紹介したいなと思っていたのが、神奈川県逗子市の例でありますけれども、この逗子市の小学校ではプログラミング教育と融合させまして、手書きのマップですけれども、それを画像データとして取り込んで、また座標データも加えていって、マップにしているのかなとも思いますけれども、そういった中で自らが歩いていって町内の場所ではここは危険だねとか、曲がり角ここは危ないねとか、いろんな危険とか、例えばこの自動販売機は災害になると、ただで水がもらえるんだよとかというような、そこをクリックすると、そういうことをちゃんとってくれるんですね。

そういったことも今、進んでおりますので、この逗子市の例ですとか、これはNHKのサイトに載っております「明日をまもるナビ」というところでサイトがありまして、その中で「BOSAIアクション」といって、「チャレンジ！BOSAIアクション」といって、番組もあります。休みの日とかにやっていることが多いですけれども、そういったものも参考にできるのかなと思いますので、ぜひそういった研究も教職員の方もしていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、佐藤豊君。

〔教育次長兼教育振興課長 佐藤 豊君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（佐藤 豊君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

今、質問いただきました神奈川県の逗子市の例であったり、NHKのサイトについては私どものほうでも確認させていただきまして、デジタルを活用した防災教育というところで、児童生徒の命を守るための未然防止というところにつながる部分でもあるかなと思いますので、そういったツールを使いながら安全意識の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） NHKのサイトのほうも確認していただいたということで、いろんな例ありますけれども、ほかに紹介したい例といたしましては、AR技術用いましてVR眼鏡をかけて、ここに行けば実際の景色にここまで浸水するよ、なんていうのもあります。矢吹町もそういった水害ハザードマップありますので活用をお願いしたいなと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、8番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

◎総括質疑

○議長（角田秀明君） 日程第2、これより町長から提出されました議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結をいたします。

◎議案・陳情の付託

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより議案・陳情の付託をいたします。

お諮りをいたします。議案第41号、第42号、第43号、第44号及び第45号については、7名の委員をもって構成する第一予算特別委員会を、議案第40号については、6名の委員をもって構成する第二予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 異議なしと認めます。

よって、第一予算特別委員会、第二予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名をいたしたいと思っております。

ただいま配付しました第440回矢吹町議会定例会予算特別委員会構成名簿のとおり指名をいたしたいと思っております。

お諮りをいたします。議案第35号、第36号、第37号、第38号及び39号につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

次に、11月20日までに受理しました陳情は、会議規則第92条及び第95条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） これで本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

本日は、誠にご苦労さまでございました。

(午後 4時05分)

令和5年12月11日（月曜日）

（第4号）

令和5年第440回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

令和5年12月11日(月曜日)午前10時開議

日程第1 議案第35号・第39号

審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第2 議案第36号・第37号・第38号

陳情第13号

審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第3 議案第41号・第42号・第43号・第44号・第45号

審査結果報告 第一予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第4 議案第40号

審査結果報告 第二予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程追加の議決

日程第5 議案第46号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第47号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第48号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第49号 矢吹町手数料条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第50号 令和5年度矢吹町一般会計補正予算(第5号)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(13名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
4番	藤井源喜君	5番	堀井成人君
6番	鈴木浩一君	7番	三村正一君
8番	安井敬博君	9番	加藤宏樹君
10番	鈴木隆司君	11番	青山英樹君
12番	熊田宏君	13番	富永創造君
14番	角田秀明君		

欠席議員(1名)

3番 高久美秋君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
教育長	大杉和規君	総務課長兼 選挙管理 委員会書記長	正木孝也君
企画・デジタル 推進課長	国井淳一君	まちづくり 推進課長	神山義久君
会計管理者兼 総合窓口課長	佐藤浩彦君	税務課長	小磯剛君
保健福祉課長	山野辺幸徳君	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木辰美君
商工観光課長	柏村秀一君	都市整備課長	有松泰史君
上下水道課長	西山貴夫君	行政管理監兼 危機管理監兼 政策管理監	阿部正人君
教育次長兼 教育振興課長	佐藤豊君	生涯学習課長	渡辺憲二君
子育て支援 課長	小椋勲君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏家康孝 次長 鈴木直人

◎開議の宣告

- 議長（角田秀明君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。
- ただいまの出席議員数は12名であります。
- 出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
- なお、3番、高久美秋君より、体調不良のため本日は欠席する旨の届出がありましたので、ご報告を申し上げます。
- また、7番、三村正一君より、少し遅れる旨の連絡がありましたので、ご報告を申し上げます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

- 議長（角田秀明君） それでは、去る12月5日の本会議において、各常任委員会、第一予算特別委員会、第二予算特別委員会に付託しました案件を議題といたします。
- 審査結果を各委員長から、順次報告を求めます。
-

◎議案第35号、第39号の委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（角田秀明君） 日程第1、これより議案第35号及び第39号を一括議題といたします。
- 本案に関し、委員長の報告を求めます。
- 総務教育常任委員会委員長、1番、芳賀慎也君。
- 〔1番 芳賀慎也君登壇〕
- 1番（芳賀慎也君） それでは、議場の皆様、おはようございます。傍聴席にお越しの皆様、誠にありがとうございます。
- それでは、総務教育常任委員会の審査の報告をさせていただきます。
- 第440回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。
- 報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。
- 7、審査結果。
- 当委員会に付託されました議案第35号、第39号の審査結果は、次のとおりであります。
- 議案第35号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。
- 本案は、地方税法及び地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税について産前産後に係る所得割額及び均等割額を減額する制度が創設されたため、矢吹町国民健康保険税条例について所要の改正を行うものであります。
- 審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 議案第39号 矢吹町屋内外運動場の指定管理者の指定について。
- 本案は、令和6年3月末をもって現指定管理者との指定管理期間が満了することから、令和6年度から5年

間の指定管理者の指定について提案するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

8番。

〔8番 安井敬博君登壇〕

○8番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、おはようございます。

それでは、議案第39号 矢吹町屋内外運動場の指定管理者の指定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

この屋内外運動場につきましては、これまで指定管理期間が3年でありました。これについて、来年の指定管理期間の満了後より、この指定管理期間5年とする議案となっております。

指定管理者につきましては、その目的といたしましては、費用の削減、それから住民サービスの向上、そこがまず第一だと思います。そこにありまして、これまで3年間でしっかりとその辺の検証を、また指定管理の満了に伴ってその指定管理者の業務内容についても検証するということがありましたけれども、これが5年となると、また5年という期間にわたってその検証が行われないのではないかと心配するものであります。

また、特に指定管理者の指定につきましては、これまで3年から5年というところへ延長するような自治体も増えてきておるといことでしたけれども、その中をしっかりと見ていきますと、単純に、例えば駐車場の管理ですとか、また公園等の清掃、そういったものについても含まれての5年間という長期間のものになっております。

文教施設であったり、また町民の福祉の向上、またスポーツなどによる体力向上など健康維持に役立つような施設、そういった施設につきましては、しっかりと町のほうで3年に1回ほどの短い期間の中で検証を行っていくことが必要であると考え、反対の討論とさせていただきます。

以上、同僚議員の皆様のご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） そのほか討論はございませんか。

13番。

〔13番 富永創造君登壇〕

○13番（富永創造君） 議場の皆さん、おはようございます。傍聴席にいらしております皆さん、傍聴ありがとうございます。

それでは、議案第39号 矢吹町屋内外運動場の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論させていただきます。

この指定業者が運営しております屋内外運動場、ここを利用されている小さいお子さんから、そして一緒に付き添っている保護者の皆さんに対する対応が非常によろしい。これはすばらしい運営をしているなという印象が私にはあります。

そして、今まで3年間ではありましたが、この3年間という期間に、この経営者の中でのスタッフ、若いんです。安定的業務、そして仕事の確保、これを望むのであれば、当然5年では短過ぎるくらいだ。そういった中で、あえて5年間ということであります。今後の安定的運営管理を望むのであれば、この指定管理者における指定管理期間、これは望まれる期間であると思えます。

そこで同僚の皆さんの賛同をお求めいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） ほかに討論はございませんか。

12番。

〔12番 熊田 宏君登壇〕

○12番（熊田 宏君） 議場の皆さん、おはようございます。傍聴席の皆さん、傍聴にお越しいただきありがとうございます。

私は、議案第39号 矢吹町屋内外運動場の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論させていただきます。

公共施設の指定管理者制度は、二十数年前から矢吹町にも導入され、効率的な施設運営やサービス向上を図るために導入された制度であります。この制度により、専門的な知識や経験を有する事業者が選ばれ、公共施設の運営がより適切かつ効果的に行われることが期待されて、その実績も上がっております。

今回選定された団体は2期6年の実績があり、多くの子供たちの健全な成長とその家族に絆の深まりをもたらし、町全体にとってもよい影響をもたらしていますし、町内外からたくさんの親子連れが来場されております。

この6年間の指定管理中においては、運営上の問題は一切発生しておりませんし、私も監査の立場でいろいろ見させていただいて、内部に触れられませんが、何の問題もございませんでした。コロナ禍においても感染対策の徹底により施設を起因とする感染者を出すことはなく、現在を迎えております。その実績が示すとおり、この団体は確固たる管理運営の下で円滑な運営を実現しています。

また、毎年行われている利用者アンケートでは、子供たちの心に寄り添った対応や行き届いた清掃、除菌作業に感謝の声が聞かれ、また、利用者の声にも真摯に対応しております。それによって利用者もたくさん来られていると。定数がありますので、もっと入れてくれという状況があつて、入れないことも時々起こっておりますので、それだけ人気がある、実績があるということでもあります。

さらに、従業員に対しては、子供たちとの遊び方や危険回避、非常時対応等、スキルアップ研修にも励んでおり、子供たちが楽しく過ごすことができていることのほか、従業員の働く意欲の向上にも貢献しております。

私も実際に孫を連れて何度かお邪魔しましたが、一緒に遊んでくれたり、1人の保護者によっては、子供は3人しか入れないのですが、実際に4人連れてきた人の対応を見ていたら、ごめんなさいと言ってちゃんと丁寧に対応して入場を断っておられました。それだけちゃんとルールにのっとり運営はされております。

以上の観点から、今回提案された議案については、議員皆様のご賛同をいただきたいと思います。

まして、先ほどもちょっと、討論に対してちょっと触れるのは申し訳ないんですが、駐車場の管理はここでは

なくて都市整備課で対応されております。そして、この3年から5年、先ほどの討論でもありましたが、優秀なスタッフを継続して雇用するためには3年ではやっぱり短過ぎるんですね。5年、私は10年でもいいと思っています、これだけの実績を上げていけば。そういうやっぱり業者の実績を見ながら判断していくということは非常に大切であるというふうに思います。それが町民や利用者の方の福祉につながっていくというふうに思います。

ですので、議場の皆さんのご賛同をお願いして、討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第35号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第39号 矢吹町屋内外運動場の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りをいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第36号、第37号、第38号、陳情第13号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第2、これより議案第36号、第37号、第38号及び陳情第13号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、5番、堀井成人君。

〔5番 堀井成人君登壇〕

○5番（堀井成人君） 議場の皆様、改めておはようございます。また、傍聴に来られた皆様、誠にありがとうございます。

それでは、産業民生常任委員会審査報告書をさせていただきます。

第440回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第36号、第37号、第38号及び陳情第13号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第36号 矢吹町道路線の認定について。

本案は、宅地分譲に伴い開発業者が整備を行い、町への寄附採納手続が完了した一本木33号線について、今後、周囲の宅地分譲などが見込まれることから、当該エリアの地域振興に資する町道として維持管理を図るものであります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号 矢吹町健康センターの指定管理者の指定の一部変更について。

本案は、令和6年3月末の指定管理者満了に伴い、次期指定管理者の選定を行うところではありますが、温泉敷地内擁壁の改修工事や新型コロナウイルス感染症対策のため、長期間にわたる使用制限、令和4年の福島県沖地震被害によるあゆり温泉の長期休館など、指定管理者による3か年の事業計画の実施が制限され、主体的な取組が予定どおり行われなかったことなどを勘案し、現在の指定管理者である株式会社アクティブワンの指定期間を令和9年3月31日までに変更するものであります。

討論に入り、安井議員から、指定管理の当初の目的であった経費の削減が物価高騰の影響で果たせていないため、この指定管理期間が終わる段階で、経費の削減を含めながら、今後の健康センター運営の在り方を検討し直すべきであるとの反対意見がありました。

また、青山委員から、3年間の指定管理における費用対効果等の検証の機会が損なわれてしまうこと、また、コロナに関係なく利用者が減少していることについて、経営上の見直しと改善等の機会を失することは町として損失でしかないとの反対意見がありました。

一方、富永委員から、施設の現状や現在の指定管理者の実績を考慮すれば、指定管理期間の延長に賛成であるとの意見がありました。

また、藤井委員から、町内で募集をかけても応募者がなく、2回目の募集でやっと選定者が見つかったという経過があること、また、擁壁の改修工事という大きな問題があるため、指定管理者期間を延長することが最善であるとの賛成意見がありました。

挙手採決の結果、可否同数となったため、委員長裁決により可決すべきものと決しました。

議案第38号 矢吹町ふれあい農園の指定管理者の指定の一部変更について。

本案は、矢吹町健康センターの指定管理者の指定の一部変更に伴い、矢吹町ふれあい農園の指定管理である株式会社アクティブワンの指定期間を令和9年3月31日までに変更するものであります。

討論に入り、安井委員から、長年にわたって現在の指定管理者により指定管理が続けられているが、経費の削減等を再検討する時期に来ているので、この指定管理期間が満了するタイミングで行うべきとの反対意見がありました。

一方、富永委員から、この施設は矢吹町健康センターと一体に管理している施設であるため、矢吹町健康センター同様、指定管理期間を延長すべきとの賛成意見がありました。

挙手採決の結果、可否同数となったため、委員長裁決により可決すべきものと決しました。

陳情第13号 新町地区生活道路の舗装に関する陳情。

本件は、新町地区の生活道路について、砂利道の現道舗装を求める陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

8番。

〔8番 安井敬博君登壇〕

○8番（安井敬博君） それでは、議案第37号 矢吹町健康センターの指定管理者の指定の一部変更について及び議案第38号 矢吹町ふれあい農園の指定管理者の指定の一部変更について、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、議案第37号であります。矢吹町健康センターあゆり温泉でありますけれども、こちらについては今回の指定管理期間3年間で来年の令和6年3月末に終了することに伴って、再公募を行わず、さらに3年間の延長を行うということで、6年間にわたる指定管理期間が指定されるというものであります。

これにつきましては、指定管理者の導入の目的であります経費の削減及び住民サービスの向上、こういったものが目的となっているわけでありまして、この3年間の指定管理期間の終了に伴って、その効果等について検証を行うタイミングがさらに3年先となってしまい、6年間という長期にわたるというものであります。

また、この指定管理期間6年延長することによって、その間に擁壁の改修等も見込まれているという説明もありましたが、擁壁の改修につきましては、この延長する3年間の間ではなく、さらにその先の年度において工事が始まるものと全員協議会の説明でも認識しております。ということからいけば、指定管理者がこのさらに3年延長する間に業務の中断を余儀なくされるようなことはなくなるのではないかと考えます。

しっかりと3年間で効果を検証する、そういう機会を確保するということから考えまして、この議案について反対をするものであります。

また、議案第38号 矢吹町ふれあい農園の指定管理者の指定の一部変更についてでありますけれども、こちらも議案第37号の矢吹町健康センターの指定管理者がふれあい農園についても管理者となるということで、これまで指定管理期間は同じ期間として指定してきたものであります。よって、6年に延長するというものでありますけれども、これについても先ほど申しました検証の機会をしっかりと持つことが3年であることが望ましいと考えること、それからまた、委員会の質疑の中でも明らかとなりましたが、ふれあい農園につきましては長年にわたって農園としての活用がなされてきておりません。ずっとゼロという状況が続いているわけです。どういった用途で使われているのかと質疑をいたしましたら、屋内ゲートボール場を利用する方の休憩施設と

して利用されているということでありました。

あくまでも、この施設はふれあい農園としての施設でありますから、その用途についてもしっかりと町民の声を聞きながら考えていくべきではないかと思えます。

よって、この3年間の満了をもって、そういった検証も行うべきであるということで、反対の立場を取らせていただきます。

また、報告書の中でニュアンスがちょっと変わっておりますので、少し説明しますが、現在の指定管理者によって長年運営がされてきたということではなくて、指定管理者の指定は平成18年からと記憶しておりますが、ふれあい農園についても、平成18年から長年、指定管理者に管理を委ねてまいりました。そういった中身もしっかりと検証していく機会であると捉えまして、反対の討論とさせていただきます。

以上、同僚議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田秀明君） ほかに第37号、第38号に対する賛成の討論のある方。

13番。

〔13番 富永創造君登壇〕

○13番（富永創造君） それでは、議案第37号 矢吹町健康センターの指定管理者の指定の一部変更について、賛成の立場で討論させていただきます。

現行の指定管理者による管理運営の期間を3年延長するという変更内容です。期間に絞るのであれば、3年の期間延長は最も短い期間であり、今の管理者が前向きに受け入れられるものであり、さらなる施設の管理運営の継続が望めるというものであります。町民にとっても利用者にとっても欠くことのできない安定的、安心・継続的な公共サービスが提供されるのであれば、この期間延長に何の問題があると言えるでしょうか。

ゆったりと温泉につかる幸せ、温泉プールでは、いつもの仲間とおしゃべりしながら個々の健康維持増進を図っている幸せなどと、子供から高齢者までが健康センターの公共サービスを満喫し、利用されております。

中長期的には解決しなければならない課題が横たわっているのは認識しておりますが、同僚議員の皆さん、建設的に議論し合い、前進できるよう、誇れる矢吹町健康センターを築いてまいりましょう。

議案第37号に対し、同僚の皆さんの賛同をお求めいたします。

続きまして、議案第38号 矢吹町ふれあい農園の指定管理者の指定の一部変更について、賛成の立場で討論させていただきます。

矢吹町健康センターの一つ、屋内ゲートボール場と同じ地番の施設であり、議案第37号と一体であり、健康センターの指定管理者の指定の一部変更に伴った議案ですので、議案第37号同様、この議案に賛成します。

同僚の皆さんのご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） そのほか討論ございますか。

11番。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） それでは、議案第37号 矢吹町健康センターの指定管理者の指定の一部変更について、議案第38号 矢吹町ふれあい農園の指定管理者の指定の一部変更について、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、指定管理そのものでございますが、財政健全化法の観点からも、議会等ではその収支内容等については報告はされないものでございます。その経営状況等を鑑みていきますと、マネジメント政策ですね、いわゆる公共施設等のマネジメントに関しての観点から反対の理由を述べさせていただきたいというふうに思っております。

特に、現在の指定管理の状況でございますが、指定管理に至った経緯等を申し述べますと、平成17年度、町が直営で行っていたときには、健康センターの費用としましては7,240万ほど費用がかかっております。そのうち、一般会計からの持ち出しが3,700万ぐらありました。つまり、この3,700万が町からの持ち出しというようなことでの経営上の赤字額だったわけでありまして。

これが、その後、指定管理が導入されて、平成20年には指定管理料が1,400万、平成21年が2,100万、平成22年が2,600万、平成23年は2,300万、平成24年2,800万ということで2,000万円台が続き、平成25年から3,900万というふうに、平成17年の町の持ち出し額を超えたのが平成25年度であります。それまでは指定管理をすることによっての効果額というものがございます。今申し上げた指定管理料から平成17年度の3,700万ほどの持ち出し金を引けば、平成22年度であれば1,000万円ほどの効果額、平成23年度であれば1,300万円ほどの効果額、平成24年度では800万円の効果額が見込めたわけでございます。ところが、それ以降は、全く効果額というものはマイナスに転じまして、どんどん出費のほう膨らんでいくわけでございます。

そして、申し上げたいのは、この収支、平成27年から令和元年までを見ますと、いわゆるコロナ前の経常時の収支を見ていきますと、健康センターの運営に関しましては、平均で8,700万円かかっております。8,700万円を年間ですから、休みの日もありますので、300日で割りますと1日29万円かかっている。多くはあゆり温泉、温水プールでもって29万円の費用が1日かかっております。

じゃ、そのうち幾らの収入があるのかということ計算していきますと、令和元年のデータを基に、町内の人間、町外の人間の利用者の費用を計算しますと、1日3万3,165円という数字になります。そうしますと、4万円としましても、29万円の費用がかかっているうち4万円の収入ですから、25万円、1日ですよ。25万円の税金からの持ち出しが行われているということでございます。

このような収支が本当に町民の皆様が望む収支であるのか、これを検証する、そういう機会も与えられていないわけなんです。先ほど申し上げましたように、財政健全化法の法律の下に、指定管理に関しましては報告する義務はないわけでございます。ですから、このように調べてまいりますと、本当に必要なものなのかどうか、そしてまた、健康増進という目的ではございますが、どれだけの町民の皆様の需要があるのかどうか、これは町も把握しておりません。どれだけの方々の要望があるのか、そしてまた、入館者の、先ほど申し上げました令和元年のデータを見ますと、入館者におきましては、およそ4割が町内の人間で、6割の人間は町外です。その方々の、町外から入っている6割の方々の分までも、町内の皆様の税金でもって、管理料という形でもって補填をしているというのが実態でございます。

そのような収支内容に関して、まず、いわゆる費用対効果、そしてマネジメントという観点から見過ごすことはできない事案であり、今回3年という期間の中で、こういった議論を重ねる、あるいは見直し、改善をしていくという機会が延長されることによって延びてしまう。今申し上げました1日25万円という数値が、これから3年間もそのままじゃぶじゃぶと町民の税金が流されていくという、そういう見方になります。

そして、もう一点、擁壁の改修工事があるということですが、擁壁の改修をする工事は令和9年以降になるはずですが、そうしますと、その工事が入る9年からの間というのは、工事期間中は休館扱いとなって休館の補償をまたしなくてはならない。そういった費用を、今後延長を3年間することによって、その部分を見越したならば、どれだけの無駄な費用が出ていくのかということ、これはおのずと分かってくることだと思います。そういう経営上の観点から、今回、見直しをやはりしながら、改めてこれからの在り方というものを考えていかなければならないということだと思います。

健康センターあゆり温泉、温水プール、この存在、運営を否定するものではありません。形としてはいろんな方法がございまして、チケット制にするとか、補助の仕方も様々あるわけですね。ですから、そういった議論がなされないままに延長されていく。そして、改善点なども整理した上で、費用対効果ももう一度見直していく。この状態が6年続くのか、いや3年でひとまず見直しをかけていくのが大事なのか、それはもう明白なことではないでしょうか。

以上の理由から、この議案第37号につきましては反対をする所存でございます。

そして、議案第38号に関しましても第37号と連動するものでありますので、第37号の理由等と同等の理由で、第38号の議案に関しましても反対をいたす所存でございます。

皆様の慎重なるご審議、お考えの下にご判断をさせていただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（角田秀明君） ほかに討論ございますか。

1 番。

〔1 番 芳賀慎也君登壇〕

○1 番（芳賀慎也君） それでは、議案第37号 矢吹町健康センターの指定管理者の指定の一部変更について、また、議案第38号 矢吹町ふれあい農園の指定管理者の指定の一部変更について、賛成の立場で討論させていただきます。

矢吹町健康センターは、町民の健康増進、教養の向上及び福祉向上を図ることを目的として、本町の観光資源として町内外から愛されている施設でございます。

現指定管理者が健康センターを運営してきた2年11か月において、大きく経営を妨げる不可抗力的な事態があったことを承知しております。1つは、新型コロナウイルス感染症でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、あゆり温泉、温水プールとも、実に223日もの利用制限を受けたこと。2つ目は、追い打ちをかけるように令和4年3月の福島県沖地震といった自然災害にも見舞われたことから、通常の営業が行えない期間が長期間に及ぶ結果となったことが挙げられます。また、町からの利用制限の依頼により、集客イベント等は事業計画どおりの事業実施ができなかったことや、今後、擁壁の改修工事を控えていることを考慮すると、指定期間の変更による延長が現在においては最良の判断であると考えます。

今後、健康センターが魅力ある施設としてさらなるPRに努め、民間の持つ専門性や柔軟な発想力、経営手法、スピード感等といったものを十分に生かすことや、これまでも健康センターのリニューアルオープンイベントを開催し、徐々に利用者、特に家族連れの利用者が増えてきていることもあり、コロナ禍以前のにぎわいを取り戻すことで利用者数の増加や観光資源としての運営を大いに期待できることから、本案に賛成いたし

ます。

続いて、議案第38号。

ふれあい農園は健康センターの敷地内にあり、平成18年の指定管理者制度導入当初より健康センターの指定管理者を非公募によりふれあい農園の指定管理者に指定し、議決しております。健康センターの管理に関する基本協定書に基づき、健康センターの指定管理者がふれあい農園の管理運営を行うことで、健康センターとふれあい農園の一体的な利活用が図られております。健康センターの指定管理者の指定の一部変更に合わせて、ふれあい農園の指定の一部変更を行うことが最良であると判断し、本案に賛成いたします。

議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（角田秀明君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認めます。これにて討論は終結をいたします。

これより議案第36号 矢吹町道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第37号 矢吹町健康センターの指定管理者の指定の一部変更についてを採決いたします。

お諮りをいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号 矢吹町ふれあい農園の指定管理者の指定の一部変更についてを採決いたします。

お諮りをいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（角田秀明君） ご苦労さまです。分かりました。

起立多数であります。

よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

これより陳情第13号 新町地区生活道路の舗装に関する陳情についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第13号は委員長報告のとおり採択されました。

◎議案第41号、第42号、第43号、第44号、第45号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより議案第41号、第42号、第43号、第44号及び第45号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第一予算特別委員会副委員長、7番、三村正一君。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） それでは、第一予算特別委員会の審査結果を報告いたします。

第440回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第41号、第42号、第43号、第44号、第45号の審査結果は、次のとおりです。

議案第41号 令和5年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ31万4,000円を減額し、総額を16億6,850万円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金5,240万6,000円、繰越金1,482万7,000円をそれぞれ増額し、国民健康保険税6,754万7,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費20万4,000円、保険給付費183万6,000円をそれぞれ増額し、国民健康保険事業費納付金235万4,000円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号 令和5年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,285万4,000円を追加し、総額を16億5,364万6,000円とするものであります。

歳入予算の内容は、国庫支出金3,275万9,000円、支払基金交付金320万4,000円、繰越金4,318万2,000円をそれぞれ増額し、県支出金2,728万円、繰越金1,901万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出予算の内容は、保険給付費763万6,000円、地域支援事業費423万3,000円、諸支出金2,275万3,000円をそれぞれ増額し、総務費176万8,000円を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号 令和5年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ264万9,000円を追加し、総額を2億90万4,000円とするものであり

ます。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料124万2,000円、繰入金14万円、繰越金126万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費14万円、後期高齢者医療広域連合納付金250万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第44号 令和5年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）。

本案は、収益的支出につきまして、既定の額に738万円増額し、総額を4億3,610万4,000円とするものであります。

支出の内容は、営業費用を738万円増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号 令和5年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第2号）。

収益的収入につきましては、公共下水道事業について、既定の額から654万円を減額し、総額を4億7,428万1,000円とするものであり、内容は、営業外収益を654万円減額するものであります。

収益的支出につきましては、公共下水道事業については、既定の額から452万2,000円を減額し、総額を4億5,465万9,000円とするものであり、内容は、営業費用を595万3,000円減額し、特別損失を143万1,000円増額するものであります。

農業集落排水事業については、既定の額に45万7,000円を増額し、総額1億8,121万6,000円とするものであり、内容は、営業費用42万5,000円、特別損失3万2,000円をそれぞれ増額するものであります。

資本的収入につきましては、公共下水道については、既定の額に137万2,000円を増額し、総額を2億4,571万6,000円とするものであり、内容は、企業債を620万円減額し、補助金を757万2,000円増額するものであります。

農業集落排水事業については、既定の額から130万円を減額し、総額を7,290万4,000円とするものであり、内容は、企業債を130万円減額するものであります。

資本的支出につきましては、公共下水道については、既定の額に1,450万円を増額し、総額3億8,536万9,000円とするものであり、内容は、建設改良費を1,450万円増額するものであります。

次に、企業債の補正につきましては、公共下水道事業債320万円、下水道事業資本費平準化債（公共下水道）を300万円、下水道事業資本費平準化債（集落排水施設）130万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、他会計からの補助金の補正につきましては、一般会計から当該会計へ補助金を受ける金額について1,308万9,000円増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの副委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第41号 令和5年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する副委員長報告は可決であります。

本案を副委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は副委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第42号 令和5年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する副委員長報告は可決であります。

本案を副委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は副委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第43号 令和5年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する副委員長報告は可決であります。

本案を副委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は副委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第44号 令和5年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する副委員長報告は可決であります。

本案を副委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は副委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第45号 令和5年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する副委員長報告は可決であります。

本案を副委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は副委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第40号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより議案第40号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第二予算特別委員会委員長、2番、関根貴将君。

〔2番 関根貴将君登壇〕

○2番（関根貴将君） 改めまして、議場の皆さん、おはようございます。また、傍聴にお越しくださいました方々、誠にありがとうございます。

それでは、第二予算特別委員会審査結果を報告させていただきます。

第440回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第40号の審査結果は、次のとおりです。

議案第40号 令和5年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億3,736万4,000円を追加し、総額を86億1,270万5,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金3,201万7,000円、県支出金2,202万7,000円、繰入金1億6,957万3,000円をそれぞれ増額し、諸収入342万7,000円を減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を防犯カメラシステム設置工事等により3,950万6,000円の増額、民生費を障がい者自立支援事業等により9,374万5,000円の増額、衛生費を新型コロナウイルスワクチン接種費国庫負担金返還金等により5,120万9,000円の増額、土木費を町道管理事業等により3,110万8,000円増額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、新たに公共施設等適正管理推進事業債（観光施設）を320万円追加するとともに、地方道路等整備事業債200万円、公園整備事業債110万円をそれぞれ減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第40号 令和5年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。
本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で全ての審議は終了いたしました。ここで、会期中に町長から追加議案がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を11時25分から、そして引き続き、その取扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議をいたします。よろしく申し上げます。

（午前11時08分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

（午前11時45分）

◎日程の追加

○議長（角田秀明君） 本定例会に提出されました追加議案等の取扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、7番、三村正一君。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。

議会運営委員会からご報告いたします。

会期中に町長から提出がありました議案5件について、企画・デジタル推進課長から説明を求め、協議をいたしました。

その結果、お手元に配付の追加議案日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。

皆さんのご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（角田秀明君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決定しました。

なお、追加日程につきましては、お手元の配付資料のとおりであります。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第5、これより議案第46号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、日程第5、議案第46号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本日は、議会議員の期末手当を引き上げるものであります。

本年10月の福島県人事委員会において、民間の支給割合に見合うよう、一般職の期末手当及び勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げる旨の勧告が行われたところであります。

福島県の特別職の期末手当引上げの方向性及び県人事委員会勧告に基づく一般職の期末手当及び勤勉手当の改正案を踏まえ、本年12月の期末手当の支給月数を1.65月から1.75月とし、年間支給月数を3.30月から3.40月に引き上げるものであります。

なお、令和6年度以降の期末手当については、年間0.1月分の引上げに伴い、6月及び12月の支給月数をそれぞれ1.7月とし、令和6年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第46号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第6、これより議案第47号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第6、議案第47号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、町長等の期末手当を引き上げるものであります。

本年10月の福島県人事委員会において、民間の支給割合に見合うよう、一般職の期末手当及び勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げる旨の勧告が行われたところであります。

福島県の特別職の期末手当引上げの方向性及び県人事委員会勧告に基づく一般職の期末手当及び勤勉手当の改正案を踏まえ、本年12月の期末手当の支給月数を1.65月から1.75月とし、年間支給月数を3.30月から3.40月に引き上げるものであります。

なお、令和6年度以降の期末手当については、年間0.1月分の引上げに伴い、6月、12月の支給月数をそれぞれ1.7月とし、令和6年4月1日から施行する改正案であります。

ご審議のほど、よろしく願いたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

お諮りをいたします。議案第47号 矢吹町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第7、これより議案第48号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第7、議案第48号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、職員給与と民間給与水準との均衡を図るため、職員の給料月額及び期末手当並びに勤勉手当を引き上げるものであります。

本年10月の福島県人事委員会勧告において、県内の官民給与の調査結果を基に、給料については民間の水準を0.88%下回ったということから、給料表について、民間との間に相当の差が生じている若年層に重点を置きつつ、全ての号給について改定を行い、また、期末手当及び勤勉手当についても、民間の支給割合に見合うよう、年間0.1月分を引き上げる旨の勧告が行われたところであります。

県人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員の適正な処分を確保するために設けられております。本案は、当該勧告を踏まえ、給料表は、若年層に重点を置きつつ、全ての号給について平均1.13%の引上げを行い、令和5年4月1日に訴求して適用し、また、一般職の期末手当について、年間支給月数を0.05月分引き上げ、令和5年度12月の支給月数を1.2月から1.25月に、一般職の勤勉手当についても、年間支給月数を0.05月分引き上げ、令和5年度12月の支給月数を0.975月から1.025月とするものであります。

なお、令和6年度以降の期末手当及び勤勉手当につきましては、年間0.1月分の引上げに伴い、6月及び12月の支給月数を期末手当は1.225月、勤勉手当は1.0月とし、令和6年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

お諮りをいたします。議案第48号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第8、これより議案第49号 矢吹町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第8、議案第49号 矢吹町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の施行を経て、令和5年12月6日に地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令の交付に伴い、戸籍・除籍電子証明書の手数料に関する規定を追加するため、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は令和6年3月1日から施行するものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

お諮りをいたします。議案第49号 矢吹町手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第9、これより議案第50号 令和5年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第9、議案第50号 令和5年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億1,038万2,000円を追加し、総額を88億2,308万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金が1億7,631万5,000円、繰入金3,406万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費を住民税非課税世帯に対する給付金等により1億3,238万2,000円の増額、商工費を矢

吹町プレミアム商品券交付業務委託により7,800万円増額するものであります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

お諮りをいたします。議案第50号 令和5年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、1時15分から全員協議会を開催しますので、ご協力よろしく申し上げます。

これにて第440回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 零時00分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 6 年 4 月 3 日

議 長 角田秀明

署 名 議 員 三村正一

署 名 議 員 安井敬博